

第3章 今後重点的に整備すべき情報の検討

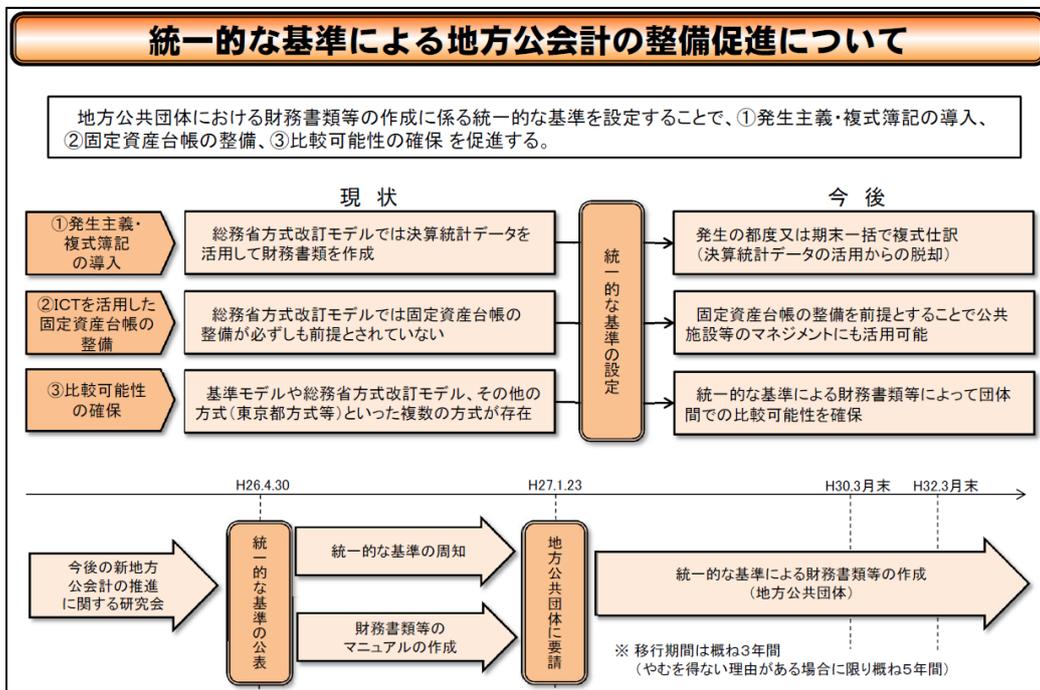
第3章 今後重点的に整備すべき情報の検討

1. 国等における関連動向

(1) 新地方公会計（統一的な基準）

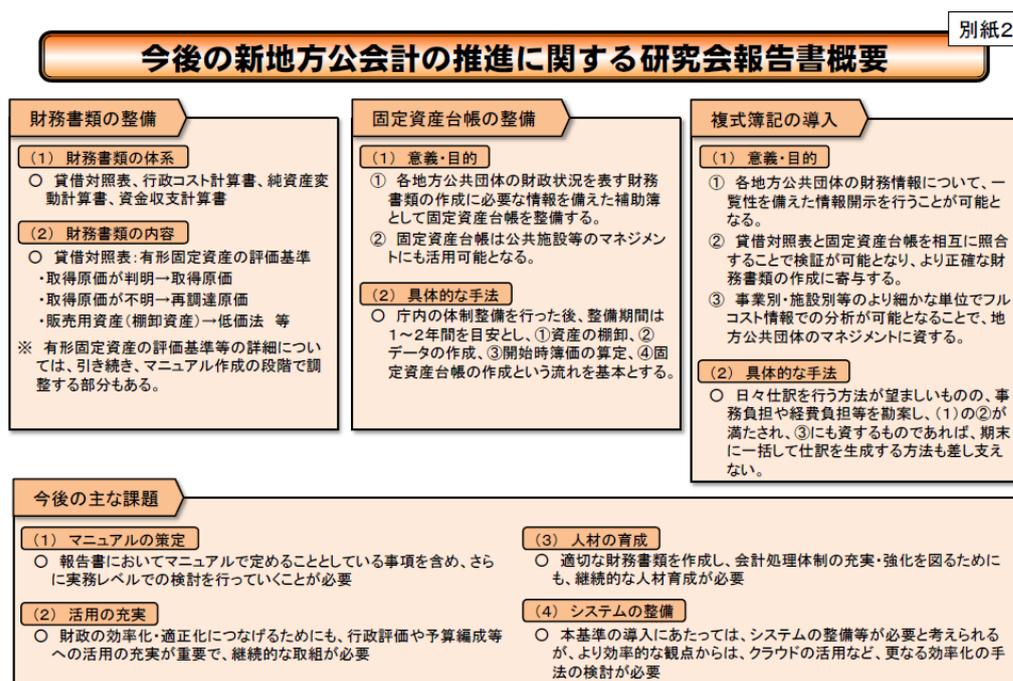
総務省は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総財務第14号・平成27年1月23日）において、平成29年度までに固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入を実施するよう要請している（図表3-1参照）。

図表 3-1 統一的な基準による地方公会計の整備促進について



（出所：総務省 統一的な基準による地方公会計の整備促進について 平成27年1月）

図表 3-2 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要



(出所：総務省 今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要 平成 26 年4月)

なお、新地方公会計（統一的な基準）で求められている固定資産台帳の内容は次のページのとおりである（図表 3-3 参照）。

図表 3-3 総務省マニュアルの固定資産台帳の記載項目の例

固定資産台帳の記載項目の例 別紙2

新地方公会計モデル (基準モデル・総務省方式改訂モデル)	①基本項目 (新地方公会計モデルに項目を追加)	項目の説明	②追加項目 (公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加)
1	番号	番号	
2	枝番	枝番	
3		所在地	
4	所属(部局等)	所属(部局等)	
5	勘定科目(種目・種別)	勘定科目(種目・種別)	
6	件名(施設名)	件名(施設名)	
7	リース区分	リース区分	
8	耐用年数分類(構造)	耐用年数分類(構造)	
9	耐用年数	耐用年数	
10	取得年月日	取得年月日	
11	供用開始年月日	供用開始年月日	
12	取得価額・取得価額相当額	取得価額等	
13		所有割合	
14	増減異動日付	増減異動日付	
15	増減異動前簿価	増減異動前簿価	
16	増減異動事由	増減異動事由	
17	今回増加額	今回増加額	
18	有償取得額	有償取得額	
19	無償所管換増分	無償所管換増分	
20	その他無償取得分	その他無償取得分	
21	調査判明増分	調査判明増分	
22	振替増額	振替増額	
23	評価等増額	評価等増額	
24	今回減少額	今回減少額	
25	除却額	除却額	
26	無償所管換減分	無償所管換減分	
27	その他無償譲渡分	その他無償譲渡分	
28	誤記載減少分	誤記載減少分	
29	振替・分割減額	振替・分割減額	
30	減価償却額	減価償却額	
31	評価等減額	評価等減額	
32	増減異動後簿価	増減異動後簿価(期末簿価)	
33		会計区分	
34	予算執行科目	予算執行科目	
35	用途	用途	
36	事業分類	事業分類	
37	開始時見積資産	開始時見積資産	
38	各種属性情報	各種属性情報	
39	売却可能区分	売却可能区分	
40		時価等	
41	完全除却済記号	完全除却済記号	
42		数量(延べ床)面積	
43		階数(建物)	
44		地目(土地)	
45		稼働年数	
46		目的別資産区分	
47		減価償却累計額	
48		財産区分(行政財産・普通財産)	
49		公有財産台帳番号	
50		法定台帳番号	
51	取得財源内訳		取得財源内訳
52			耐震診断状況(建物)
53			耐震化状況(建物)
54			長寿命化履歴
55			複合化状況
56			利用者数(件数)
57			稼働率
58			運営方式
59			運営時間
60			職員人数
61			ランニングコスト

(出所:総務省 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き 平成 26 年9月)

新地方公会計モデル(基準モデル・総務省方式改訂モデル)と新地方公会計(統一的な基準)の①基本項目とを比較すると次の項目が増加している(13増1減。増加分は次のとおりであり、減少分は「取得財源内訳」(追加項目)である)。これらの項目については、追加の情報収集や更新を行っていくための仕組みの構築などが求められる。

- 所在地
- 所有割合
- 会計区分
- 時価等
- 数量((延べ床)面積)
- 階数(建物)
- 地目(土地)
- 稼働年数
- 目的別資産区分
- 減価償却累計額
- 財産区分(行政財産・普通財産)
- 公有財産台帳番号
- 法定台帳番号

また、②追加項目(公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加)が定められ、次の項目が挙げられている。

- 取得財源内訳 (※基準モデルに含まれている)
- 耐震診断状況(建物)
- 耐震化状況(建物)
- 長寿命化履歴
- 複合化状況
- 利用者数(件数)
- 稼働率
- 運営方式
- 運営時間
- 職員人数
- ランニングコスト

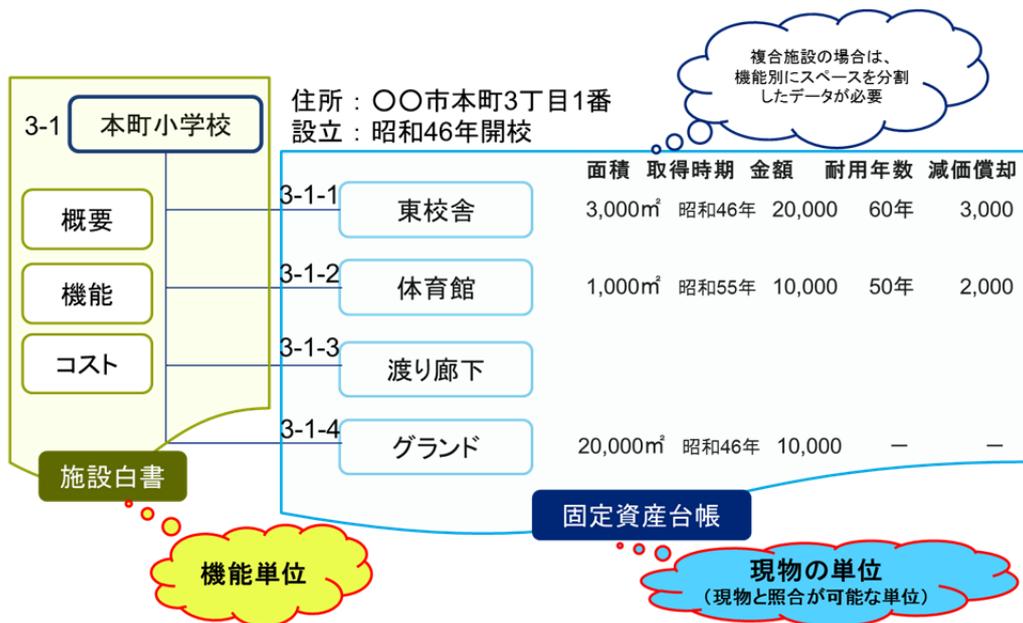
追加項目（公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加）については、各自治体にどのような収集を行うかが委ねられている。そのため、どの情報を収集するかといった観点やどのように情報更新を行っていくかについて検討することが求められている。

ここで、この情報を収集するに当たって留意すべき事項として、単位について指摘したい。

例えば、小学校を例に追加項目（公共施設マネジメント情報）と基本項目との関係を整理すると、追加情報については小学校という機能の単位で利用者数（児童数）などの情報が紐付けられる。それに対して、基本項目は、校舎・体育館など、物理的な単位である棟ごとにレコードを処理する必要がある（さらに、増改築が行われている場合には、1つの建物に複数レコードとなっている可能性もある）（図表 3-4 参照）。

総務省マニュアルを一見すると、基本項目と追加項目に特に違いはないように見える。しかし、前述のとおり、収集を行う単位に関する本質的な違いが見られるため、固定資産台帳の作成及び公共施設マネジメント情報の整備に当たっては、情報の収集方法や情報更新手法の整理について注意する必要がある。

図表 3-4 建物と施設(機能)の単位の違いについて



(2) 公共施設等総合管理計画

総務省は、「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（総財務第74号・平成26年4月22日）において、可能な限り速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請している（図表3-5参照）。

図表 3-5 公共施設等総合管理計画の策定指針の概要

公共施設等総合管理計画策定指針の概要①

公共施設等総合管理計画の内容

1 所有施設等の現状

全ての公共施設等を対象に、以下の項目などについて、現状や課題を客観的に把握・分析。

- 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
- 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2 施設全体の管理に関する基本的な方針

- 計画期間
10年以上とすることが望ましい。
- 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めるなどして取り組むことが望ましい。
- 現状分析を踏まえた基本方針
現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載。
- バージョンアップ
計画の進捗状況等についての評価の実施について記載。評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましい。なお、今後は、管理を行うに際し基礎となる情報として、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

3 地方財政措置

- 計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率 1/2）
- 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）
〔 特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%（資金手当）
地方債計画計上額 300億円（一般単独事業（一般）の内数） 〕

（出所：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要 平成26年4月）

また、平成26年の地方財政法の改正により、公共施設等の除却についての地方債の特例措置が設けられるとともに、平成27年度地方財政計画においては、公共施設の老朽化対策の推進として、集約化・複合化事業に係る地方債措置（公共施設最適化事業債）、転用事業に係る地方債措置の創設（地域活性化事業債の拡充）といった地方財政措置が講じられている。

2. 既存台帳情報の比較分析

(1) 基準モデルによる固定資産台帳の状況

現在、富岡市には基準モデルによる固定資産台帳があり、これを基に基準モデルによる財務書類を作成している。また、これと並行する形で、公有財産台帳などの法定台帳等があり、同じ資産の情報を二重管理している状況となっている。

また、平成 20 年度の基準モデル導入以来、資産異動の状況をそれぞれで収集し、更新してきたため、平成 26 年度の公共施設白書作成時点において、各台帳間で施設の有無や延床面積、取得日などで整合がとれない状況となっていた。

今後はこうした状況とならないようにするため、新地方公会計（統一的な基準）により新たに作成する固定資産台帳を、法定台帳等とも整合性を保ちながら、適切に維持・更新していく仕組みを構築することが重要である。

本項の分析に当たっては、統一的な基準の固定資産台帳と公有財産台帳などの法定台帳等との整合性の確保を重視し、それぞれの関連性を整理した。

(2) 資産別の台帳整備状況

統一的な基準における固定資産勘定科目別に現状の富岡市における資産情報の把握状況（法定台帳等）を整理した。

洗い出しを行った結果、富岡市が法定台帳等として管理しているものは、図表 3-7 のとおり、公有財産台帳（建物）、公有財産台帳（土地）、トンネル台帳、橋梁現況台帳・橋調書、都市公園台帳、公園台帳調書、道路台帳、備品台帳、防火水槽台帳、公共施設状況調査票であった。

このほか、森林国営保険、プール建設工事設計書等、ため池施設調書等、図書台帳、ソフトウェア等の契約書等、リース契約書なども固定資産台帳における資産情報と関連していることが分かった。

図表 3-6 財務書類上の勘定科目と富岡市の既存台帳との関連

財務書類上の勘定科目	中分類	既存台帳
土地(事業用資産)	土地	公有財産台帳
立木竹(事業用資産)	立木竹	公有財産台帳 森林国営保険台帳
建物(事業用資産)	建物	公有財産台帳 公共施設状況調査票
	建物附属設備 ⁵	
工作物(事業用資産)	工作物(事業用施設)	
船舶(事業用資産)	船舶	
浮標等(事業用資産)	浮標等	
航空機(事業用資産)	航空機	
その他(事業用資産)	—	
土地(インフラ資産)	—	道路台帳 都市公園台帳等
建物(インフラ資産)	—	都市公園台帳等
工作物(インフラ資産)	道路	道路台帳 橋梁現況台帳 トンネル台帳 橋調書等
	河川	
	公園	公園台帳
	下水道施設	ため池施設調書等
	治山	ため池施設調書等
	砂防	ため池施設調書等
	防火水槽	防火水槽台帳等
	物品	
	車両	備品台帳等
	美術品	備品台帳等
	その他物品	備品台帳等
	図書	図書台帳
ソフトウェア(無形固定資産)	ソフトウェア	
その他(無形固定資産)	その他(無形固定資産)	
リース資産	—	
建設仮勘定 ⁶	—	

また、上記で橙色としている資産については、既存の法定台帳等で資産情報が整備されていないので、固定資産台帳整備を通じて新たに整備を行っていく必要がある資産となっている。

⁵ 建物附属設備とは、建物に付属して機能する工作物・設備をいう。電気設備(蓄電や配電、照明等に係わる設備)、給排水設備、ガス設備、空調設備(冷暖房に係る設備、ボイラー)、昇降機設備(エレベーター、エスカレーター)などや内装造作(用途変更に伴い改装した際の内装工事費用等)が該当する。

⁶ 建設仮勘定は、有形固定資産に区分される勘定科目で、その工期が一会計年度を超える建設中の建物など、完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定科目であり、当該有形固定資産が完成した時点で本勘定に振り替えられるものである。

(3) 新地方公会計（統一的な基準）固定資産台帳と法定台帳等との対応について

法定台帳等は、所管課がそれぞれ管理・更新している場合が多い一方、固定資産台帳は財政課で管理されるため、資産情報が二重管理になりがちである。また、資本的支出⁷と収益的支出⁸の区分が財務会計上で適切に整理できていないと、固定資産台帳・法定台帳等ともに資産として計上するべきものに漏れが生じてしまうことが懸念される。

こうした問題意識から、法定台帳等と固定資産台帳の間で、本来は連携が取れているべき項目を整理し、当該項目が各台帳において整備されているかを調査することで、資産の現況と会計上の固定資産との間に不整合が生じないような仕組みの構築を検討する。

さらに、附属明細書などの開示書類において必要となる項目に関しても、連携を確保する必要がある。

図表 3-7 各法定台帳等及び固定資産台帳間での対応項目

台帳名	勘定科目	対応項目
公有財産台帳(建物)	建物(事業用資産)	取得価額等、会計区分
公有財産台帳(土地)	土地(事業用資産)	所在地、件名(施設名)、リース区分、取得年月日、取得価額等
トンネル台帳	工作物(インフラ資産)	件名(施設名)
橋梁現況台帳・橋調書	工作物(インフラ資産)	所在地、件名(施設名)、取得年月日
都市公園台帳	土地(インフラ資産) 建物(インフラ資産) 工作物(インフラ資産)	所在地、件名(施設名)、取得年月日
公園台帳調書	土地(インフラ資産) 工作物(インフラ資産)	所在地、件名(施設名)、取得年月日、供用開始年月日、増減異動日付
道路台帳	土地(インフラ資産) 工作物(インフラ資産)	所在地、件名(施設名)、供用開始年月日
備品台帳	物品	所在地、件名(施設名)、取得年月日、取得価額等、予算執行科目
防火水槽台帳	工作物(インフラ資産)	所在地、取得年月日、取得価額等
公共施設状況調査票	建物(事業用資産)	所在地、耐用年数分類(構造)、取得年月日、取得価額等、減価償却累計額

注) 上記の他、森林国営保険台帳、図書台帳が存在する。

⁷ 資本的支出とは、固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額のことをいう。

⁸ 収益的支出とは、いわゆる修繕費であり、通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額のことをいう。

(4) 統一的な基準の記載項目例と富岡市の公会計固定資産台帳との対応について

新地方公会計（統一的な基準）の固定資産台帳に記載されるべき項目と、富岡市における「公会計固定資産台帳」との対応を調査し、今後整備すべき情報の整理を行った。

総務省マニュアルの記載項目の例に存在し、公会計固定資産台帳に存在しなかった、あるいは厳密な対応関係が確認できなかった項目は、下記のとおりである。

① 基本項目（新地方公会計（統一的な基準））

- ・ 番号
- ・ 勘定科目（種目・種別）・・・「勘定科目（コード）」、「名称」、「資産種別」が対応すると思われるが、「道路」「橋りょう」など、新地方公会計（統一的な基準）における勘定科目と厳密な対応が取れないものも存在している。
- ・ 供用開始年月日・・・取得年月日と同一日を適用しているのであれば問題なし
- ・ 所有割合 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 増減異動日付・・・増加は取得日にて判明。減少について、除売却日に関する項目が無いため不明。
- ・ 増減異動事由
- ・ 今回増加額
- ・ 無償所管換増分
- ・ その他無償取得分
- ・ 調査判明増分
- ・ 振替増額
- ・ 評価等増額・・・「評価増減累計」が対応するかとも思われるが、当該項目の意味が不明瞭。また、純粋な増額のみを集計できない。
- ・ 今回減少額
- ・ 除売却額・・・「除売却累計」という項目が存在するが、当期分のみを集計できない
- ・ 無償所管換減分
- ・ その他無償譲渡分
- ・ 誤記載減少分
- ・ 振替・分割減額
- ・ 予算執行科目
- ・ 事業区分
- ・ 開始時見積資産
- ・ 各種属性情報
- ・ 時価等 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 完全除却済記号

- ・ 階数(建物) ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 地目(土地)・・・項目は存在するが、地目が入力されるべきにもかかわらず空欄のものが多い
※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 目的別資産区分 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 法定台帳番号 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加

② 追加項目（公共施設マネジメント等に活用するための項目を追加）

- ・ 取得財源内訳
- ・ 耐震診断状況（建物） ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 耐震化状況(建物) ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 長寿命化履歴 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 複合化状況 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 利用者数（件数） ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 稼働率 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 運営方式 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 運営時間 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ 職員人数 ※新地方公会計（統一的な基準）から追加
- ・ ランニングコスト ※新地方公会計（統一的な基準）から追加

上記のとおり、現在の公会計固定資産台帳では、新地方公会計（統一的な基準）の固定資産台帳で求められている情報が十分でない状況といえる。

そのため、新地方公会計（統一的な基準）の固定資産台帳の整備に当たっては、既存の固定資産台帳に情報を付け加えるというアプローチではなく、公有財産台帳等の法定台帳などをベースとして、新たに作成し直すといったアプローチも検討することが求められる。

3. 財務会計システムの科目マスタの詳細分析

(1) 財務会計システムの科目マスタの詳細分析

① 財務会計システムと固定資産台帳との対応について（支払・調定情報の固定資産台帳への反映方法の検討）

【新地方公会計（統一的な基準）マニュアルで示された対応関係】

新地方公会計（統一的な基準）マニュアルにおいては、「別表6 資金仕訳変換表」において、財務会計システムの科目マスタと複式仕訳の対応関係が次のとおり整理されている（図表3-8参照）。

※の科目については、変換候補となる仕訳が複数あるため、対応が必要となる。

図表 3-8 新地方公会計(統一的な基準)マニュアル 別表6 資金仕訳変換表

■歳入科目(特定)

別表6-1 歳入科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 源	勘定科目名	財 源	勘定科目名
1.都道府県税、市町村税	CF	税収等収入	NW	税収等
2.地方消費税精算金	CF	税収等収入	NW	税収等
3.地方譲与税	CF	税収等収入	NW	税収等
4.税交付金				
利子割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
配当割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
株式等譲渡所得割交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
地方消費税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
自動車取得税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
市町村たばこ税	CF	税収等収入	NW	税収等
都道府県交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
ゴルフ場利用税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
軽油引取税交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
国有提供施設等所在地市町村助成交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
5.地方特例交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
6.地方交付税	CF	税収等収入	NW	税収等
7.交通安全対策特別交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
8.分担金及び負担金	CF	税収等収入	NW	税収等
9.使用料及び手数料	CF	使用料及び手数料収入	PL	使用料及び手数料
10.国庫支出金※				
11.都道府県支出金※				
12.財産収入				
財産貸付収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子及び配当金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
財産(不動産・物品)売払収入※				
生産物売払収入※				
13.寄付金	CF	税収等収入	NW	税収等
14.繰入金				
特別会計繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
基金繰入金※				
財産区繰入金	CF	税収等収入	NW	税収等
15.繰越金		【仕訳不要】		
16.雑収入				
延滞金、加算金及び過料等	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
都道府県・市町村預金利子	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
貸付金元利収入※				
受託事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
収益事業収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
利子割精算金収入	CF	税収等収入	NW	税収等
借入金	CF	その他の収入(財務活動収入)	BS	その他(固定負債)
雑入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
17.地方債	CF	地方債発行収入	BS	地方債
(特別会計に固有の科目)				
国民健康保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
国民健康保険税	CF	税収等収入	NW	税収等
介護保険料	CF	税収等収入	NW	税収等
療養給付費等交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
連合会支出金	CF	税収等収入	NW	税収等
共同事業交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
支払基金交付金	CF	税収等収入	NW	税収等
共済掛金及び交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
連合会特別交付金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
保険金及び診療補填金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
診療収入	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
賦課金	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)

■歳出科目(特定)

別表6-2 歳出科目(特定)

予算科目名	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
1.報酬	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
2.給料	PL	職員給与費	CF	人件費支出
3.職員手当等※				
4.共済費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
5.災害補償費	PL	職員給与費	CF	人件費支出
6.恩給及び退職年金	PL	その他(人件費)	CF	人件費支出
7.賃金	PL	物件費(人件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
8.報償費	PL	物件費	CF	物件費等支出
9.旅費	PL	物件費	CF	物件費等支出
10.交際費	PL	物件費	CF	物件費等支出
11.需用費				
消耗品費	PL	物件費	CF	物件費等支出
燃料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
食糧費	PL	物件費	CF	物件費等支出
印刷製本費	PL	物件費	CF	物件費等支出
光熱水費	PL	物件費	CF	物件費等支出
修繕料	PL	物件費(家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
購材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
飼料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
医薬材料費	PL	物件費	CF	物件費等支出
12.役務費				
通信運搬費	PL	物件費	CF	物件費等支出
保管料	PL	物件費	CF	物件費等支出
広告費	PL	物件費	CF	物件費等支出
手数料	PL	物件費	CF	物件費等支出
筆耕翻訳料	PL	物件費	CF	物件費等支出
火災保険料	PL	その他(その他の業務費用)	CF	物件費等支出
自動車損害保険料	PL	その他(物件費等)	CF	物件費等支出
13.委託料※				
14.使用料及び賃借料	PL	物件費	CF	物件費等支出
15.工事請負費※				
16.原材料費	PL	維持補修費(物件費に計上されるものを除く)	CF	物件費等支出
17.公有財産購入費※				
18.備品購入費※				
19.負担金、補助及び交付金	PL	補助金等	CF	補助金等支出
20.扶助費	PL	社会保障給付	CF	社会保障給付支出
21.貸付金※				
22.補償、補填及び賠償金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
23.償還金、利子及び割引料※				
24.投資及び出資金※				
25.積立金※				
26.寄附金	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
27.公課費	PL	その他(移転費用)	CF	その他の支出(移転費用支出)
28.繰出金※				

■ 歳入科目(仕訳複数例)

別表6-3 歳入科目(仕訳複数例)

歳入科目だけから勘定科目が特定できないときは、次の例を参考に、取引内容を検討し、科目及び金額を特定して仕訳する。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財 書	勘定科目名	財 書	勘定科目名
国庫支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
都道府県支出金	業務活動支出の財源に充当したものが投資活動支出の財源に支出したものを特定する。			
	CF	国県等補助金収入(業務収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(臨時収入)	NW	国県等補助金
	CF	国県等補助金収入(投資活動収入)	NW	国県等補助金
財産(不動産・物品)売却収入	1 売却物が台帳記載の固定資産か否かを調査する。 2 売却物が固定資産の場合は、その科目を特定する。 3 資産売却において、簿価に対して売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
(固定資産)	CF	資産売却収入	BS	土地
	CF	資産売却収入	BS	建物
	CF	資産売却収入	BS	立木竹
	CF	資産売却収入	BS	工作物
	CF	資産売却収入	BS	船舶
	CF	資産売却収入	BS	浮標等
	CF	資産売却収入	BS	航空機
	CF	資産売却収入	BS	その他(事業用資産・インフラ資産)
	CF	資産売却収入	BS	物品
	CF	資産売却収入	BS	ソフトウェア
	CF	資産売却収入	BS	その他(無形固定資産)
(固定資産以外)	CF	資産売却収入	PL	資産売却益(臨時利益)
(有価証券売却収入)	売却において、売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	有価証券
生産物売却収入	1.売却物が、台帳記載の棚卸資産である場合は、以下の仕訳を行う。 2.棚卸資産の売却において、当該棚卸資産の簿価に対する売却損益が生じたときは、更に《別表7-1》の仕訳を行う。			
	CF	資産売却収入	BS	棚卸資産
基金繰入金	取崩した基金の科目を特定する。			
基金等の取崩しのとき	CF	基金取崩収入	BS	財政調整基金
	CF	基金取崩収入	BS	減債基金(流動資産・固定資産)
	CF	基金取崩収入	BS	その他(基金)
貸付金元利収入	1.長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に元本額と利息額を分ける。 2.利息分については、PLの収益として処理。 3.償還金に元金と利息が混在している場合は、当初は総額で仕訳しておき、整理仕訳において、利息額分を収益に振り替えてもよい(《別表7-1》参照)。			
(長期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	長期貸付金
(短期貸付金元本額償還)	CF	貸付金元金回収収入	BS	短期貸付金
(利息額)	CF	その他の収入(業務収入)	PL	その他(経常収益)
(償還金)	償還された資産の科目を特定する。			
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	出資金
	CF	貸付金元金回収収入	BS	その他(投資及び出資金)
	CF	その他の収入(投資活動収入)	BS	その他(投資及び出資金)

■ 歳出科目(仕訳複数例)

別表6-4 歳出科目(仕訳複数例)

歳出科目から勘定科目を特定することができないときは、次の例を参考に、取引内容を検討のうえ、科目及び金額を特定して仕訳を行う。

予算科目・ケース	借方		貸方	
	財源	勘定科目名	財源	勘定科目名
職員手当等	賞与等引当金を充当して支払った部分につき、《別表7-1》の仕訳を行う。			
	PL	職員給与費	CF	人件費支出
委託料	1. 工事の設計委託、ソフトウェアの開発委託等、資産形成支出が混在している可能性があるため、これを抽出し、資産については、建設仮勘定、ソフトウェア等、科目を特定する。 2. 自己資産の形成につながらない支出は経費とし、借方PLとする。			
(例)ソフトウェア開発支出	BS	ソフトウェア	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建設仮勘定)	BS	建設仮勘定(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)資産形成以外(事務委託等)	PL	物件費	CF	物件費等支出
工事請負費	1. 資産形成支出と費用が混在している可能性があるため、これを分け、資産については、建物、建設仮勘定等、科目を特定する。 2. 資産形成につながらない収益的支出は、PL維持補修費として処理する。			
(例)事業用建物工事	BS	建物(事業用資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)インフラ資産(建物)	BS	建物(インフラ資産)	CF	公共施設等整備費支出
(例)維持補修支出	PL	維持補修費	CF	物件費等支出
公有財産購入費	1. インフラ資産や事業用資産の科目を特定する。 2. なお、資産算入範囲外の経費支出が混在するときは、そのPL科目を特定する。			
(例)建物	BS	建物	CF	公共施設等整備費支出
(例)土地	BS	土地	CF	公共施設等整備費支出
資産形成につながらない支出	PL	科目を特定する。例えば物件費。	CF	物件費等支出
備品購入費	資産形成支出(原則として50万円以上)と、消耗品費支出が混在している可能性があるため、これを分け、資産については科目を特定する。			
(例)物品の購入(50万円以上)	BS	物品	CF	公共施設等整備費支出
50万円未満の物の購入	PL	物件費	CF	物件費等支出
貸付金	1. 長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に貸付に要する事務費用があれば、これを別途に抽出する。 2. 短期貸付金については、純資産上は財源区分内部の振替とみなし、あらかじめ財源仕訳は行わない。 3. 貸付に付随する事務費用はPLで処理する。			
長期貸付金	BS	長期貸付金	CF	貸付金支出
短期貸付金	BS	短期貸付金	CF	貸付金支出
貸付費用	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
償還金、利子及び割引料	償還金元本については、債務残高が減少する科目を特定し、また、利子・割引料等はPLで処理する。			
1年以内償還予定地方債元本償還	BS	1年以内償還予定地方債	CF	地方債償還支出
短期借入金元本償還	BS	その他(流動負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債元本償還	BS	地方債	CF	地方債償還支出
長期借入金元本償還	BS	その他(固定負債)	CF	その他の支出(財務活動支出)
地方債利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
借入金利子支払	PL	支払利息	CF	支払利息支出
過年度分過誤納還付	PL	その他(その他の業務費用)	CF	その他の支出(業務費用支出)
投資及び出資金	投資等の科目を特定する。			
有価証券購入	BS	有価証券	CF	投資及び出資金支出
出資	BS	出資金	CF	投資及び出資金支出
その他の投資	BS	その他(投資及び出資金)	CF	投資及び出資金支出
積立金	積立金等の科目を特定する。			
財政調整基金	BS	財政調整基金	CF	基金積立金支出
減債基金(長期)	BS	減債基金(固定資産)	CF	基金積立金支出
(短期)	BS	減債基金(流動資産)	CF	基金積立金支出
その他の基金・積立金	BS	その他(流動資産)	CF	基金積立金支出
繰出金	繰出金が他会計への経常移転である場合と、基金等の取崩である場合に分け、後者については、基金を特定する。			
他会計への経常移転支出	PL	他会計への繰出金	CF	他会計への繰出支出

(出所:総務省 統一的な基準による地方公会計マニュアル 財務書類作要領 平成27年1月)

【分析方法】

富岡市の財務会計システムの科目マスタと上記マニュアルの資金仕訳変換表との突合を行い、新地方公会計（統一的な基準）への対応可能性を整理する。

仕訳判定欄に「○」の記載があるものは、現行の科目マスタで対応可能であり、「×」とあるものは科目マスタを見直さなければ手作業による修正を要することを表している。また、「△」は、科目マスタでの修正対応以外の方法が有効であると考えられるものである。

【結果（概要）】

富岡市の財務会計システムの科目マスタは、歳入が 495、歳出が 4,228 あり、そのうち勘定科目が特定できないため複式変換できない科目（要対応科目）数は歳入 22（4%）、歳出 858（20%）であった。

【結果（詳細）】

分析結果を歳入は款別、歳出は節別に示すと、次のとおりである（図表 3-9 参照）。

図表 3-9 財務会計マスタの仕訳判定結果(歳入項目)

款名称	科目 総数	要対応 科目数	仕訳判定
市税 地方譲与税 利子割交付金 配当金交付金 株式等譲与所得交付金 地方消費税交付金 自動車取得税交付金 ゴルフ場利用税交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 分担金及び負担金 寄付金	47	0	判定結果:○ 仕訳:CF 税収等収入/NW 税収等
使用料及び手数料	93	0	判定結果:○ 仕訳:CF 使用料及び手数料収入/PL 使用料及び手数料
国庫支出金	47	2	判定結果:× 仕訳の選択肢が次の3つ存在する。 仕訳①:CF 国県等補助金収入(業務収入)/NW 国県等補助金 仕訳②:CF 国県等補助金収入(臨時収入)/NW 国県等補助金 仕訳③:CF 国県等補助金収入(投資活動収入)/NW 国県等補助金 そのため、業務活動支出の財源に充当したもの(①)か、災害復旧等の臨時的支出の財源に充当したもの(②)か、投資活動支出の財源に支出したもの(③)かを特定する必要があり、対応する支出を特定する作業が必要となる。
都道府県支出金	111	11	判定結果:× 国庫支出金と同様。
財産収入	30	4	判定結果:△ 仕訳:CF その他の収入(業務収入)/PL その他(経常収益) ただし、固定資産を帳簿価額以外で売却するケースでは、売却損益の調整のため、追加で次の整理仕訳を行う必要があり、当該売却対象資産の範囲とその売却時点の帳簿価額の情報が必要となる。 整理仕訳(売却益):BS 土地・有価証券など/PL その他(経常収益) 整理仕訳(売却損):PL その他(経常収益)/BS 土地・有価証券など

繰入金	9	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳の選択肢が次の3つ存在する。 仕訳①:CF 基金取崩収入／BS 財政調整基金 仕訳②:CF 基金取崩収入／BS 減債基金(流動資産・固定資産) 仕訳③:CF 基金取崩収入／BS その他(基金)</p> <p>そのため、取り崩し対象の基金に応じて上記の区分に従って処理を行う必要があるが、この分類は現状の科目マスタで対応できていると考えられる。</p> <p>なお、現行の会計マスタ上は登録がないが、特別会計繰入金の場合には、他の仕訳となる点に留意が必要である。</p>
繰越金	1	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳不要である。</p>
諸収入	155	5	<p>判定結果:×</p> <p>貸付金元利収入以外の場合には、次の仕訳となる。 仕訳:CF その他の収入(業務収入)／PL その他(経常収益)</p> <p>貸付金元利収入の場合には、仕訳の選択肢が次の3つ存在する。 仕訳①:CF 貸付金元金回収収入／BS 長期貸付金 仕訳②:CF 貸付金元金回収収入／BS 短期貸付金 仕訳③:CF その他の収入(業務収入)／PL その他(経常収益)</p> <p>そのため、長期貸付金と短期貸付金とに分け、更に元本額と利息額を分ける必要があり、元本額(①②)なのか利息額(③)なのかという情報と当該貸付金が長期(①)か短期(②)かという情報が必要となる。</p> <p>なお、現行の会計マスタ上は登録がないが、出資金やその他(投資及び出資金)からの償還金の場合には、他の仕訳となる点に留意が必要である。</p>
地方債	2	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳: CF 地方債発行収入／BS 地方債</p>

図表 3-10 財務会計マスタの仕訳判定結果(歳出項目)

節名称	科目 総数	要対応 科目数	仕訳判定
報酬	96	0	判定結果:○ 仕訳:PL その他(人件費)／CF 人件費支出
給料 共済費 災害補償費	205 (合計)	0	判定結果:○ 仕訳:PL 職員給与費／CF 人件費支出
職員手当等	403	47	判定結果:△ 仕訳:PL 職員給与費／CF 人件費支出 ただし、賞与等引当金を充当して支払った部分につき次の整理仕訳を行う必要があり、賞与等引当金を取崩して充当した金額の情報が必要となる。 整理仕訳:BS 賞与等引当金／PL 職員給与費
賃金	64	0	判定結果:○ 仕訳の選択肢が次の2つ存在する。 仕訳①:PL 職員給与費／CF 人件費支出 仕訳②:PL 物件費／CF 物件費等支出 そのため、人件費に該当するか物件費に該当するかを特定する必要がある。具体的には、日々雇用の臨時職員の給与(②)かそれ以外(①)を特定する作業が必要となるが、現状の科目マスタで対応できていると考えられる。
報償費 旅費 交際費	290 (合計)	0	判定結果:○ 仕訳:PL 物件費／CF 物件費等支出
需用費	803	530	判定結果:× 仕訳の選択肢が次の4つ存在する。 仕訳①:PL 物件費／CF 物件費等支出 仕訳②:BS 物品／CF 公共施設等整備費支出 仕訳③:BS 棚卸資産／CF 物件費等支出 仕訳④:BS 建物など／CF 公共施設等整備費支出 そのため、消耗品費や医薬材料費の場合で物品として計上すべきもの(②)か、印刷製本費の場合で販売用の棚卸資産として計上すべきもの(③)か、修繕費の場合で建物など固定資産として計上すべきもの(④)か、それ以外(①)かを特定する必要があり、それぞれの分類を特定するための情報が必要となる。 なお、そもそも予算要求の段階において、明らかに資産計上とはならないような支出に関してのみ需用費として整理を行い、資産計上の判断を伴うような支出については工事請負費として整理を行うということも考えられる。

役務費	362	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳の選択肢が次の3つ存在する。 仕訳①:PL 物件費/CF 物件費等支出 仕訳②:PL その他(その他の業務費用)/CF 物件費等支出 仕訳③:PL その他(物件費等)/CF 物件費等支出</p> <p>そのため、次の区分に従って処理を行う必要があるが、この分類は現状の科目マスタで対応できていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通信運搬費、保管料、広告費、手数料、筆耕翻訳料⇒① ● 火災保険料⇒② ● 自動車損害保険料⇒③
委託料	840	45	<p>判定結果:×</p> <p>仕訳の選択肢が次の4つ存在する。 仕訳①:BS ソフトウェア/CF 公共施設等整備費支出 仕訳②:BS 建設仮勘定/CF 公共施設等整備費支出 仕訳③:BS 物品/CF 公共施設等整備費支出 仕訳④:PL 物件費/CF 物件費等支出</p> <p>そのため、自己資産の形成につながる支出(①②③)と自己資産の形成につながらない支出(④)に分類し、自己資産の形成につながる支出については、ソフトウェアの開発委託等(①)か、工事の設計委託等(②)か、物品に該当するもの(③)かについて区分を特定する必要があり、支出内容を特定する作業が必要となる。</p> <p>なお、建設仮勘定については、本勘定への振替前の仮勘定であり、本勘定が何に当たるかについては、別途管理する必要がある。</p>
使用料及び賃借料	319	105	<p>判定結果:△</p> <p>仕訳:PL 物件費/CF 物件費等支出</p> <p>ただし、車、バス、重機、機械、器具、農機具、複写機の借上料、システムリース料などについて、ファイナンス・リース取引⁹に該当する場合には、リース資産に係る整理仕訳を行う必要がある、対象資産の勘定科目や耐用年数、割引率などの情報が必要となる。</p> <p>なお、上記仕訳を行わず、当初からリース資産としての計上を行う方法もあり、その場合には当初仕訳で資産計上処理を行う必要がある。</p>

⁹ ファイナンス・リース取引とは、途中で解約できず（実質的に解約不能なものを含む）に借り手が最後まで使用することが想定されているリース取引をいう。

工事請負費	83	51	<p>判定結果: ×</p> <p>仕訳の選択肢が次の4つ存在する。 仕訳①:BS 建物など/CF 公共施設等整備費支出 仕訳②:BS 建設仮勘定/CF 公共施設等整備費支出 仕訳③:PL 維持補修費/CF 物件費等支出 仕訳④:PL 物件費/CF 物件費等支出</p> <p>そのため、自己資産の形成につながる支出(①②)と自己資産の形成につながらない支出(③④)に分類し、自己資産の形成につながる支出については、資産科目を特定する必要がある。また、自己資産の形成につながらない支出である場合にも、その性質に応じて勘定科目を特定する必要がある。そのため、いずれの場合にも、支出内容を特定する作業が必要となる。</p> <p>なお、建設仮勘定については、本勘定への振替前の仮勘定であり、本勘定が何に当たるかについては、別途管理する必要がある。</p> <p>また、解体費用の場合には、別途除却の整理仕訳を行う必要があり、解体対象となった資産の勘定科目を特定する情報が必要となる。 整理仕訳:PL 資産除売却損/BS 建物など</p>
原材料費	42	30	<p>判定結果: ×</p> <p>仕訳の選択肢が次の3つ存在する。 仕訳①:PL 維持補修費/CF 物件費等支出 仕訳②:PL 物件費/CF 物件費等支出 仕訳③:BS 建物など/CF 公共施設等整備費支出</p> <p>そのため、施設等の維持管理上必要と認められた経費(①)か、物件費により取得された物件(自転車、コピー機器、机など)及び自動車の修繕費(②)か、普通建設事業費に区分されるような支出(③)かを特定する必要がある、支出内容を特定する作業が必要となる。</p>
公有財産購入費	10	3	<p>判定結果: ×</p> <p>仕訳の選択肢が次の2つ存在する。 仕訳①:BS 土地(事業用資産)/CF 公共施設等整備費支出 仕訳②:BS 土地(インフラ資産)/CF 公共施設等整備費支出</p> <p>そのため、購入した資産の勘定科目を特定する必要がある、購入した資産が何であるかの情報が必要となる。</p> <p>なお、現行の会計マスタ上は登録がないが、土地以外の購入がある場合には、対応する勘定科目を特定する必要がある点に留意が必要である。</p>
備品購入費	40	40	<p>判定結果: ×</p> <p>仕訳の選択肢が次の2つ存在する。 仕訳①:BS 物品/CF 公共施設等整備費支出</p>

			<p>仕訳②:PL 物件費／CF 物件費等支出</p> <p>そのため、取得価額が50万円以上(美術品の場合は300万円以上)のもの(①)か、それ以外(②)に区分する必要があり、この区分を特定する情報が必要となる。</p>
負担金補助及び交付金	482	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳:PL 補助金等／CF 補助金等支出</p>
扶助費	58	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳:PL 社会保障給付／CF 社会保障給付支出</p>
貸付金	5	5	<p>判定結果:×</p> <p>仕訳の選択肢が次の3つ存在する。 仕訳①:BS 長期貸付金／CF 貸付金支出 仕訳②:BS 短期貸付金／CF 貸付金支出 仕訳③:BS その他(その他の業務費用)／CF その他の支出(業務費用支出)</p> <p>そのため、実際の貸付額(①②)と貸付に要する事務費用(③)に分類した上で、貸付金の長期(①)又は短期(②)を区分する必要があり、貸付額(①②)なのか事務費用(③)なのかという情報と当該貸付金が長期(①)か短期(②)かという情報が必要となる。</p>
補償補てん及び賠償金	11	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳:PL その他(移転費用)／CF その他の支出(移転費用支出)</p>
償還金利子及び割引料	5	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳の選択肢が次の3つ存在する。 仕訳①:BS 地方債／CF 地方債償還支出 仕訳②:PL その他(その他の業務費用)／CF その他の支出(業務費用支出) 仕訳③:PL 支払利息／CF 支払利息支出</p> <p>そのため、次の区分に従って処理を行う必要があるが、この分類は現状の科目マスタで対応できていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 償還金元本⇒① ● 過年度分誤過納還付⇒② ● 利子⇒③ <p>なお、現行の会計マスタ上は登録がないが、借入金の場合には、他の仕訳となる点に留意が必要である。</p>
投資及び出資金	4	0	<p>判定結果:○</p> <p>仕訳:BS 出資金／CF 投資及び出資金支出</p>

積立金	23	1	<p>判定結果: ×</p> <p>仕訳の選択肢が次の4つ存在する。 仕訳①:BS 財政調整基金／CF 基金積立金支出 仕訳②:BS 減債基金(固定資産)／CF 基金積立金支出 仕訳③:BS 減債基金(流動資産)／CF 基金積立金支出 仕訳④:BS その他(流動資産)／CF 基金積立金支出</p> <p>そのため、次の区分に従って処理を行う必要があるが、この分類は現状の科目マスタで対応できていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財政調整基金⇒① ● 減債基金⇒②③ ● その他⇒④ <p>ただし、減債基金については、固定・流動の区分についての情報も必要となる。</p>
公課費	75	0	<p>判定結果: ○</p> <p>仕訳:PL その他(移転費用)／CF その他の支出(移転費用支出)</p>
繰出金	7	0	<p>判定結果: ○</p> <p>仕訳:PL 他会計への繰出金／CF 他会計への繰出支出</p> <p>なお、現行の会計マスタ上は登録がないが、基金繰出金がある場合には、上記の仕訳と異なる点に留意が必要である。</p>
予備費	1	1	<p>判定結果: ×</p> <p>内容に応じた仕訳が必要であり、上記のいずれの区分に該当するかを特定するための情報が必要となる。</p>

② 決算統計作成への対応状況

新地方公会計（統一的な基準）への対応に当たり科目マスタに変更を加えるに当たっては、決算統計作成のための目的別・性質別区分や臨時・経常の区分を科目マスタで設定するなど、決算統計資料の作成の効率化についても検討することが考えられるため、併せて決算統計の効率化についても検討した。

分析の結果、目的別・性質別区分や臨時・経常の区分が的確に行える科目マスタとなっていたため、追加の対応の必要性は見受けられなかった。

今後の新地方公会計（統一的な基準）への移行などに伴う財務会計マスタの変更の際には、こうした決算統計に必要な情報を収集できるかどうかという観点にも十分に留意して進める必要がある。

4. 一体的整備に向けた課題と今後重点的に整備すべき情報収集の考え方

(1) 一体的整備に向けた課題

① セグメント別財務書類の活用について

公会計情報の活用方法として、施設別財務書類などのセグメント別財務書類がある。セグメント別財務書類を活用することにより、よりきめ細やかな財務分析を行うことが可能となる。こうした施設別財務書類の作成に当たっては、施設別に財務情報を適切に集計することができる仕組みを構築する必要があり、そのための論点を次のとおり整理した。

② セグメント別財務書類の種類について

セグメント別財務書類については、施設別の財務書類のほか、事業別の財務書類や組織別の財務書類などがあり、全てを満たす情報整備は実務上困難であることから、どのようなセグメント区分を行うのかを整理する必要がある。

③ 先進事例の状況

東京都町田市では組織（課）と予算体系の「目」を揃えており、部長・課長のマネジメントに役立てるとともに、その内訳としての事業別財務書類を作成している。

熊本県宇城市では、予算体系の「目」の下に施設別にも細分化・整理を行った事業コードを付すことによって、施設別財務書類を作成している。

④ 富岡市において適した仕組みの検討

先進事例について、市の規模という観点でみると、町田市は人口 427,016 人、職員数 2,074 人の団体であり、宇城市は人口 61,878 人、職員数 457 人の団体である。事業別財務書類（組織別）も施設別財務書類も市全体のマネジメントであるが、比較的規模の大きな団体であるほど、トップマネジメントが細部まで目を行き届かせるのが難しくなるため、中間管理職をマネジメントするための仕組みの必要性が高まり、組織別財務書類が適することとなる。一方、比較的規模の小さな団体であれば、トップマネジメントが比較的細部まで目を行き届かせることができるため、施設別財務書類のような細かい単位での管理が適しているといえる。

こうしたことを踏まえると、人口 52,070 人、職員数 333 人の富岡市においては、宇城市のように予算体系のコード体系を施設別に整理することによって、施設別財務書類も作成することを目指していくことが、公共施設マネジメント情報の一体的な整備という観点から有効な仕組みになると考えられる。

⑤ 施設別財務書類を作成するに当たっての科目マスタの分析

財務会計システムのマスタの精査により施設別財務書類を作成するに当たり、施設別に科目を区分していくべき科目は、次のとおり、歳入 33（7%）、歳出 504（12%）であった（図表 3-11 参照）。

図表 3-11 施設別財務書類作成に当たっての要対応科目数(歳入・歳出項目)

款名称	要対応科目数	節名称	要対応科目数
市税	0	報酬	8
地方譲与税	0	給料	6
利子割交付金	0	職員手当等	50
配当割交付金	0	共済費	19
株式等譲渡所得割交付金	0	災害補償費	0
地方消費税交付金	0	賃金	12
ゴルフ場利用税交付金	0	報償費	14
自動車取得税交付金	0	旅費	16
地方特例交付金	0	交際費	1
地方交付税	0	需用費	77
交通安全対策特別交付金	0	役務費	47
分担金及び負担金	6	委託料	138
使用料及び手数料	12	使用料及び賃借料	44
国庫支出金	3	工事請負費	16
県支出金	1	原材料費	4
財産収入	0	公有財産購入費	1
寄附金	0	備品購入費	5
繰入金	0	負担金補助及び交付金	33
繰越金	0	扶助費	0
諸収入	11	貸付金	0
市債	0	補償補てん及び賠償金	2
合計	33	償還金利子及び割引料	0
		投資及び出資金	0
		積立金	1
		公課費	10
		繰出金	0
		予備費	0
		合計	504

(2) 今後重点的に整備すべき情報の検討

開始時に固定資産台帳を適切に整備するだけでなく、開始後に固定資産台帳を適切に維持・更新していくことに主眼を置き、活用可能な公会計とするため、データ整備の試行とデータ更新方法の整理を行う。

具体的には、次の4点を中心に検討を行っていく必要がある。

- 新地方公会計（統一的な基準）の固定資産台帳に必要な資産情報について、マニュアルに記載の「基本項目」の情報を棟単位で収集する。
「追加項目」については、先進事例調査などを参考に、別途整理・検討する。
- 法定台帳等と固定資産台帳を連携させる方法を整理・検討する。
- 財務会計の科目マスタにおいて、複式変換ができないものについて、科目の変更要否又は情報収集方法について整理・検討する。
- 法定台帳等や財務会計情報では収集できない資産の異動状況の情報収集方法について整理・検討する。

第4章 重点的に整備すべき情報の収集試行

第4章 重点的に整備すべき情報の収集試行

1. 情報収集試行の方法

(1) 情報収集の範囲

① 対象とする会計の範囲

地方公営企業法非適用の地方公営事業会計など、法定決算書類として貸借対照表等を作成していない連結対象団体（会計）は、一般会計等の作成要領に準拠して新たに個別財務書類を作成する必要がある。しかし、現状で固定資産台帳がない地方公営企業法非適用の公営企業が、平成31年度までの集中取組期間中に公営企業法の適用をする場合には、法適用までの猶予期間が与えられ、市全体の財務書類に一定期間連結されないこととなる。

このため、本調査研究では、公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備を行う意義の高い、一般会計のみを基本的な対象とすることが妥当であると考えられる。以降は特段の記載がない限り、一般会計を対象とすることとする。

したがって、重点的に整備すべき情報の収集試行についても、水道事業会計やガス事業会計、公共下水道事業会計等の企業会計を除いた、一般会計を情報収集の対象範囲として設定する。

② 対象とする資産の範囲

上記会計の範囲を踏まえた上で、各所管課が管理している固定資産を網羅的に調査する。なお、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」第65項によると、一個又は一組の取得価額又は見積価格が50万円未満の物品（美術品は300万円未満）については、資産計上を行わない旨が記載されているため、このような資産については調査範囲外とする。情報収集のための調査票は、「土地」、「建物」、「美術品」、「その他」の4種類とした（図表4-1参照）。

図表 4-1 入力すべき資産の範囲について(調査票の記載要領から抜粋)

入力すべき資産の範囲について

調査票名	入力すべき資産
土地	各課にて管理する土地
建物	各課にて管理する建物
美術品	各課にて管理する、取得価額または見積価格が300万円以上の美術品
その他	各課にて管理する、以下の資産が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル ・道路 ・橋梁 ・河川 ・水路 ・公園における工作物 ・防火水槽 ・ソフトウェア ・その他資産のうち、一個または一組の取得価額または見積価格が50万円以上の資産

入力不要な資産：有価証券、出資金、貸付金、基金、棚卸資産など、固定資産でないもの

(2) 調査票の設計

① 調査票の作成方法

新地方公会計（統一的な基準）の固定資産台帳に必要な資産情報について、マニュアルに記載の「基本項目」の情報を資産単位で収集できるように調査票を設計することが重要となる。

この観点から、調査票は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が公表している「地方公会計標準ソフトウェア インタフェース仕様書（暫定版、2015年9月11日時点）」を基に作成している。本仕様書は、統一的な基準における固定資産台帳の記載項目（図表 3-3 参照）を網羅しており、本仕様書の項目に沿って調査票を設計することで、マニュアルに記載の「基本項目」について網羅的な情報収集が可能となる。また、仮に将来的に固定資産台帳システムを導入する場合にも、いずれのベンダーも本ソフトウェアとのデータ連携機能を持たせる可能性が高いことから、今回の収集情報が将来的にも使用可能なものになると考えられる。

② 法定台帳との関連について

開始時において、法定台帳等と固定資産台帳の連携が図れるような調査票を設計することが重要となる。

この観点から、所管課へ照会をかける際に、調査票の入力項目と、法定台帳等の内容が一致すべき項目を挙げることで、固定資産台帳と法定台帳等の整合性が図られるようにしている（図表 3-7 参照）。また、開始時以降も定期的に項目内容の一致確認を実施することにより、台帳間での整合性の確認が取れ、資産の現況と会計上の固定資産との間に齟齬が生じない仕組みを構築することが可能となる。

図表 4-2 調査票項目一覧例(土地)

調査票 項番	名称	調査票 項番	名称
1	資産 No	26	時価等
2	枝番	27	取得年月日
3	増築等枝番	28	取得原価判明・不明区分
4	資産名	29	取得原価(円)
5	資産名カナ	30	土地面積(数量)
6	施設 No	31	土地面積(単位)
7	施設名	32	建物内利用面積(数量)
8	他台帳区分	33	建物内利用面積(単位)
9	他台帳番号	34	地目
10	所在地/郵便番号	35	底地フラグ(道路、河川及び水路の敷地なら●)
11	所在地/市区町村名	36	基準モデルの固定資産評価額(円)
12	所在地/市区町村名カナ	37	統一的な基準の評価方法による資産評価額(円)
13	所在地/町名(住所)	38	取得価額等(台帳計上額)
14	所在地/町名カナ	39	団体区分
15	所在地/街区地	40	会計区分
16	所在地/街区地カナ	41	予算執行科目/款
17	所属(部局等)/部	42	事業分類
18	所属(部局等)/課	43	複合化フラグ
19	所有割合	44	主要施設フラグ
20	目的別資産区分	45	敷地注記額
21	財産区分	46	取得財源: 国県等補助金
22	勘定科目(種目・種別)	47	取得財源: 地方債
23	所有関係区分	48	取得財源: 税収等
24	売却可能区分	49	取得財源: その他(その他特定財源)
25	用途		

※黄色網掛け項目は土地調査票における試験的な追加項目

図表 4-3 固定資産台帳と法定台帳等の関連性整理(土地)

調査票項番	名称	法定台帳と一致する項目 (下記は各台帳における項目名)			
		財産台帳土地総括表	都市公園台帳 (土地部分)	公園台帳調書 (土地部分)	道路台帳 (土地部分)
4	資産名	名称	名称	名称	路線名
8	他台帳区分	土地台帳	都市公園台帳	公園台帳調書	道路台帳
9	他台帳番号	台帳番号	告示番号	告知番号	路線番号
10	所在地/郵便番号	所在地	所在地	所在地	起点及び終点
11	所在地/市区町村名	同上	同上	同上	同上
12	所在地/市区町村名カナ	同上	同上	同上	同上
13	所在地/町名(住所)	同上	同上	同上	同上
14	所在地/町名カナ	同上	同上	同上	同上
15	所在地/街区地	同上	同上	同上	同上
16	所在地/街区地カナ	同上	同上	同上	同上
19	所有割合	-	土地所有者の内訳	土地所有者の内訳	-
21	財産区分	財産分類	-	-	-
27	取得年月日	取得年月日	設置年月日	設置年月日	-
29	取得原価(円)	取得価格	-	-	-
30	土地面積(数量)	筆数	-	-	-
31	土地面積(単位)	実測地積	敷地面積	敷地面積	路線内訳
34	地目	登記地目及び現況地目	-	-	-
39	団体区分	会計区分	-	-	-
40	会計区分	会計区分	-	-	-

(3) 試験的な追加項目

統一的な基準における固定資産台帳の記載項目（図表 3-3 参照）は、公共施設マネジメント等に活用するための項目として 11 項目が追加項目として記載されてはいるものの、基本的には固定資産台帳整備自体に主眼が置かれている。したがって、J-LIS が公表している仕様書についても、同様に、公共施設マネジメント情報の収集という観点からは十分でないとも考えられる。

本調査研究では、公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備という観点から、試験的に情報収集項目を 9 項目追加した。

なお、調査票上における項目のイメージや、施設別財務書類への集計方法については、「(4) 複合施設等のデータ収集方法に関する調査」「(5) 増改築を実施した資産のデータ収集方法に関する調査」にて述べる。

① 施設名及び施設No.

予算体系の「細節」を施設別に細分化し、施設別財務書類の作成を目指していくことが、公共施設マネジメント情報の一体的な整備という観点から有効な仕組みになる。したがって、情報収集の際は、施設別財務書類の作成が可能となるよう、「施設名」、「施設No.」という項目を追加的に設けることで、資産と施設の紐付けを行えるように調査票を設計した。

なお、資産に紐付く施設が複数存在する場合には、当該施設数のレコードが立つこととなる。つまり、一つの資産に紐付く施設が一つである場合には、入力は 1 行となるが、一つの資産に紐付く施設が二つある場合には、入力は 2 行となる。

② 増築等枝番

建物が増築された場合、増築分の建物は耐用年数等の関係上、元々存在していた建物とは別の資産として管理する必要があることから、枝番を付す。これにより、資産ごとの耐用年数が正確に算定可能となり、更新費用の推計等に有用となる。

③ 施設別延床面積

建物に属している施設別の延床面積を指す。施設別財務書類作成の際に、建物の取得価額等を、建物に属している各施設に配分する必要があるため、この配分基準に用いる。

「建物」の調査票のみに設定される項目となる。

④ 建物内利用面積

土地の上に存在する建物に属する施設別の延床面積を指す。施設別財務書類作成の際に、土地の取得価額等を土地に属している各施設に配分する必要があるため、この配分基準に用いる。

「土地」の調査票のみに設定される項目となる。

⑤ 複合化フラグ

一つの建物内に複数の施設が存在している複合施設の場合には、複合化フラグを立てる。これにより、資産・施設に係る複合化の状況が把握可能となる。

「建物」及び「土地」の調査票に設定される項目となる。

⑥ 主要施設フラグ

複合施設の場合、主要な施設にフラグを立てる。「① 施設名及び施設No.」で述べたように、一つの資産に複数の施設が紐付く場合には、入力は複数行となる。これにより、全データ内において、一定情報に重複が発生することから、この重複を回避するために本項目を設定している。

「建物」及び「土地」の調査票に設定される項目となる。

⑦ 主要建物フラグ

一つの施設が複数の建物に渡って存在している場合、主要と考えられる建物についてフラグを立てる。施設白書等を策定する際に、耐震化状況や耐用年数到来時期などについては、主要な建物について把握することが必要であり、その観点から、主要建物であることを判別可能となるよう、本項目を設定している。

「建物」の調査票のみに設定される項目となる。

⑧ 敷地注記額

既に固定資産台帳が整備済みであり、基準モデル等に基づいて取得原価が評価されている資産については、引き続き当該評価額を用いることが許容されている（資産評価及び固定資産台帳整備の手引き第109項）。しかしながら、その場合であっても、道路・河川及び水路の敷地については、その取得価額等を注記することとなっている（同手引き第63項）。このように、統一的な基準特有の財務書類の開示情報が収集可能となるよう、本項目を設定している。

「土地」の調査票のみに設定される項目となる。

⑨ 橋りょう構造

公共施設マネジメントにおける更新費用の推計を行う際、橋りょうの構造に関する情報が必要となるため、本項目を設定している。

橋りょうが含まれる、「その他」の調査票のみに設定される項目となる。

(4) 複合施設等のデータ収集方法に関する調査

建物・土地・施設がそれぞれ単体の状態で存在している場合は、建物・土地のコストを容易に施設に紐付けることが可能であるため、調査票において、施設別財務書類を作成するための特段の工夫を行う必要性はないと考えられる（ケース1の場合）。しかしながら、建物・土地・施設のいずれかが複数である場合には、建物・土地のコストを施設に紐付けるためには、何らかの按分基準を整備する必要が発生する（ケース2～8の場合）（図表4-4参照）。

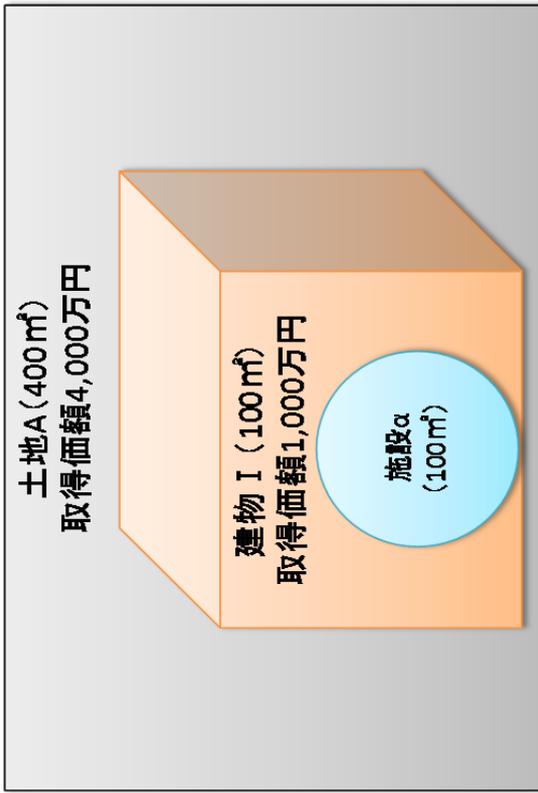
このように、施設別財務書類を作成するためには、建物・土地のコストに関する按分基準が必要となる。そして当該按分基準が「(3) 基礎調査機関による試験的な追加項目について」にて述べた「施設別延床面積」及び「建物内土地利用面積」となる。

本調査研究においては、建物・土地・施設がそれぞれ単数・複数である場合分けを実施した上で、全8ケースを想定した分析を行い、いずれのケースにも対応可能なように調査票を作成している。

図表 4-4 単体・複数のケース分類

ケース	図表番号	建物	土地	施設
1	4-5	単体	単体	単体
2	4-6	単体	単体	複数
3	4-7	単体	複数	単体
4	4-8	単体	複数	複数
5	4-9	複数	単体	単体
6	4-10	複数	単体	複数
7	4-11	複数	複数	単体
8	4-12	複数	複数	複数

図表 4-5 ケース 1 建物：単体 土地：単体 施設：単体



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物 I	配賦金額	土地A	配賦金額
施設 α	1,000万円 × 100㎡/100㎡ = 1,000万円		4,000万円 × 100㎡/100㎡ = 4,000万円	

- ・建物 I の施設 α への配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・土地Aの施設 α への配分金額
⇒ 土地A取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地Aの建物内利用面積合計

調査票イメージ (建物)

調査票番号 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1			1	建物 I	行モ/チ	1000	施設 α

...	31	32	33	34	47	48	49
...	半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択	選択
...	14		14				
...	建物延床面積	施設別延床面積	施設別延床面積		複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
...	数量	単位	数量	単位			
...	100.0 m ²		100.0 m ²			●	

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

調査票イメージ (土地)

調査票番号 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1			1	土地A	ト/E-	1000	施設 α

...	30	31	32	33	43	44
...	半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択
...	14		14			
...	土地面積	建物内利用面積	建物内利用面積		複合化フラグ	主要施設フラグ
...	数量	単位	数量	単位		
...	400.0 m ²		100.0 m ²			●

① ケース 1 について（図表 4-5 参照）

【ポイント】

- ・ 建物・土地・施設が単体で紐付いており、最もシンプルなケース
- ・ 複合施設等のデータ収集試行に当たり、理解の根幹となるケース

【各調査票項目について】

ケース 1 について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

■調査票項番 3 増築等枝番

増築等枝番については、「(5) 増改築を実施した建物のデータ収集方法に関する調査」にて詳細を記載する。なお、ケース 1～8 は、増改築のない場合を想定している。

■調査票項番 4 資産名

当該建物の資産名を入力する。

■調査票項番 7 施設名

当該建物に属する施設名を入力する。なお、建物に施設が複数属している場合は、当該施設数分のレコードが立つこととなる。つまり、一つの資産に紐付く施設が一つである場合には、入力は 1 行となるが、一つの資産に紐付く施設が二つある場合には、入力は 2 行となる。

ケース 1 の場合、建物 I に属している施設は、施設 α のみであるため、入力は 1 行となる。

■調査票項番 31 建物延床面積

当該建物の延床面積を入力する。

ケース 1 の場合、建物 I の延床面積は 100 m² であるため、「100」と入力する。なお、「調査票項番 32 単位」は、「m²」が自動で選択されている。

■調査票項番 33 施設別延床面積

当該建物に属している、各施設の延床面積を入力する。

ケース 1 の場合、建物 I に属している、施設 α の延床面積は 100 m² であるため、「100」と入力する。なお、「調査票項番 34 単位」は、「m²」が自動で選択されている。

■調査票項番 47 複合化フラグ

当該建物に属している施設が複数である場合、複合化フラグを立てる（「●」を選択する）。

ケース1の場合、建物Iに属している施設は施設 α のみであり単体であるため、複合化フラグは立てない。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

当該建物に属している施設が単体である場合、必ず主要施設フラグを立てる。つまり、複合化フラグが立っていない資産には、必ず主要施設フラグが立つこととなる。

当該建物に属している施設が複数である場合、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる。

ケース1の場合、建物Iに属している施設は施設 α のみであり単体であるため、主要施設フラグを立てる。

■調査票項番 49 主要建物フラグ

一つの施設が、複数の建物に渡って存在している場合は、主要と考えられる建物に主要施設フラグを立てる。

ケース1の場合、施設 α は、建物Iにのみ存在しているため、主要建物フラグを立てない。

(土地調査票)

■調査票項番 4 資産名

資産名は、当該土地の資産名を入力する。

■調査票項番 7 施設名

当該土地の上に存在する建物に属する施設名を入力する。なお、土地に施設が複数属している場合は、当該施設数分レコードが立つこととなる。つまり、一つの土地に紐付く施設が一つである場合には、入力は1行となるが、一つの土地に紐付く施設が二つある場合には、入力は2行となる。

ケース1の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は、施設 α のみであるため、入力は1行となる。

■調査票項番 31 土地面積

当該土地の面積を入力する。

ケース1の場合、土地Aの面積は400 m²であるため、「400」と入力する。なお、「調査票項番 32 単位」は、「m²」が自動で選択されている。

■調査票項番 33 建物内利用面積

当該土地の上に存在する建物に属する、各施設の延床面積を入力する。

ケース1の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属している、施設αの延床面積は100㎡であるため、「100」と入力する。なお、「調査票項番 34 単位」は、「㎡」が自動で選択されている。

■調査票項番 47 複合化フラグ

当該土地の上に存在する建物に属している施設が複数である場合、複合化フラグを立てる（「●」を選択する）。

ケース1の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、複合化フラグは立てない。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

当該土地の上に存在する建物に属している施設が単体である場合、必ず主要施設フラグを立てる。つまり、複合化フラグが立っていない資産については、必ず主要施設フラグが立つこととなる。

当該土地の上に存在する建物に属している施設が複数である場合、主要と考えられる施設について、主要施設フラグを立てる。

ケース1の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース1において、施設αに建物I及び土地Aのコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

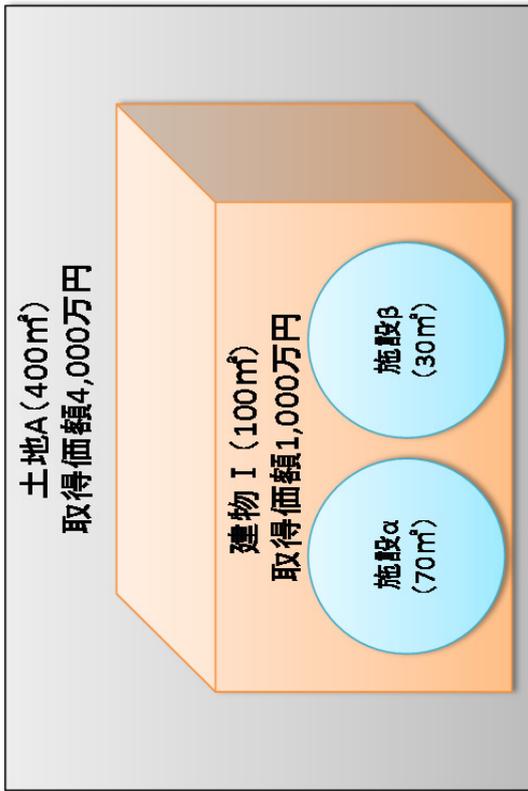
（建物Iのコスト集計について）

建物Iの取得価額は1,000万円である。ケース1の場合、施設は施設αのみであり、建物と施設が1対1の関係で紐付いていることから、建物Iの取得価額1,000万円がそのまま施設αへのコストとして集計される。

（土地Aのコスト集計について）

土地Aの取得価額は4,000万円である。ケース1の場合、土地の上に存在する建物に属する施設は施設αのみであり、土地と施設が1対1の関係で紐付いていることから、土地Aの取得価額4,000万円がそのまま施設αへのコストとして集計される。

図表 4-6 ケース 2 建物：単体 土地：単体 施設：複数



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物 I 配賦金額	土地A 配賦金額
施設α	1,000万円 × 70m ² /100m ² = 700万円	4,000万円 × 70m ² /100m ² = 2,800万円
施設β	1,000万円 × 30m ² /100m ² = 300万円	4,000万円 × 30m ² /100m ² = 1,200万円

- ・ 建物 I の施設αへの配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設αの施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・ 土地Aの施設αへの配分金額
⇒ 土地A取得金額 × 施設αの建物内利用面積 / 土地Aの建物内利用面積合計

調査票イメージ (建物)

調査票項目 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
半角数字	8	3	3	100	100	100	100
増築等枝番				資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1		1	建物 I	建物 I	好モ/仔	1000	施設α
行2		1	建物 I	建物 I	好モ/仔	2000	施設β

建物に紐づく施設が2つ存在するため、入力は2行となります。

調査票イメージ (土地)

調査票項目 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
半角数字	8	3	3	100	100	100	100
増築等枝番				資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1		1	土地A	土地A	好モ/仔	1000	施設α
行2		1	土地A	土地A	好モ/仔	2000	施設β

土地に紐づく施設が2つ存在するため、入力は2行となります。

施設別延床面積集計表

31	32	33	34	47	48	49
半角数字	14	14	14	選択	選択	選択
建物延床面積	100.0 m ²	100.0 m ²	70.0 m ²	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
数量	100.0 m ²	70.0 m ²	30.0 m ²	●	●	●
単位	m ²	m ²	m ²			

それぞれの施設における、建物内の延床面積を入力します。

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

② ケース 2 について（図表 4-6 参照）

【ポイント】

- 複合施設の中では最もシンプルなケース
- 特に「施設別延床面積」及び「建物内利用面積」の設定が重要となる
- 複合施設であるため、複合化フラグ及び主要施設フラグを立てる点について留意が必要となる

【各調査票項目について】

ケース 2 について、建物・土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。なお、ケース 1 と重複する項目については省略する。

（建物調査票）

■調査票項番 7 施設名

建物 I に属している施設は、施設 α と施設 β の 2 つとなるため、入力は 2 行（建物調査票における行 1 及び行 2）となる。

■調査票項番 31 建物延床面積

建物 I の延床面積は 100 m^2 であるため、行 1 及び行 2 に、「100」と入力する。

■調査票項番 33 施設別延床面積

建物 I に属している、施設 α の延床面積は 70 m^2 、施設 β の延床面積は 30 m^2 であるため、行 1 に「70」、行 2 に「30」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

建物 I に属している施設は施設 α と施設 β であり、複数存在するため、行 1 及び行 2 に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

建物 I に属している施設は施設 α と施設 β であり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設 α が建物 I における主要な施設と考え、行 1 に主要施設フラグを立てる。

■調査票項番 49 主要建物フラグ

施設 α 及び施設 β は、建物 I にのみ存在しているため、主要施設フラグを立てない。

(土地調査票)

■調査票項番 7 施設名

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は、施設α及び施設βの2つとなるため、入力は2行(土地調査票における行1及び行2)となる。

■調査票項番 31 土地面積

土地Aの面積は400㎡であるため、行1及び行2に「400」と入力する。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地Aの上に存在する建物Iに属している、施設αの延床面積は70㎡、施設βの延床面積は30㎡であるため、行1に「70」、行2に「30」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設αと施設βであり、複数存在するため、行1及び行2に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設αと施設βであり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設αが土地Aの上に存在する建物Iにおける主要な施設と考え、行1に主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース2において、施設αに、建物I及び土地Aのコスト(今回の場合は取得価額)を集計する過程を説明する。

(建物Iのコスト集計について)

建物Iの取得価額は1,000万円である。ケース2の場合、建物Iに属する施設は、施設αと施設βの2つがあることから、施設αと施設βの延床面積の比率で、建物Iの取得価額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額

=建物I取得価額×施設αの施設別延床面積/建物Iの施設別延床面積合計

=1,000万円×70㎡/(70㎡+30㎡)

=700万円

(土地Aのコスト集計について)

土地Aの取得価額は4,000万円である。ケース2の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属する施設は施設αと施設βの2つがあることから、施設αと施設βの延床面積(=建物内利用面積)の比率で、土地Aの取得価額を按分する。計算式は、次のとおりである。

施設αコスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{土地A取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{の建物内利用面積} / \text{土地Aの建物内利用面積合計} \\ &= 4,000 \text{万円} \times 70 \text{ m}^2 / (70 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2) \\ &= 2,800 \text{万円} \end{aligned}$$

(土地のコスト配分の際に、土地面積を施設別建物延床面積で按分しない理由について)

施設αに紐付く土地Aの面積を、建物Iの施設別延床面積合計に対する施設αの延床面積の比率を用いて算出した後、土地Aの全体面積に対する当該按分面積の比率に土地Aの取得価額を乗ずることで、施設αに紐付く土地のコストを配分するという方法も考えられる。

計算式は、次のとおりである。

施設α紐付く土地面積

$$\begin{aligned} &= \text{土地A面積} \times \text{施設}\alpha\text{延床面積} / \text{建物Iの施設別延床面積合計} \\ &= 400 \text{ m}^2 \times 70 \text{ m}^2 / (70 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2) \\ &= 280 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

施設αコスト集計額

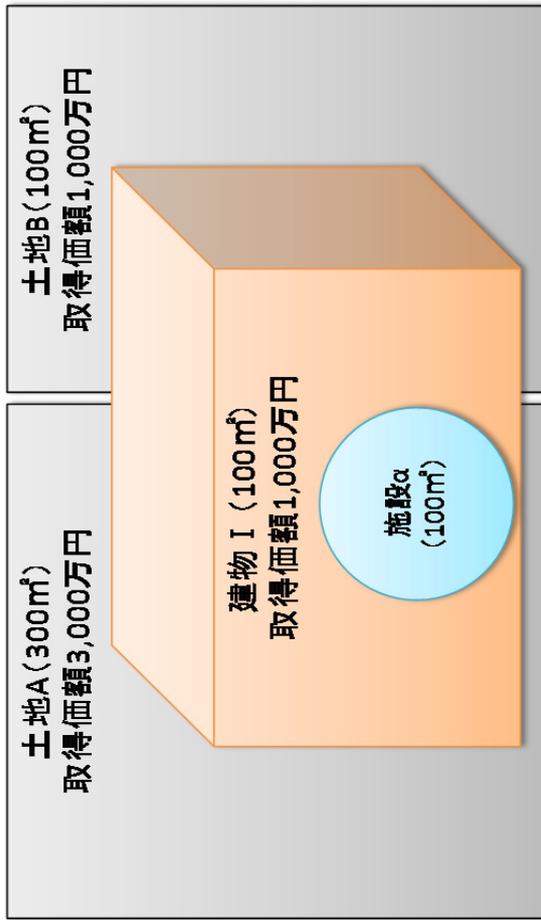
$$\begin{aligned} &= \text{土地A取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{に紐付く土地面積} / \text{土地面積合計} \\ &= 4,000 \text{万円} \times 280 \text{ m}^2 / 400 \text{ m}^2 \\ &= 2,800 \text{万円} \end{aligned}$$

当該方法によっても、建物内利用面積を用いて土地のコストを按分した場合と、同様の結果となる。

しかしながら、当該方法は、建物の増改築が発生する場合には、土地面積を再度各施設の建物延床面積で按分し直す必要があり煩雑となる。

土地のコストを適切に各施設に配分することが目的であり、各施設に紐付く土地面積を算出することは必ずしも必要ではない。したがって、計算の効率性に鑑み、建物内利用面積という概念を用いて土地のコストを配分する手法を採用する。

図表 4-7 ケース3 建物：単体 土地：複数 施設：単体



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物I 配賦金額
施設α	1,000万円 × 100m² / 100m² = 1,000万円

施設名	土地A 配賦金額	土地B 配賦金額
施設α	3,000万円 × 100m² / 100m² = 3,000万円	1,000万円 × 100m² / 100m² = 1,000万円

- ・ 建物 I の施設 α への配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・ 土地Aの施設 α への配分金額
⇒ 土地A取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地Aの建物内利用面積合計
- ・ 土地Bの施設 α への配分金額
⇒ 土地B取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地Bの建物内利用面積合計

調査票イメージ (建物)

調査票項番 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No		枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1		1		建物I	好モ/仔	1000	施設α

31	32	33	34	47	48	49
半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択	選択
14		14				
建物延床面積	施設別延床面積	施設別延床面積	施設別延床面積	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
数量	単位	数量	単位			
100.0 m		100.0 m				

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

調査票イメージ (土地)

調査票項番 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No		枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1		1		土地A	トチ-	1000	施設α
行2		1		土地B	トチ-	1000	施設α

30	31	32	33	43	44
半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択
14		14			
土地面積	建物内利用面積	建物内利用面積	建物内利用面積	複合化フラグ	主要施設フラグ
数量	単位	数量	単位		
300.0 m		100.0 m			
100.0 m		100.0 m			

③ ケース3について（図表4-7参照）

【ポイント】

- ケース1に比べ、土地が複数となったケース
- 建物調査票はケース1と同様
- 特に「建物内利用面積」の設定が重要となる

【各調査票項目について】

ケース3について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

建物が単体であり、施設も単体であるため、「ケース1」と同様となる。

（土地調査票）

■調査票項番 4 資産名

資産名は、当該土地の資産名を入力する。ケース3では、土地Aと土地Bの2つの資産が存在するため、それぞれ別の資産として入力を行う。

■調査票項番 7 施設名

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は、施設αのみとなるため、土地Aに関する入力は1行（土地調査票における行1）となる。また、土地Bの上に存在している建物Iに属している施設は、施設αのみとなるため、土地Bに関する入力についても1行（土地調査票における行2）となる。

■調査票項番 31 土地面積

土地Aの面積は300㎡であるため、行1に「300」と入力する。また、土地Bの面積は100㎡であるため、行2に「100」と入力する。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地Aの上に存在する建物Iに属している、施設αの延床面積は100㎡であるため、行1に「100」と入力する。同様に、土地Bの上に存在する建物Iに属している、施設αの延床面積は100㎡であるため、行2に「100」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、行1に複合化フラグは立てない。同様に、土地Bの上に存在する建物Iに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、行2に複合化フラグは立てない。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、行1に主要施設フラグを立てる。同様に、土地Bの上に存在する建物Iに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、行2に主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース3において、施設 α に、建物I、土地A及び土地Bのコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

（建物Iのコスト集計について）

建物Iの取得価額は1,000万円である。ケース3の場合、施設は施設 α のみであり、建物と施設が1対1の関係で紐付いていることから、建物Iの取得価額1,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

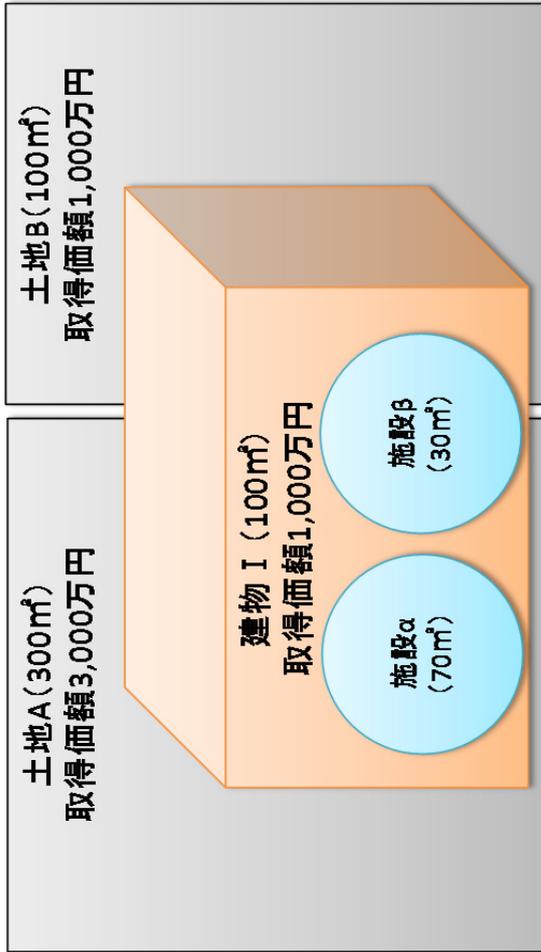
（土地Aのコスト集計について）

土地Aの取得価額は3,000万円である。ケース3の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属する施設は施設 α のみであることから、土地Aの取得価額3,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

（土地Bのコスト集計について）

土地Bの取得価額は1,000万円である。ケース3の場合、土地Bの上に存在する建物Iに属する施設は施設 α のみであることから、土地Bの取得価額1,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

図表 4-8 ケース 4 建物：単体 土地：単体 施設：複数



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物I 配賦金額
施設α	1,000万円 × 70㎡/100㎡ = 700万円
施設β	1,000万円 × 30㎡/100㎡ = 300万円

施設名	土地A 配賦金額	土地B 配賦金額
施設α	3,000万円 × 70㎡/100㎡ = 2,100万円	1,000万円 × 70㎡/100㎡ = 700万円
施設β	3,000万円 × 30㎡/100㎡ = 900万円	1,000万円 × 30㎡/100㎡ = 300万円

- ・ 建物 I の施設 α への配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・ 土地 A の施設 α への配分金額
⇒ 土地 A 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 A の建物内利用面積合計
- ・ 土地 B の施設 α への配分金額
⇒ 土地 B 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 B の建物内利用面積合計

調査票項目 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	増築等枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1			1	建物 I	建物 I	1000	施設 α
行2			1	建物 I	建物 I	1010	施設 β

31	32	33	34	47	48	49
半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択	選択
14	14	14	14			
建物延床面積	施設別延床面積	施設別延床面積	施設別延床面積	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
数量	数量	数量	数量			
100.0 m ²	70.0 m ²	70.0 m ²	70.0 m ²	●	●	
100.0 m ²	100.0 m ²	30.0 m ²	30.0 m ²	●		

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

調査票項目 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	増築等枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1			1	土地A	土地A	1000	施設 α
行2			1	土地A	土地A	1010	施設 β
行3			1	土地B	土地B	1000	施設 α
行4			1	土地B	土地B	1010	施設 β

30	31	32	33	43	44
半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択
14	14	14	14		
土地面積	建物内利用面積	建物内利用面積	建物内利用面積	複合化フラグ	主要施設フラグ
数量	数量	数量	数量		
300.0 m ²	300.0 m ²	70.0 m ²	70.0 m ²	●	●
300.0 m ²	300.0 m ²	30.0 m ²	30.0 m ²	●	●
100.0 m ²	100.0 m ²	70.0 m ²	70.0 m ²	●	●
100.0 m ²	100.0 m ²	30.0 m ²	30.0 m ²	●	●

④ ケース4について（図表4-8参照）

【ポイント】

- ケース2に比べ、土地が複数となったケース
- 建物調査票はケース2と同様
- 特に「建物内利用面積」の設定が重要となる

【各調査票項目について】

ケース4について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

建物が単体であり、施設が複数であるため、「ケース2」と同様となる。

（土地調査票）

■調査票項番 7 施設名

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は、施設α及び施設βであるため、土地Aに関する入力は2行（土地調査票における行1及び行2）となる。また、土地Bの上に存在している建物Iに属している施設も、施設α及び施設βであるため、土地Bに関する入力についても2行（土地調査票における行3及び行4）となる。

■調査票項番 31 土地面積

土地Aの面積は300㎡であるため、行1及び行2に「300」と入力する。また、土地Bの面積は100㎡であるため、行3及び行4に「100」と入力する。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地Aの上に存在する建物Iに属している、施設αの延床面積は70㎡であるため、行1に「70」と入力し、施設βの延床面積は30㎡であるため、行2に「30」と入力する。同様に、土地Bの上に存在する建物Iに属している、施設αの延床面積は70㎡であるため、行3に「70」と入力し、施設βの延床面積は30㎡であるため、行4に「30」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設αと施設βであり、複数存在するため、行1及び行2に複合化フラグを立てる。同様に、土地Bの上に存在する建物Iに属している施設は施設αと施設βであり、複数存在するため、行3及び行4に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設αと施設βであり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設αが土地Aの上に存在する建物Iにおける主要な施設と考え、行1に主要施設フラグを立てる。土地Bについても同様に考え、行3に主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース4において、施設αに、建物I、土地A及び土地Bのコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

（建物Iのコスト集計について）

建物Iの取得価額は1,000万円である。ケース4の場合、建物Iに属する施設は、施設αと施設βの2つがあることから、施設αと施設βの延床面積の比率で、建物Iの取得価額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{建物I取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{の施設別延床面積} / \text{建物Iの施設別延床面積合計} \\ &= 1,000 \text{万円} \times 70 \text{ m}^2 / (70 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2) \\ &= 700 \text{万円} \end{aligned}$$

（土地Aのコスト集計について）

土地Aの取得価額は3,000万円である。ケース4の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属する施設は施設αと施設βの2つがあることから、施設αと施設βの延床面積（＝建物内利用面積）の比率で、土地Aの取得価額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{土地A取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{の建物内利用面積} / \text{土地Aの建物内利用面積合計} \\ &= 3,000 \text{万円} \times 70 \text{ m}^2 / (70 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2) \\ &= 2,100 \text{万円} \end{aligned}$$

(土地Bのコスト集計について)

土地Bについても、土地Aと同様の考え方でコストを集計する。

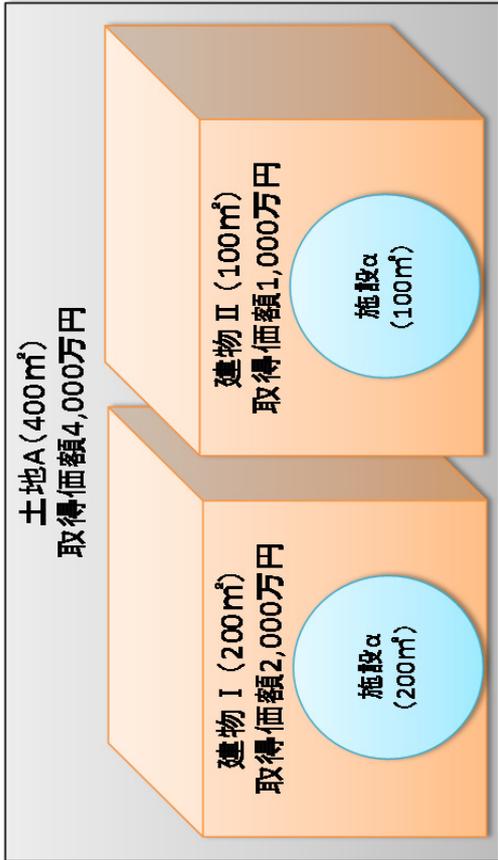
施設 α コスト集計額

= 土地B取得価額 \times 施設 α の建物内利用面積 \div 土地Bの建物内利用面積合計

= 1,000万円 \times 70 m² \div (70 m²+30 m²)

= 700万円

図表 4-9 ケース5 建物：複数 土地：単体 施設：単体



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物I 配賦金額	建物II 配賦金額
施設α	2,000万円 × 200㎡/200㎡ = 2,000万円	1,000万円 × 100㎡/100㎡ = 1,000万円

施設名	土地A 配賦金額
施設α	4,000万円 × 300㎡/300㎡ = 4,000万円

- ・ 建物Iの施設αへの配分金額
⇒ 建物I取得金額 × 施設αの施設別延床面積 / 建物Iの施設別延床面積合計
- ・ 建物IIの施設αへの配分金額
⇒ 建物II取得金額 × 施設αの施設別延床面積 / 建物IIの施設別延床面積合計
- ・ 土地Aの施設αへの配分金額
⇒ 土地A取得金額 × 施設αの建物内利用面積 / 土地Aの建物内利用面積合計

調査票イメージ (建物)

調査票番号 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	増築等枝番	資産名	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1		1	建物I	好モ/仔	1000	1000	施設α
行2		1	建物II	好モ/ニ	1000	1000	施設α

31	32	33	34	47	48	49
半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択	選択
14		14				
建物延床面積	建物延床面積	施設別延床面積	施設別延床面積	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
数量	単位	数量	単位			
200.0 m ²		200.0 m ²				
100.0 m ²		100.0 m ²				

施設が単体である場合には、施設別延床面積の合計を、建物内利用面積として記入します。

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

調査票イメージ (土地)

調査票番号 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	増築等枝番	資産名	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1		1	土地A	トチー	1000	1000	施設α

30	31	32	33	43	44
半角数字	選択	半角数字	選択	選択	選択
14		14			
土地面積	建物内利用面積	建物内利用面積	建物内利用面積	複合化フラグ	主要施設フラグ
数量	単位	数量	単位		
400.0 m ²		300.0 m ²			

⑤ ケース5について（図表 4-9 参照）

【ポイント】

- ケース1に比べ、建物が複数となったケース
- 主要建物フラグを立てる必要があることに留意が必要となる
- 土地調査票は基本的にケース1と同様となるが、「建物内利用面積」の設定が重要となる

【各調査票項目について】

ケース5について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

■調査票項番 4 資産名

当該建物の資産名を入力する。ケース5においては、建物Ⅰと建物Ⅱの2つが存在するため、それぞれ別の資産として入力を行う。

■調査票項番 7 施設名

建物Ⅰに属している施設は、施設αのみであるため、建物Ⅰの入力は1行（行1）となる。また、建物Ⅱに属している施設についても、施設αのみであるため、建物Ⅱの入力も1行（行2）となる。

■調査票項番 31 建物延床面積

建物Ⅰの延床面積は200㎡であるため、行1に「200」と入力する。また、建物Ⅱの延床面積は100㎡であるため、行2に「100」と入力する。

■調査票項番 33 施設別延床面積

建物Ⅰに属している、施設αの延床面積は200㎡であるため、行1に「100」と入力する。また、建物Ⅱに属している、施設αの延床面積は100㎡であるため、行2に「100」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、行1に複合化フラグは立てない。同様に、建物Ⅱに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、行2にも複合化フラグは立てない。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、主要施設フラグを立てることとなる。同様に、建物Ⅱに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、主要施設フラグを立てる。

■調査票項番 49 主要建物フラグ

施設 α は、建物Ⅰ及び建物Ⅱの2つに存在している。したがって、主要と考えられる建物について、主要建物フラグを立てる必要がある。今回は、建物Ⅰを主要な建物として考え、行1に主要建物フラグを立てる。

(土地調査票)

■調査票項番 7 施設名

土地Aの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属している施設は、施設 α のみである。したがって、入力1行となる。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している、施設 α の延床面積は200 m²である。また、土地Aの上に存在している建物Ⅱに属している、施設 α の延床面積は100 m²である。このように、建物が複数であっても、施設が単体である場合には、施設別延床面積の合計を建物内利用面積とするため、「300」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地Aの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、複合化フラグは立てない。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地Aの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属している施設は施設 α のみであり、単体であるため、主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース5において、施設 α に、建物Ⅰ、建物Ⅱ及び土地Aのコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

(建物Ⅰのコスト集計について)

建物Ⅰの取得価額は2,000万円である。ケース5の場合、建物Ⅰに属する施設は、施設 α のみであるため、建物Ⅰの取得価額2,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

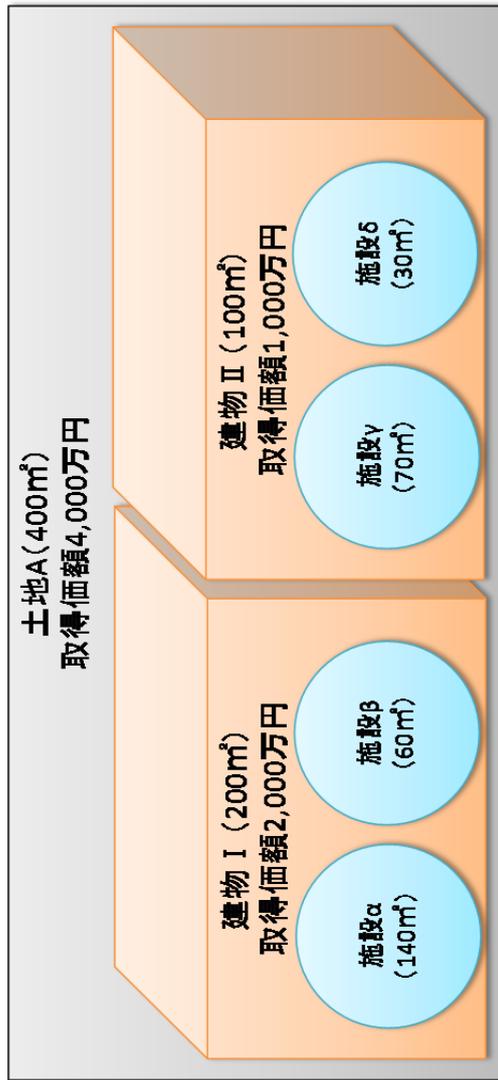
(建物Ⅱのコスト集計について)

建物Ⅱの取得価額は1,000万円である。ケース5の場合、建物Ⅱに属する施設は、施設 α のみであるため、建物Ⅱの取得価額1,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

(土地Aのコスト集計について)

土地Aの取得価額は4,000万円である。ケース5の場合、土地の上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属する施設は施設 α のみであるため、土地Aの取得価額4,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

図表 4-10 ケース6 建物：複数 土地：単体 施設：複数



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物I 配賦金額	建物II 配賦金額
施設α	2,000万円 × 140㎡ / 200㎡ = 1,400万円	-
施設β	2,000万円 × 60㎡ / 200㎡ = 600万円	-
施設γ	-	1,000万円 × 70㎡ / 100㎡ = 700万円
施設δ	-	1,000万円 × 30㎡ / 100㎡ = 300万円

施設名	土地A 配賦金額
施設α	4,000万円 × 140㎡ / 300㎡ = 1,867万円
施設β	4,000万円 × 60㎡ / 300㎡ = 800万円
施設γ	4,000万円 × 70㎡ / 300㎡ = 933万円
施設δ	4,000万円 × 30㎡ / 300㎡ = 400万円

- ・ 建物 I の施設 α への配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・ 建物 II の施設 α への配分金額
⇒ 建物 II 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 II の施設別延床面積合計
- ・ 土地 A の施設 α への配分金額
⇒ 土地 A 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 A の建物内利用面積合計

調査票イメージ (建物)

調査票番号 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	自動入力	選択
入力上取桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	増築等枝番	枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1	1	建物 I	1	建物 I	好モ/仔	1000	施設α
行2	1	建物 I	1	建物 I	好モ/仔	1010	施設β
行3	1	建物 II	1	建物 II	好モ/=	1020	施設γ
行4	1	建物 II	1	建物 II	好モ/=	1030	施設δ

...	31	32	33	34
半角数字	14	選択	半角数字	選択
建物延床面積	200.0 m ²	140.0 m ²	60.0 m ²	70.0 m ²
数量	100.0	140.0 m ²	60.0 m ²	70.0 m ²
単位	100.0	数量	数量	数量
施設別延床面積	100.0	施設別延床面積	140.0 m ²	60.0 m ²
複合化フラグ	●	●	●	●
主要施設フラグ	●	●	●	●
複合化フラグ	●	●	●	●
主要施設フラグ	●	●	●	●

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

調査票イメージ (土地)

調査票番号 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上取桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	増築等枝番	枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1	1	土地 A	1	土地 A	ト/E-	1000	施設α
行2	1	土地 A	1	土地 A	ト/E-	1010	施設β
行3	1	土地 A	1	土地 A	ト/E-	1020	施設γ
行4	1	土地 A	1	土地 A	ト/E-	1030	施設δ

...	43	44
選択	選択	選択
複合化フラグ	●	●
主要施設フラグ	●	●
複合化フラグ	●	●
主要施設フラグ	●	●

主要施設フラグは、一つの資産につき、一つのみ付けます。
 建物は I 及び II が存在するため、主要施設フラグは、それぞれの建物において主要と考えられる施設にフラグを付します。
 土地は A のみであるため、主要施設フラグは、4つの施設のうち、どれか一つのみ主要と考えられる施設に付します。

⑥ ケース6について（図表 4-10 参照）

【ポイント】

- ・ ケース2に比べ、建物が複数となったケース
- ・ 建物は複数であるが、各建物における施設の考え方はケース2と同様
- ・ 土地調査票の考え方はケース2と同様

【各調査票項目について】

ケース6について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

■調査票項番 4 資産名

当該建物の資産名を入力する。ケース6においては、建物Ⅰと建物Ⅱの2つが存在するため、それぞれ別の資産として入力を行う。

■調査票項番 7 施設名

建物Ⅰに属している施設は、施設 α 及び施設 β であるため、建物Ⅰに関する入力は2行（行1及び行2）となる。また、建物Ⅱに属している施設は、施設 γ 及び施設 δ であるため、建物Ⅱの入力も2行（行3及び行4）となる。

■調査票項番 31 建物延床面積

建物Ⅰの延床面積は200 m^2 であるため、行1及び行2に「200」と入力する。また、建物Ⅱの延床面積は100 m^2 であるため、行3及び行4に「100」と入力する。

■調査票項番 33 施設別延床面積

建物Ⅰに属している、施設 α の延床面積は140 m^2 、施設 β の延床面積は60 m^2 であるため、行1に「140」、行2に「60」と入力する。また、建物Ⅱに属している、施設 γ の延床面積は70 m^2 、施設 δ の延床面積は30 m^2 であるため、行3に「70」、行4に「30」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設 α 及び施設 β であり、複数存在するため、行1及び行2に複合化フラグを立てる。同様に、建物Ⅱに属している施設は施設 γ 及び施設 δ であり、複数存在するため、行3及び行4に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設αと施設βであり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設αが建物Ⅰにおける主要な施設と考え、行1に主要施設フラグを立てる。建物Ⅱについても同様に、施設γが建物Ⅱにおける主要な施設と考え、行3に主要施設フラグを立てる。

■調査票項番 49 主要建物フラグ

施設α及び施設βは、建物Ⅰにのみ存在しているため、主要施設フラグを立てない。同様に、施設γ及び施設δは、建物Ⅱにのみ存在しているため、主要施設フラグを立てないこととなる。

(土地調査票)

■調査票項番 7 施設名

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している施設は、施設α及び施設βであり、また、土地Aの上に存在している建物Ⅱに属している施設は、施設γ及び施設δであるため、土地Aに関する入力4行分（土地調査票における行1、行2、行3、行4）となる。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している、施設αの延床面積は140㎡であるため、行1に「140」と入力し、施設βの延床面積は60㎡であるため、行2に「60」と入力する。また、土地Aの上に存在している建物Ⅱに属している、施設γの延床面積は70㎡であるため、行3に「70」と入力し、施設δの延床面積は30㎡であるため、行4に「30」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している施設は施設α及び施設βであり、複数存在するため、行1及び行2に複合化フラグを立てる。また、土地Aの上に存在する建物Ⅱに属している施設は施設γ及び施設δであり、複数存在するため、行3及び行4に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している施設は施設αと施設βであり、また、土地Aの上に存在する建物Ⅱに属している施設は施設γと施設δであり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設αが土地Aにおける主要な施設と考え、行1に主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース6において、施設αに、建物Ⅰ、建物Ⅱ及び土地Aのコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

（建物Ⅰのコスト集計について）

建物Ⅰの取得価額は2,000万円である。ケース6の場合、建物Ⅰに属する施設は、施設αと施設βの2つがあることから、施設αと施設βの延床面積の比率で、建物Ⅰの取得価額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{建物Ⅰ取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{の施設別延床面積} / \text{建物Ⅰの施設別延床面積合計} \\ &= 2,000 \text{万円} \times 140 \text{ m}^2 / (140 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2) \\ &= 1,400 \text{万円} \end{aligned}$$

（建物Ⅱのコスト集計について）

施設αは建物Ⅱに属していない。したがって、建物Ⅱのコストは、施設αに集計されない。

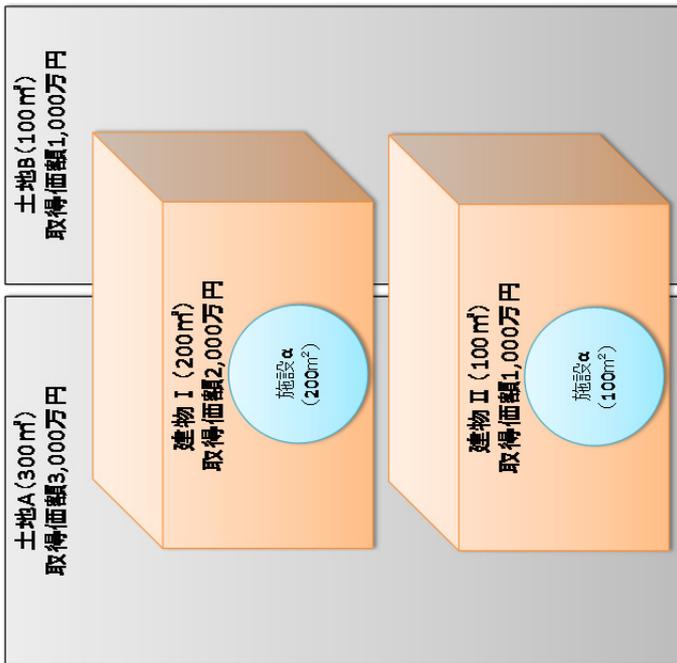
（土地Aのコスト集計について）

土地Aの取得価額は4,000万円である。ケース6の場合、土地Aの上に存在する建物Ⅰに属する施設は施設αと施設βの2つがあり、土地Aの上に存在する建物Ⅱに属する施設は施設γと施設δの2つがある。つまり、土地Aに紐付く施設は4つ存在することから、これらの施設の延床面積（＝建物内利用面積）の比率で、土地Aの取得金額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{土地A取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{の建物内利用面積} / \text{土地Aの建物内利用面積合計} \\ &= 4,000 \text{万円} \times 140 \text{ m}^2 / (140 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2 + 70 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2) \\ &= 1,867 \text{万円} \end{aligned}$$

図表 4-11 ケース 7 建物：複数 土地：複数 施設：単体



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物I 配賦金額	建物II 配賦金額
施設 α	2,000万円 × 200m² / 200m² = 2,000万円	1,000万円 × 100m² / 100m² = 1,000万円

施設名	土地A 配賦金額	土地B 配賦金額
施設 α	3,000万円 × 300m² / 300m² = 3,000万円	1,000万円 × 300m² / 300m² = 1,000万円

- ・ 建物 I の施設 α への配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・ 建物 II の施設 α への配分金額
⇒ 建物 II 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 II の施設別延床面積合計
- ・ 土地 A の施設 α への配分金額
⇒ 土地 A 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 A の建物内利用面積合計
- ・ 土地 B の施設 α への配分金額
⇒ 土地 B 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 B の建物内利用面積合計

調査票番号 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	増築等枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1	1	1	1	建物I	好モ/仔	1000	施設 α
行2	1	1	1	建物II	好モ/ニ	1000	施設 α

調査票番号 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	増築等枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行1	1	1	1	土地A	トモ/一	1000	施設 α
行2	1	1	1	土地B	トモ/ニ	1000	施設 α

...	31	32	33	34	...	47	48	49
半角数字	選択	選択	半角数字	選択	...	選択	選択	選択
数量	14	14	14	14	...	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
建物延床面積	数量	単位	施設別延床面積	単位	...	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
200.0 m	200.0 m	200.0 m	200.0 m	100.0 m	...	●	●	●
100.0 m	...	●	●	●				

...	30	31	32	33	...	43	44
半角数字	選択	選択	半角数字	選択	...	選択	選択
数量	14	14	14	14	...	複合化フラグ	主要施設フラグ
土地面積	数量	単位	建物内利用面積	単位	...	複合化フラグ	主要施設フラグ
300.0 m	...	●	●				
100.0 m	100.0 m	100.0 m	300.0 m	300.0 m	...	●	●

施設が単体である場合には、施設別延床面積の合計を、建物内利用面積として記入します。

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

⑦ ケース7について（図表 4-11 参照）

【ポイント】

- ・ ケース3に比べ、建物が複数となったケース
- ・ 建物は複数であるが、各建物における施設の考え方はケース3（＝ケース1）と同様
- ・ 主要建物フラグを立てることに留意が必要となる
- ・ 土地調査票の考え方はケース3と基本的に同様だが、建物内利用面積については、ケース5と同様となる点に留意が必要となる

【各調査票項目について】

ケース7について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

■ 調査票項番 4 資産名

当該建物の資産名を入力する。ケース7においては、建物Ⅰと建物Ⅱの2つが存在するため、それぞれ別の資産として入力を行う。

■ 調査票項番 7 施設名

建物Ⅰに属している施設は、施設αのみであるため、建物Ⅰに関する入力は1行（行1）となる。また、建物Ⅱに属している施設も、施設αのみであるため、建物Ⅱの入力も1行（行2）となる。

■ 調査票項番 31 建物延床面積

建物Ⅰの延床面積は200㎡であるため、行1に「200」と入力する。また、建物Ⅱの延床面積は100㎡であるため、行2に「100」と入力する。

■ 調査票項番 33 施設別延床面積

建物Ⅰに属している、施設αの延床面積は200㎡であるため、行1に「200」と入力する。また、建物Ⅱに属している、施設αの延床面積は100㎡であるため、行2に「100」と入力する。

■ 調査票項番 47 複合化フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、複合化フラグは立てないこととなる。同様に、建物Ⅱに属している施設も施設αのみであり、単体であるため、複合化フラグは立てない。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、主要施設フラグを立てることとなる。また、建物Ⅱに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、主要施設フラグを立てる。

■調査票項番 49 主要建物フラグ

施設αは、建物Ⅰ及び建物Ⅱの2つに存在している。したがって、主要と考えられる建物について、主要建物フラグを立てる必要がある。今回は、建物Ⅰを主要な建物として考え、行1に主要建物フラグを立てる。

(土地調査票)

■調査票項番 7 施設名

土地Aの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属している施設は、施設αのみである。したがって、入力は1行(行1)となる。

土地Bについても、土地Bの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属している施設は、施設αのみである。したがって、入力は1行(行2)となる。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している、施設αの延床面積は200㎡である。また、土地Aの上に存在している建物Ⅱに属している、施設αの延床面積は100㎡である。このように、建物が複数であっても、施設が単体である場合には、施設別延床面積の合計を建物内利用面積とするため、行1に「300」と入力する。

土地Bについても同様に考え、行2に「300」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、複合化フラグは立てない。また、土地Aの上に存在する建物Ⅱに属している施設も、施設αのみであり、単体であるため、複合化フラグは立てない。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地Aの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、行1に主要施設フラグを立てる。同様に、土地Bの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属している施設は施設αのみであり、単体であるため、行2に主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース7において、施設 α に、建物Ⅰ、建物Ⅱ、土地A及び土地Bのコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

（建物Ⅰのコスト集計について）

建物Ⅰの取得価額は2,000万円である。ケース7の場合、建物Ⅰに属する施設は、施設 α のみであるため、建物Ⅰの取得価額2,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

（建物Ⅱのコスト集計について）

建物Ⅱの取得価額は1,000万円である。ケース7の場合、建物Ⅱに属する施設は、施設 α のみであるため、建物Ⅱの取得価額1,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

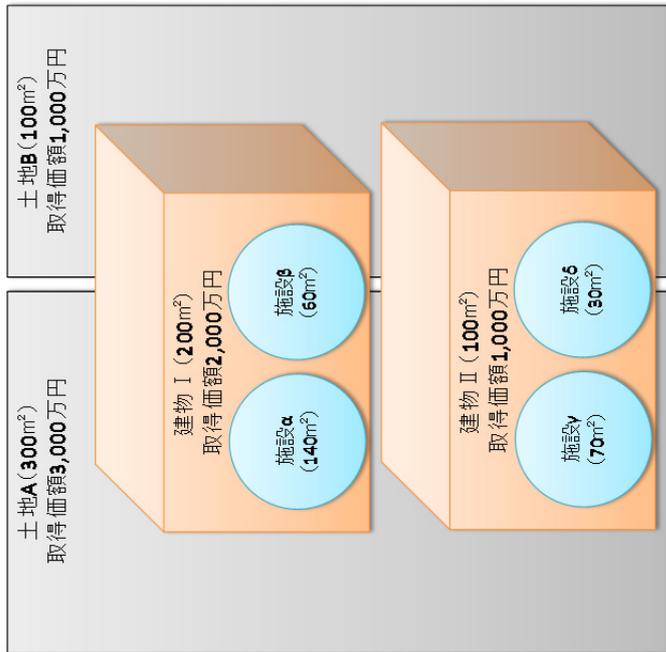
（土地Aのコスト集計について）

土地Aの取得価額は3,000万円である。ケース7の場合、土地Aの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属する施設は施設 α のみであるため、土地Aの取得価額3,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

（土地Bのコスト集計について）

土地Bの取得価額は1,000万円である。ケース7の場合、土地Bの上に存在する建物Ⅰ及び建物Ⅱに属する施設は施設 α のみであるため、土地Bの取得価額1,000万円がそのまま施設 α へのコストとして集計される。

図表 4-12 ケース 8 建物：複数 土地：複数 施設：複数



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物I 配賦金額	建物II 配賦金額
施設α	2,000万円 × 140㎡ / 200㎡ = 1,400万円	-
施設β	2,000万円 × 60㎡ / 200㎡ = 600万円	-
施設γ	-	1,000万円 × 70㎡ / 100㎡ = 700万円
施設δ	-	1,000万円 × 30㎡ / 100㎡ = 300万円

施設名	土地A 配賦金額	土地B 配賦金額
施設α	3,000万円 × 140㎡ / 300㎡ = 1,400万円	1,000万円 × 140㎡ / 300㎡ = 466万円
施設β	3,000万円 × 60㎡ / 300㎡ = 600万円	1,000万円 × 60㎡ / 300㎡ = 200万円
施設γ	3,000万円 × 70㎡ / 300㎡ = 700万円	1,000万円 × 70㎡ / 300㎡ = 233万円
施設δ	3,000万円 × 30㎡ / 300㎡ = 300万円	1,000万円 × 30㎡ / 300㎡ = 100万円

- ・ 建物 I の施設 α への配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・ 建物 II の施設 α への配分金額
⇒ 建物 II 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 II の施設別延床面積合計
- ・ 土地 A の施設 α への配分金額
⇒ 土地 A 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 A の建物内利用面積合計
- ・ 土地 B の施設 α への配分金額
⇒ 土地 B 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 B の建物内利用面積合計

調査票イメージ (建物)

調査票番号 (建物)	入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	全半角	自動入力	自動入力	自動入力	施設名	施設No.	施設α
1	2	3	4	5	6	7	8	9	100	100	100
入力上限桁数	8	3	100	100	100	100	100	100	100	100	100
資産No.	枝番	増減等枝番	資産名	資産名カナ	施設No.	施設名	施設α	施設β	施設γ	施設δ	
行 1	1	1	建物 I	好モ/住	1000	施設α	140.0	60.0			
行 2	1	1	建物 I	好モ/住	1010	施設β	200.0	60.0			
行 3	1	1	建物 II	好モ/住	1020	施設γ	100.0	70.0			
行 4	1	1	建物 II	好モ/住	1030	施設δ	100.0	30.0			

31	32	33	34
半角数字	選択	半角数字	選択
14		14	
建物延床面積	施設別延床面積	数量	単位
200.0	140.0	140.0	㎡
200.0	60.0	60.0	㎡
100.0	70.0	70.0	㎡
100.0	30.0	30.0	㎡

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

調査票イメージ (土地)

調査票番号 (土地)	入力ルール	半角数字	半角数字	半角数字	自動入力	自動入力	自動入力	施設名
1	2	3	4	5	6	7	8	100
入力上限桁数	8	3	100	100	100	100	100	100
資産No.	枝番	増減等枝番	資産名	資産名カナ	施設No.	施設名	施設α	
行 1	1	1	土地A	好モ/住	1000	施設α	140.0	
行 2	1	1	土地A	好モ/住	1010	施設β	300.0	
行 3	1	1	土地A	好モ/住	1020	施設γ	300.0	
行 4	1	1	土地A	好モ/住	1030	施設δ	300.0	
行 5	1	1	土地B	好モ/住	1000	施設α	100.0	
行 6	1	1	土地B	好モ/住	1010	施設β	100.0	
行 7	1	1	土地B	好モ/住	1020	施設γ	100.0	
行 8	1	1	土地B	好モ/住	1030	施設δ	100.0	

30	31	32	33
半角数字	選択	半角数字	選択
14		14	
土地面積	建物内利用面積	数量	単位
300.0	140.0	140.0	㎡
300.0	60.0	60.0	㎡
300.0	70.0	70.0	㎡
300.0	30.0	30.0	㎡
100.0	140.0	140.0	㎡
100.0	60.0	60.0	㎡
100.0	70.0	70.0	㎡
100.0	30.0	30.0	㎡

⑧ ケース 8 について（図表 4-12 参照）

【ポイント】

- ・ 建物、土地、施設の全てが複数であり、最も複雑なケース
- ・ ケース 1～7 のポイントを全て理解する必要がある

【各調査票項目について】

ケース 8 について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

■ 調査票項番 4 資産名

当該建物の資産名を入力する。ケース 8 においては、建物Ⅰと建物Ⅱの 2 つが存在するため、それぞれ別の資産として入力を行う。

■ 調査票項番 7 施設名

建物Ⅰに属している施設は、施設 α 及び施設 β であるため、建物Ⅰに関する入力は 2 行（行 1 及び行 2）となる。また、建物Ⅱに属している施設は、施設 γ 及び施設 δ であるため、建物Ⅱの入力も 2 行（行 3 及び行 4）となる。

■ 調査票項番 31 建物延床面積

建物Ⅰの延床面積は 200 m^2 であるため、行 1 及び行 2 に「200」と入力する。また、建物Ⅱの延床面積は 100 m^2 であるため、行 3 及び行 4 に「100」と入力する。

■ 調査票項番 33 施設別延床面積

建物Ⅰに属している、施設 α の延床面積は 140 m^2 、施設 β の延床面積は 60 m^2 であるため、行 1 に「140」、行 2 に「60」と入力する。また、建物Ⅱに属している、施設 γ の延床面積は 70 m^2 、施設 δ の延床面積は 30 m^2 であるため、行 3 に「70」、行 4 に「30」と入力する。

■ 調査票項番 47 複合化フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設 α 及び施設 β であり、複数存在するため、行 1 及び行 2 に複合化フラグを立てる。同様に、建物Ⅱに属している施設は施設 γ 及び施設 δ であり、複数存在するため、行 3 及び行 4 に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

建物Ⅰに属している施設は施設αと施設βであり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設αが建物Ⅰにおける主要な施設と考え、行1に主要施設フラグを立てる。建物Ⅱについても同様に、施設γが建物Ⅱにおける主要な施設と考え、行3に主要施設フラグを立てる。

■調査票項番 49 主要建物フラグ

施設α及び施設βは、建物Ⅰにのみ存在しているため、主要施設フラグを立てない。同様に、施設γ及び施設δは、建物Ⅱにのみ存在しているため、主要施設フラグを立てない。

(土地調査票)

■調査票項番 7 施設名

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している施設は、施設α及び施設βであり、また、土地Aの上に存在している建物Ⅱに属している施設は、施設γ及び施設δであるため、土地Aに関する入力行は4行（土地調査票における行1、行2、行3、行4）となる。

土地Bの上に存在する建物Ⅰに属している施設は、施設α及び施設βであり、また、土地Bの上に存在している建物Ⅱに属している施設は、施設γ及び施設δであるため、土地Bに関する入力行は4行（土地調査票における行5、行6、行7、行8）となる。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している、施設αの延床面積は140㎡であるため、行1に「140」と入力し、施設βの延床面積は60㎡であるため、行2に「60」と入力する。また、土地Aの上に存在している建物Ⅱに属している、施設γの延床面積は70㎡であるため、行3に「70」と入力し、施設δの延床面積は30㎡であるため、行4に「30」と入力する。

同様に考え、土地Bについても、行5に「140」、行6に「60」、行7に「70」、行8「30」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地Aの上に存在する建物Ⅰに属している施設は施設α及び施設βであり、複数存在するため、行1及び行2に複合化フラグを立てる。また、土地Aの上に存在する建物Ⅱに属している施設は施設γ及び施設δであり、複数存在するため、行3及び行4に複合化フラグを立てる。

同様に考え、土地Bについても、行5、行6、行7、行8に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地Aの上に存在する建物Iに属している施設は施設αと施設βであり、また土地Aの上に存在する建物IIに属している施設は施設γと施設δであり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設αが土地Aにおける主要な施設と考え、行1に主要施設フラグを立てる。土地Bについても同様に、施設αが土地Bにおける主要な施設と考え、行5に主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース8において、施設αに、建物I、建物II、土地A及び土地Bのコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

（建物Iのコスト集計について）

建物Iの取得価額は2,000万円である。ケース8の場合、建物Iに属する施設は、施設αと施設βの2つがあることから、施設αと施設βの延床面積の比率で、建物Iの取得価額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{建物I取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{の施設別延床面積} / \text{建物Iの施設別延床面積合計} \\ &= 2,000 \text{万円} \times 140 \text{ m}^2 / (140 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2) \\ &= 1,400 \text{万円} \end{aligned}$$

（建物IIのコスト集計について）

施設αは建物IIに属していない。したがって、建物IIのコストは、施設αに集計されない。

（土地Aのコスト集計について）

土地Aの取得価額は3,000万円である。ケース8の場合、土地Aの上に存在する建物Iに属する施設は施設αと施設βの2つがあり、土地Aの上に存在する建物IIに属する施設は施設γと施設δの2つがある。つまり、土地Aに紐付く施設は4つ存在することから、これらの施設の延床面積（＝建物内利用面積）の比率で、土地Aの取得金額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額＝

$$\begin{aligned} &= \text{土地A取得価額} \times \text{施設}\alpha\text{の建物内利用面積} / \text{土地Aの建物内利用面積合計} \\ &= 3,000 \text{万円} \times 140 \text{ m}^2 / (140 \text{ m}^2 + 60 \text{ m}^2 + 70 \text{ m}^2 + 30 \text{ m}^2) \\ &= 1,867 \text{万円} \end{aligned}$$

(土地Bのコスト集計について)

土地Bの取得価額は1,000万円である。ケース8の場合、土地Bの上に存在する建物Iに属する施設は施設αと施設βの2つがあり、土地Bの上に存在する建物IIに属する施設は施設γと施設δの2つがある。つまり、土地Aに紐付く施設は4つ存在することから、これらの施設の延床面積(=建物内利用面積)の比率で、土地Bの取得金額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設αコスト集計額＝

土地B取得価額×施設αの建物内利用面積／土地Bの建物内利用面積合計

＝1,000万円×140㎡／(140㎡+60㎡+70㎡+30㎡)

＝466万円

(5) 増改築を実施した建物のデータ収集方法に関する調査

増改築を実施した建物について、増改築分の建物は、耐用年数等の関係上、元々存在していた建物とは別の資産として管理をする必要があることから、「増築等枝番」を活用する。具体的には、元々存在していた建物の「増築等枝番」を「1」と付し、増改築分の建物の「増築等枝番」を、「2」、「3」・・・と付す。これにより、資産ごとの耐用年数が正確に算定可能となり、更新費用の推計等に有用となる。

また、建物を増改築すると、建物延床面積が増加する。これにより、施設別延床面積も増加することとなり、施設別財務書類に集計する按分計算が増改築前とは異なることとなる。したがって、増改築分の建物延床面積や施設別延床面積を、増改築前の建物とは適切に区分して記録しておくことが正確な施設別財務書類の作成に資すると考えられる。

以下、図表 4-13 において、「(4) 複合施設等のデータ収集方法に関する調査」における「ケース 2」において、施設 α について建物 I を 500 万円で 50 m^2 分増築した場合を想定し、施設別財務書類集計までのプロセスを例示する。

図表 4-13 ケース 2 (増築後) 建物：単体 土地：単体 施設：複数



施設別財務諸表への金額集計イメージ

施設名	建物 I 配賦金額	土地 A 配賦金額
施設 α	1,500万円 × (70+50)m ² /150m ² = 1,200万円	4,000万円 × (70+50)m ² /150m ² = 3,200万円
施設 β	1,500万円 × 30m ² /150m ² = 300万円	4,000万円 × 30m ² /150m ² = 800万円

- ・ 建物 I の施設 α への配分金額
⇒ 建物 I 取得金額 × 施設 α の施設別延床面積 / 建物 I の施設別延床面積合計
- ・ 土地 A の施設 α への配分金額
⇒ 土地 A 取得金額 × 施設 α の建物内利用面積 / 土地 A の建物内利用面積合計

調査票イメージ (建物)

調査票番号 (建物)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	八角数字	八角数字	八角数字	全八角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行 1		1	1	建物 I	好モ/仔	1000	施設 α
行 2		1	1	建物 I	好モ/仔	2000	施設 β
行 3		2	2	建物 I	好モ/仔	1000	施設 α

増築分の資産について、増築分枝番は「2」

調査票イメージ (土地)

調査票番号 (土地)	1	2	3	4	5	6	7
入力ルール	八角数字	八角数字	八角数字	全八角	自動入力	自動入力	選択
入力上限桁数	8	3	3	100	100	100	100
資産No	枝番	枝番	増築等枝番	資産名	資産名カナ	施設No	施設名
行 1		1	1	土地 A	ト子 E-	1000	施設 α
行 2		1	1	土地 A	ト子 E-	2000	施設 β
行 3		1	1	土地 A	ト子 E-	1000	施設 α

増築しても土地は増加しないため、増築分枝番は「1」

...	31	32	33	34	47	48	49
...	八角数字	選択	八角数字	選択	選択	選択	選択
...	14		14				
...	建物延床面積	建物延床面積	施設別延床面積	施設別延床面積	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
...	数量	単位	数量	単位			
...	100.0 m ²		70.0 m ²		●	●	
...	100.0 m ²		30.0 m ²		●	●	
...	50.0 m ²		50.0 m ²		●	●	

土地の上に存在している建物に属する施設の延床面積を転記します。

...	30	31	32	33	43	44
...	八角数字	選択	八角数字	選択	選択	選択
...	14		14			
...	土地面積	建物内利用面積	建物内利用面積	複合化フラグ	主要施設フラグ	主要建物フラグ
...	数量	単位	数量	単位		
...	100.0 m ²		70.0 m ²		●	●
...	100.0 m ²		30.0 m ²		●	●
...	0.0 m ²		50.0 m ²		●	●

増築しても土地面積は増加しないため、0m²

ケース 2（増築後）について（図表 4-13 参照）

【ポイント】

- ・ 増築等枝番の設定が重要となる
- ・ 建物を増築しても、土地面積は増加しないという点に留意が必要となる

【各調査票項目について】

ケース 2（増築後）について、建物及び土地の調査票の各項目に関し、記載内容を解説する。

（建物調査票）

■ 調査票項番 3 増築等枝番

ケース 2-2 においては、建物 I を 50 m²分増築しており、これに伴って施設 α の延床面積も 50 m²増加している。増築分の資産については、既存資産とは区別して管理する必要があるため、行 3 において、増築等枝番を「2」とした資産を入力する。なお、仮に今後追加で増築を行うような場合には、当該増築分の資産の増築等枝番は「3」、「4」・・・と付されていくこととなる。

■ 調査票項番 7 施設名

建物 I に属している施設は、施設 α、施設 β の 2 つである。しかしながら、施設 α について、増築前と増築分は区分して管理する必要があるため、建物 I に属する施設は、施設 α、施設 β、施設 α（増築分）の 3 つを認識する必要がある。したがって、建物 I に関する入力は 3 行（行 1、行 2、行 3）となる。このように、増築分の資産については、たとえ同じ施設であったとしても区分して管理を行う必要があるため、入力は別々に行う必要があることに留意する。

■ 調査票項番 31 建物延床面積

建物 I（増築前）の延床面積は 100 m²であるため、行 1 及び行 2 に「100」と入力する。また、建物 I（増築分）の延床面積は 50 m²であるため、行 3 に「50」と入力する。

■ 調査票項番 33 施設別延床面積

建物 I（増築前）に属している、施設 α の延床面積 70 m²、施設 β の延床面積は 30 m²であるため、行 1 に「70」、行 2 に「30」と入力する。また、建物 I（増築分）に属している、施設 α の延床面積は 50 m²であるため、行 3 に「50」と入力する。

■ 調査票項番 47 複合化フラグ

建物 I に属している施設は施設 α 及び施設 β であり、複数存在するため、行 1、行 2 及び行 3 に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

建物 I に属している施設は施設 α と施設 β であり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設 α が建物 I における主要な施設と考え、行 1 及び行 3 に主要施設フラグを立てる。

■調査票項番 49 主要建物フラグ

施設 α 及び施設 β は、建物 I にのみ存在しているため、主要施設フラグを立てないこととなる。

(土地調査票)

■調査票項番 7 施設名

土地 A の上に存在する建物 I に属している施設は、施設 α 、施設 β 及び施設 α (増築分) であるため、土地 A に関する入力は 3 行 (行 1、行 2、行 3) となる。

■調査票項番 31 土地面積

土地 A の延床面積は 400 m^2 であるため、行 1 及び行 2 に「400」と入力する。また、増築に伴って土地 A の面積は増加していないため、施設 α (増築分) の土地面積は 0 m^2 となる。したがって、行 3 は「0」と入力する。

■調査票項番 33 建物内利用面積

土地 A の上に存在する建物 I に属している、施設 α の延床面積は 70 m^2 であるため、行 1 に「70」と入力し、施設 β の延床面積は 30 m^2 であるため、行 2 に「30」と入力し、施設 α (増築分) の延床面積は 50 m^2 であるため、行 3 に「50」と入力する。

■調査票項番 47 複合化フラグ

土地 A の上に存在する建物 I に属している施設は施設 α 及び施設 β であり、複数存在するため、行 1、行 2 及び行 3 に複合化フラグを立てる。

■調査票項番 48 主要施設フラグ

土地 A の上に存在する建物 I に属している施設は施設 α と施設 β であり、複数存在するため、主要と考えられる施設に主要施設フラグを立てる必要がある。今回は、施設 α が土地 A における主要な施設と考え、行 1 及び行 3 に主要施設フラグを立てる。

【施設別財務書類への集計過程について】

ケース 2-2 において、施設 α に、建物 I、土地 A のコスト（今回の場合は取得価額）を集計する過程を説明する。

（建物 I のコスト集計について）

建物 I の取得価額は $1,000+500=1,500$ 万円である。ケース 2-2 の場合、建物 I に属する施設は、施設 α と施設 β の 2 つがあることから、施設 α と施設 β の延床面積の比率で、建物 I の取得価額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設 α コスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{建物 I 取得価額} \times \text{施設 } \alpha \text{ の施設別延床面積} / \text{建物 I の施設別延床面積合計} \\ &= 1,500 \text{ 万円} \times (70+50) \text{ m}^2 / 150 \text{ m}^2 \\ &= 1,200 \text{ 万円} \end{aligned}$$

（土地 A のコスト集計について）

土地 A の取得価額は 4,000 万円である。ケース 2-2 の場合、土地 A の上に存在する建物 I に属する施設は施設 α と施設 β の 2 つがあることから、これらの施設の延床面積（＝建物内利用面積）の比率で、土地 A の取得金額を按分する。計算式は、下記のとおりである。

施設 α コスト集計額

$$\begin{aligned} &= \text{土地 A 取得価額} \times \text{施設 } \alpha \text{ の建物内利用面積} / \text{土地 A の建物内利用面積合計} \\ &= 4,000 \text{ 万円} \times (70+50) \text{ m}^2 / 150 \text{ m}^2 \\ &= 3,200 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(6) 複合施設等及び増改築のデータ収集に関するポイントの総括

「(4) 複合施設等のデータ収集方法に関する調査」及び「(5) 増改築を実施した建物のデータ収集方法に関する調査」について、各ケースを想定して分析を実施した。当該分析に関し、ポイントをまとめると次のように整理される（図表 4-14 参照）。

図表 4-14 複合施設等及び増改築に関するポイントの総括

ケース	ポイント
1	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、土地、施設が単体で紐付いており、最もシンプルなケース ・複合施設等のデータ収集試行に当たり、理解の根幹となるケース
2	<ul style="list-style-type: none"> ・複合施設の中では最もシンプルなケース ・特に「施設別延床面積」及び「建物内利用面積」の設定が重要となる ・複合施設であるため、複合化フラグ及び主要施設フラグを立てる点について留意が必要となる
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース1に比べ、土地が複数となったケース ・建物調査票はケース1と同様 ・特に「建物内利用面積」の設定が重要となる
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース2に比べ、土地が複数となったケース ・建物調査票はケース2と同様 ・特に「建物内利用面積」の設定が重要となる
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース1に比べ、建物が複数となったケース ・主要建物フラグを立てる必要があることに留意が必要となる ・土地調査票は、基本的にケース1と同様となるが、「建物内利用面積」の理解が重要となる
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース2に比べ、建物が複数となったケース ・建物は複数であるが、各建物における施設の考え方はケース2と同様 ・土地調査票の考え方はケース2と同様
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース3に比べ、建物が複数となったケース ・建物は複数であるが、各建物における施設の考え方はケース3(=ケース1)と同様 ・主要建物フラグを立てる必要があることに留意が必要となる ・土地調査票の考え方はケース3と基本的に同様だが、建物内利用面積については、ケース5と同様となる点に留意が必要となる
8	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、土地、施設の全てが複数であり、最も複雑なケース ・ケース1～7のポイントを全て理解する必要がある
2(増築後)	<ul style="list-style-type: none"> ・増築等枝番の設定が重要となる ・建物を増築しても、土地面積は増加しないという点に留意が必要となる

2. 情報収集試行の結果

(1) 情報の有無及び精度

全体的な情報収集結果は、次のとおりである（図表 4-15 参照）。

図表 4-15 情報収集の状況

調査票	資産類型	収集件数	収集状況
A	土地	1,592	△
B	建物	543	△
C	美術品	5	○
D	道路	4,750	△
D	橋りょう	487	△
D	高額備品	417	○

① 調査票 A 土地

収集件数：1,592 件

総面積：4,500,783.2 m²

情報把握の程度は次のとおりである（図表 4-16 参照）。総じて、取得原価が把握されておらず、時価等は収集されているが、今後、取得原価等を再設定する場合には、地目などの基礎情報が適宜必要となる。

また、固定資産課税台帳や登記との整合性を図りながら、網羅性及び実在性について一定の検討が課題となる。

図表 4-16 調査票 A 土地の情報収集の状況

項目	把握した件数(割合)
取得年月日	1,067 件(67.0%)
取得原価	0 件(0%)
時価等	1,592 件(100%)
数量(記載単位: m ²)	1,592 件(100%) ただし、数量ゼロのものが散見される。
その他特記事項	地目については未収集

② 調査票B 建物

収集件数：543 件

取得価額：16,789,744,772 円 ※一部空欄あり

総延べ床面積：224,275.21 m²

情報把握の程度は次のとおりである（図表 4-17 参照）。取得原価が把握されている資産が全体の 15.3%にとどまっている。数量等を基に取得原価等を再設定することが必要となる。

図表 4-17 調査票B 建物の情報収集の状況

項目	把握した件数(割合)
取得年月日	543 件(100%)
取得原価	83 件(15.3%)
時価等	473 件(87.1%)
数量(記載単位:m ²)	543 件(100%)
その他特記事項	用途など重要な一部情報につき、不明資産あり

③ 調査票C 美術品

収集件数：5 件

総取得原価：52,200,000 円

情報把握の程度は次のとおりである（図表 4-18 参照）。件数も少なく、比較的把握の程度は高い。

図表 4-18 調査票C 美術品の情報収集の状況

項目	把握した件数(割合)
取得年月日	5 件(100%)
取得原価	5 件(100%)
時価等	0 件(0%)
数量(記載単位:枚、体)	5 件(100%)
その他特記事項	-

④ 調査票D その他

【道路】

収集件数：4,750 件

総面積：1,069,540 m²

情報把握の程度は次のとおりである（図表 4-19 参照）。取得原価及び時価等が把握されておらず、今後、取得原価等を設定するに当たっては、延長や道路の種類などの基礎情報が適宜必要となる。

図表 4-19 調査票D 道路の情報収集の状況

項目	把握した件数(割合)
取得年月日	4,750 件(100%)
取得原価	0 件(0%)
時価等	0 件(0%)
数量(記載単位: m)	4,748 件(99.96%)
その他特記事項	-

【橋りょう】

収集件数：487 件

情報把握の程度は次のとおりである（図表 4-20 参照）。取得原価及び時価等がほとんど把握されておらず、今後、取得原価等を設定するに当たっては、延長や面積などの基礎情報が適宜必要となる。

図表 4-20 調査票D 橋りょうの情報収集の状況

項目	把握した件数(割合)
取得年月日	487 件(78.4%)
取得原価	2 件(0.4%)
時価等	0 件(0%)
数量(記載単位: m)	487 件(100%)
その他特記事項	橋りょう構造については全件把握済み

【高額備品】

収集件数：417 件

取得価額：1,257,562,727 円

情報把握の程度は次のとおりである（図表 4-21 参照）。既に情報は比較的把握されている。重要物品として登録すべき資産の網羅性を確認することと併せて資産の実在性についての検討を行うかが実務上課題となる。

図表 4-21 調査票D 高額備品の情報収集の状況

項目	把握した件数(割合)
取得年月日	417 件(100%)
取得原価	417 件(100%)
時価等	0 件(0%)
数量(記載単位:台など)	417 件(100%)
その他特記事項	-

なお、調査票Dは、各所管課にて管理している、土地・建物・美術品を除くその他の資産全般を把握するための調査票である。しかし、回収結果は「道路」「橋りょう」「高額備品」のみとなっており、その他のインフラ資産（トンネル・防火水槽など）については情報を回収できていない。このような、その他のインフラ資産についても、市として管理しているものであれば網羅的に把握すべきであるため、今後の課題として認識される必要がある。

(2) 試験的な追加項目の評価

① 施設名及び施設No.

道路台帳・橋梁台帳を除く各種調査票において、一つの資産に対し一つの施設が記載されている。したがって、各資産の取得価額等を、紐付く施設に配分可能となることから、施設別財務書類を作成する上で必要な施設情報はおおむね収集可能であるといえる。

② 増築等枝番

回収されたいずれの調査票においても、適切に増築等枝番が付されていない結果となった。本項目は、各資産の増改築の有無を区別する重要な情報となるため、項目の意味を適切に職員が理解できるよう、研修等を実施することなどが必要と考えられる。

③ 施設別延床面積

施設別延床面積は、建物に属している施設別の延床面積を指すため、建物の調査票においてのみ記載される。しかし、回収された調査票において、適切に情報が入力されていない結果となっ

た。例えば、複数の建物が一つの施設に紐付く場合には、各資産の施設別延床面積は、各建物の延床面積となるが（1. 情報収集試行の方法（4）複合施設等のデータ収集方法に関する調査、ケース5参照）、適切に入力されていなかった。本項目は、施設別財務書類作成の際に、建物の取得価額等を、建物に属している各施設に配分するために用いられる重要な情報となるため、項目の意味を適切に職員が理解できるよう、研修等を実施することなどが必要と考えられる。

④ 建物内利用面積

建物内利用面積は、土地の上に存在する建物に属する、施設別の延床面積を指すため、土地の調査票においてのみ記載される。本項目は、建物の調査票から転記が可能であるが、回収された調査票においては、空欄のままとなっている資産がほとんどを占めており、適切に情報が入力されていない結果となった。本項目は、施設別財務書類作成の際に、土地の取得価額等を、土地に属している各施設に配分するために用いられる重要な情報となるため、項目の意味を適切に職員が理解できるよう、研修等を実施することなどが必要と考えられる。

⑤ 複合化フラグ

一つの建物内に複数の施設が存在しているような、複合施設の場合には、複合化フラグを立て、土地及び建物の調査票において記載される。しかし、回収された調査票においては複合化フラグが適切に立てられていない結果となった。複合施設については、現行の固定資産台帳上では把握できないが、公有財産台帳上は把握可能であり、また公共施設白書においても把握されている。したがって、把握不可能な項目ではないと考えられるため、項目の意味を適切に職員が理解し入力が可能となるよう、研修等を実施することなどが必要と考えられる。

⑥ 主要施設フラグ

複合施設の場合、主要な施設にフラグを立て、土地及び建物の調査票において記載される。しかしながら、回収された調査票においては主要施設フラグが適切に立てられていない結果となった。主要施設フラグに関しても、項目の意味を適切に職員が理解し入力が可能となるよう、研修等を実施することなどが必要と考えられる。

⑦ 主要建物フラグ

一つの施設が複数の建物に渡って存在している場合、主要と考えられる建物についてフラグを立て、建物の調査票において記載される。しかしながら、回収された調査票においては主要施設フラグが適切に立てられていない結果となった。主要施設フラグに関しても、項目の意味を適切に職員が理解し入力が可能となるよう、研修等を実施することなどが必要と考えられる。

⑧ 敷地注記額

本項目は、取得原価及び底地フラグに基づき、敷地注記額は自動的に計算される。しかしながら、回収された土地の調査票においては、いずれも適切に入力がなされていない結果となった。敷地注記額は財務書類の注記項目となるため、今後、取得原価及び底地フラグを把握していく必要があるといえる。

⑨ 橋りょう構造

橋りょう構造については、橋りょうの調査票においてのみ記載される。回収された調査票においては、全ての資産について橋りょう構造の記載がなされていた。本項目は更新費用推計に当たり必要となるため、適切に情報収集が可能であったという事実は、一定の評価ができるといえる。

(3) 試行結果のまとめ

各種情報は、資産の種類によって情報把握の程度が異なる。その程度に応じて、今後追加調査及び既存情報の精査が必要となる。特に取得価額が不明なものについては、今後取得原価等の設定方法について方針を検討し、それに基づいて調査を行う必要がある。

なお、建物附属設備（電気設備、給排水設備、ガス設備、空調設備、昇降機設備など）については、高額備品として管理されているものを除き、固定資産台帳に建物本体と一体として記載されているため、把握が困難である。しかしながら、今後は建物附属設備についても個別に管理していくことが望ましいため、今後建物附属設備を取得した場合の情報収集方法を検討していくことが望ましい。

また、資産の種類によっては、把握することが著しく困難な過去の情報も存在すると考えられる。しかしながら、本調査研究の目的は、公共施設マネジメントの導入を視野に、現行の固定資産台帳、各種資産及び施設台帳等の施設管理情報を整理及び分析し、地方公会計情報と連動した公共施設マネジメントの構築や施設管理情報の一体的整備の在り方等について検討することであり、情報収集自体は目的ではない。したがって、把握が著しく困難な情報については、適宜代替的な情報を活用するなどし、本目的が達成されるよう調査を推進することが望まれる。

3. 実務上の課題と対応策

(1) 実務上の課題等の検討

情報収集試行の手法及び結果の整理を行ったが、情報収集試行では把握することが難しい各所管課における実務上の課題等が存在すると考えられる。したがって、地方公会計情報と公共施設マネジメント情報を一体的に整備していく上で、実務上の課題等を検討し対処するため、所管課にヒアリングを実施した。

固定資産台帳整備や公共施設等総合管理計画において対象となる資産は、通常の公共施設（いわゆるハコモノ資産）及びインフラ資産（道路等）となる。そのため、ヒアリング対象課は、道路インフラを管理する道路建設・管理関係部署として道路建設課、施設延床面積が広く、数少ない複合施設を有している学校教育系施設の部署として教育総務課、基準モデルの公会計固定資産台帳を管理している財政課の計3部署を選定した。

① 道路建設・管理関係部署（道路建設課）

道路建設課においては、路線ごとの道路台帳をデータ管理している。区間ごとの台帳は、紙で管理を行っている。道路台帳へは、前年度の異動状況が翌年度の台帳に反映される。例えば、平成26年3月31日現在の道路資産は、平成26年度道路台帳更新業務により平成27年3月31日までに、道路台帳に反映されることとなる。閲覧データとなるため、市側でデータを動かすことは不可能となっている。

【道路取得時に支払が伴わないことによる台帳間の相違】

道路台帳は、予算執行とは関係なく、実際の道路の異動状況を把握し管理している。これに対し、固定資産台帳への資産計上は、財政課で予算執行に基づいて行われる。したがって、伝票が起票されずに取得・除却した資産については、固定資産台帳に反映されない。具体的には、以下の場合に、道路台帳と固定資産台帳との相違が発生する。

- 自費工事：開発や個人の都合により、市は支払を行わず、民間で道路工事を行った際に生じる新規の道路や修繕道路
- 廃止道路：廃止の道路に関しては、廃止道路の上に新たな道路を建設するため、廃止に係る費用は全て新規道路の建設に係る費用として計上される。廃止道路の工事支払は新規道路の費用として計上していることから、廃止道路の情報は財政課の固定資産台帳には反映されないこととなる。
- 管理移管：土地改良に係る圃場整備に伴う市道の認定。県事業として行い、県が支払を行うため、管理移管されるだけになる。この場合、道路台帳には増減が反映されるが、財政課の固定資産台帳には反映されないため、ズレが生じると考えられる。

【道路取得時の付随費用に関する台帳間の相違】

道路台帳に記載の資産のうち、本数の記載がないものが散見され、これらは測量費や設計委託費など、道路取得に際する諸経費が計上されていると考えられる。

この結果、道路台帳と固定資産台帳の資産管理番号が1対1で対応しなくなる可能性がある。

【道路附属設備に関する台帳間の相違】

街路灯、フェンス等の道路附属設備については、電気代の支払や電球等の維持管理を実施しているのみで、道路台帳には記載されていない。ガードレールについては、道路台帳の中に防護柵として、各路線の中に記載されている。

総務省が公表している、統一的な基準に関する「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の第39段落では、固定資産台帳上、道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額も含めるか、あるいはそれぞれの附属設備を個別単位で管理することが求められている。また、「基準モデルに基づく財務書類作成要領」の第174段落においても、道路の取得価額に、附属設備の価額も含めることが求められている。現在の富岡市の固定資産台帳は基準モデルに則って作成されているため、道路の取得価額には附属設備の価額が含まれていると考えられる。

固定資産台帳と道路台帳の厳密な対応を考えるのであれば、固定資産台帳において、ある路線に含まれている附属設備についても、道路台帳における同路線にて管理されるべきとも考えられる。

② 学校施設関連部署（教育総務課）

教育総務課においては、学校施設台帳をデータ管理している。この学校施設台帳は、学校の土地、建物、学校の建物に付随する倉庫等に関する施設、及び建造物が記載されるもので、前年度の異動状況が翌年度の5月に台帳に反映される。例えば、平成26年4月に建設された校舎は、平成27年5月の異動確認調査時に「学校施設台帳」に登録処理がされる。取壊し等の除却・廃棄の場合も同様で、5月の調査時に「学校施設台帳」から削除処理がされる。また、完成前でも2か年で補助を受けるような場合には、建設開始1年目に建設仮勘定を学校施設台帳に登録することとなっている。

【台帳の情報整合性について】

「学校施設台帳」と「公有資産台帳」については、毎年5月の異動調査時に、二つの台帳の整合を担当者が確認しているため、「学校施設台帳」の情報は、公有資産台帳に網羅的に反映されているといえる。一方、「固定資産台帳」では、高額物品として登録されているものもあるが、

全ては網羅されていない状況である。これより「固定資産台帳」について、「学校施設台帳」の情報と整合がとれていないという課題が認識される。

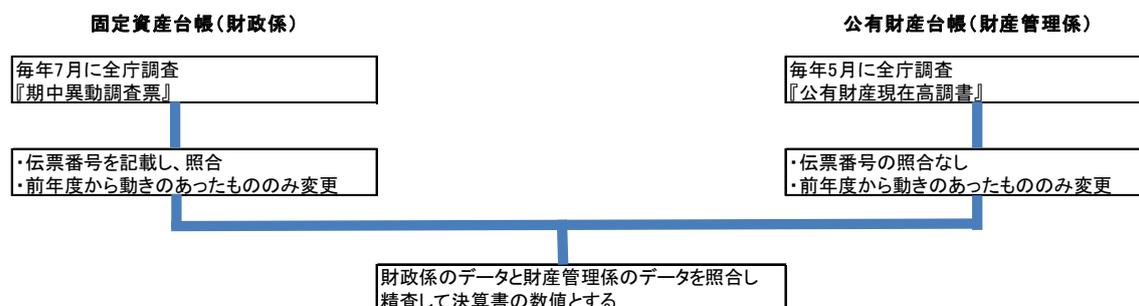
【資産計上と維持補修費の区分について】

資産として計上するか費用とするかの判別は、教育総務課に届いた異動調査結果を基に行っている。基本的な教育総務課での判別ルールは、工事支出に関して金額基準で判断を行うというものであり、この金額基準は1契約当たり130万円以内が修繕、130万円超が資産計上とされている。この場合、例えばA小学校とB小学校の修繕工事を1つの契約として130万円超で契約した場合、A小学校に100万円、B小学校に50万円かかったとしても、1契約当たりは150万円になるので、金額基準から判断すると両方共に資産として計上されることとなる。また現状、金額基準が基本となってしまっていることから、資産計上されたものの中に維持補修費として計上すべきものが含まれている可能性があるという課題が認識される。

③ 財政課

財政課においては、固定資産台帳と公有財産台帳を管理している。それぞれ、財政係と財産管理係で管理しており、前者は毎年7月頃、後者は毎年5月頃に、それぞれ所管課へ照会を行い、更新作業を行っている（図表4-22参照）。

図表 4-22 財政課における各台帳の管理方法



そのため、以下の問題が発生する可能性があることを示唆している。

- ・各課からの報告頼みになっており、チェック機能が働かないため、登録漏れが発生する可能性がある。
- ・年1回の調査しかないため、期中の変動がわからず、増加と減少を分けて把握することができない。
- ・伝票での把握により、支払のあるものは判明するが、寄付等による場合に報告漏れが生じる

また、基準モデル財務書類の委託業者に対しては、公有財産台帳を提供しておらず、財政係のデータのみ提供している状態であり、財務書類と公有財産台帳の間にも差異が生じている可能性がある。

(2) 対応策の検討

① 道路建設・管理関係部署（道路建設課）

【道路取得時に支払が伴わないことによる台帳間の相違】

自費工事、廃止道路、管理移管のいずれの場合においても、道路の保有状況については道路台帳が正しいと考えられる。したがって、毎年、固定資産台帳と道路台帳の照合作業を実施し、整合性を図ることが対応策として考えられる。

【道路取得時の付随費用に関する台帳間の相違】

道路取得時の付随費用は、道路そのものの管理にはつながらないため、道路台帳に一つのレコードとして計上することは望ましい管理方法とはいえないとも考えられる。また、当該レコードは、固定資産台帳との資産管理番号の相違をもたらす要因ともなる。したがって、本数の記載がないものについては、その内容を精査し、仮に付随費用等である場合には、当該レコードを、その本体の道路と統一させるなどの対応策が考えられる。

なお、当該対応策は実務的には困難である場合も想定されるため、その他の方法として例えば直接工事費割合等を用いてレコードを按分するというとも考えられる。

【道路附属設備に関する台帳間の相違】

現状の固定資産台帳においては、道路の取得価額には、附属設備の価額も含まれていると考えられる。しかし、道路台帳においては、ガードレールに関しては、道路台帳の中に防護柵として、各路線の中に記載されているが、その他の附属設備の記載はなされていない。

したがって、まず道路台帳の記載項目に、附属設備の項目を網羅的に記載することで、台帳間の整合性を図るという手法が考えられる。また、固定資産台帳の資産登録単位をより詳細にするという手法も考えられる。これにより、道路台帳で管理すべき資産は道路そのものに限定し、附属設備についてはその他の台帳で管理を行うという対応策が考えられる。

② 学校施設関連部署（教育総務課）

【台帳の整合性について】

各種台帳は、「学校施設台帳」は教育総務課、「公有資産台帳」は財政課財産管理係、「固定資産台帳」は財政課財政係というように、管理所管課が異なっているため、意識的に連携を図る統制を整備する必要がある。具体的には、毎年5月に実施している異動調査時の「学校施設台帳」と「公有財産台帳」の担当者による整合確認の際に、「固定資産台帳」も同時に確認するという方法が考えられる。また、予算執行の後、この執行情報を基に財政課で固定資産台帳登録を行う際に、関係所管課にも情報共有を行うことが考えられる。これに加え、各係にて所管課へ照会するデータを揃えるなどし、各台帳へ入力する基データを統一させるといった方法も考えられる。

【資産計上と維持補修費の区分について】

金額を基本的な判別基準としているため、資産計上されるものの中に、維持補修費として計上すべきものが含まれている可能性や、またその逆も考えられる。本来は、修繕等に係る支出が当該資産の資産価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資産に計上すべきであるため、金額での判断は、この実質的判断が困難な場合に用いる基準とすることが望まれる。

③ 財政課

今後、固定資産台帳と公有財産台帳を一体的に整備し、統合した台帳を適切に管理していくことが重要である。また、更新に当たっては、各課からの報告と財務情報を適切に紐付けて管理するとともに、年間数回又は日次などにより固定資産の異動を把握する仕組みを設けて随時固定資産情報を把握し、漏れなく適切に情報を収集していく体制が望まれる。

さらに、財政係と財政管理係が別々の台帳を管理することで、全庁的な資産管理という点においては、非効率的になっているおそれがあると考えられる。したがって、一体的整備を実施する上での統一的な組織と台帳を設置することで、より効果的かつ効率的な整備が促進されることが考えられる。

(3) 実務上の課題と対応策に関する総括

道路建設課、教育総務課、財政課へのヒアリングにより、それぞれの課題及び対応策が認識される結果となった。その中でも、共通する課題として、「固定資産台帳と、各所管課にて管理されている台帳との整合性を確保する」ということが挙げられる。各所管課が保有している台帳と実態数値は整合している可能性が高いため、固定資産台帳とこれらの所管課台帳の連携を適切に取ることで、公会計情報及び公共施設マネジメント情報の正確性・網羅性が担保されることとなる。

ただし、実務的には、富岡市では所管課が台帳作成を外部業者に委託しているケースも存在し、この場合には各所管課の台帳データを適時に更新することが難しい。したがって、法定台帳等を基に固定資産台帳を整備することで、資産情報を適切に管理する取組と、法定台帳等と固定資産台帳の情報を定期的に突合することで、事後的に資産情報の適切性を確認するという取組のいずれか又は双方を取り入れる必要があると考えられる。

今回のヒアリングは、サンプルとして代表的な3課を選定して実施したものであり、今回認識された課題等は、全ての所管課に当てはまるものではないものの、多くの所管課に当てはまる可能性を示唆している。また、今回のヒアリングでは得られなかった課題が、他の所管課では存在する可能性も十分に想定される。したがって、固定資産台帳への資産計上・台帳更新を適切に実施できるよう、全庁的な視点で課題認識を行い、対応策を講じていく必要があると考えられる。

4. 試行収集した情報を基にした維持更新費用等の将来推計

(1) 前提条件

富岡市が保有する公共施設（総延床面積：224,275.21 m²）、道路（総面積：1,069,540 m²）及び橋りょう（総面積：29,239.6 m²）に関して、将来の更新費用の試算を行った。更新費用試算の前提条件は次のとおりである。

① 公共施設

【建て替えの実施時期】

建て替えの実施時期については、一般的には一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の更新費用試算ソフト（以下、「ふるさと財団ソフト」）の前提（構造・用途に関係なく一律60年）とすることが多いが、富岡市においては固定資産台帳整備済みであり、耐用年数の算定ができることから、建て替え時期については建築年度から耐用年数程度が経過したときと仮定するのが合理的と考えられる。

なお、公会計上で用いられる耐用年数は、財務省令で定められた税法上の耐用年数であり、通常はこれよりも長く使用されることが多い。そのため、ふるさと財団ソフトの前提（鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造：60年）と公会計上の耐用年数（鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造：50年）を整合させる観点から、各資産の耐用年数に1.2を乗じた年数が経過したタイミングを各資産の建て替え実施時期とする。

なお、平成27年度時点で使用可能年数を超えて使用している公共施設については、ふるさと財団ソフトの前提と同様、今後10年をかけて建て替えを行うこととする。

【大規模改修の実施時期】

大規模改修については、竣工からおおむね更新期間の半分程度経過後に行われることが多いことから、ふるさと財団ソフトの前提と同様に、竣工から更新期間の半分経過後に行うこととする。

なお、平成27年度時点で更新期間の半分が経過して使用している公共施設については、ふるさと財団ソフトの前提と同様、今後10年をかけて大規模改修を行うとする。

【建て替え及び大規模改修に要する費用】

更新及び大規模改修の単価の設定に当たっては、様々な方法が考えられるが、総務省が設定している方法には次の2通りがある。

A：ふるさと財団ソフトの前提（図表4-23参照）

B：総務省自治財政局 統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成27年1月23日）及び新地方公会計制度実務研究会報告書（平成18年10月）において設定された再調達価額（以下、「再調達価額の前提」という。）（図表4-24参照）

図表 4-23 ふるさと財団ソフトの単価の前提

施設の種類	大規模改修	建て替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

※建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定する。

図表 4-24 再調達価額の単価の前提

単位：円/㎡

主体構造用途	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	コンクリート ブロック造	鉄骨造	木造
庁舎	235,000	180,000	115,000	90,000	95,000
住宅	165,000	155,000	105,000	90,000	100,000
校舎	135,000	135,000	100,000	80,000	90,000
倉庫	130,000	130,000	70,000	60,000	60,000
その他	205,000	155,000	100,000	70,000	95,000

(両者の単価設定の前提に関する主な差異)

図表 4-25 庁舎の建て替え単価の相違点

ふるさと財団ソフトの前提	再調達価額の前提	
400,000 円/㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造	235,000 円/㎡
	鉄筋コンクリート造	180,000 円/㎡
	コンクリートブロック造	115,000 円/㎡
	鉄骨造	90,000 円/㎡
	木造	95,000 円/㎡

図表 4-26 学校の建て替え単価の相違点

ふるさと財団ソフトの前提	再調達価額の前提	
330,000 円/㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造	135,000 円/㎡
	鉄筋コンクリート造	135,000 円/㎡
	コンクリートブロック造	100,000 円/㎡
	鉄骨造	80,000 円/㎡
	木造	90,000 円/㎡

図表 4-27 公民館の建て替え単価の相違点

ふるさと財団ソフトの前提	再調達価額の前提	
400,000 円/㎡	鉄骨鉄筋コンクリート造	205,000 円/㎡
	鉄筋コンクリート造	155,000 円/㎡
	コンクリートブロック造	100,000 円/㎡
	鉄骨造	70,000 円/㎡
	木造	95,000 円/㎡

- 両者を比較すると、再調達価額は構造別に単価が設定されているものの、ふるさと財団ソフトの単価との間には2～3倍程度の差異が生じている。
- これについては、ふるさと財団ソフトが、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等や建物附属設備を含んでいる影響があると考えられる。

【近年の実際の更新単価との比較】

データの収集が容易な庁舎の建て替え単価にて実態との差異を検討する。

ふるさと財団ソフトの前提 400,000 円/㎡

再調達価額の前提鉄骨鉄筋コンクリート造 235,000 円/㎡

- 千葉県習志野市 新庁舎建設¹⁰
平成 29 年 4 月末完成予定 8,845 百万円 17,890 ㎡ 494,421 円/㎡
- 山梨県甲府市 新庁舎建設¹¹
平成 25 年 3 月完成 9,000 百万円 (予定) 27,973 ㎡ 321,739 円/㎡
- 栃木県佐野市 新庁舎建設¹²
平成 27 年 10 月完成予定 7,174 百万円 20,404 ㎡ 351,626 円/㎡
- 山梨県南アルプス市 新庁舎建設¹³
平成 29 年度完成予定 6,880 百万円 (予定) 12,800 ㎡ 537,500 円/㎡

¹⁰ 出所：千葉県習志野市ホームページ

<https://www.city.narashino.lg.jp/matidukurisanka/shintyousha/H26/160920150824142725021.html>

¹¹ 出所：山梨県甲府市ホームページ

<http://www.city.kofu.yamanashi.jp/shise/chosha/>

¹² 出所：栃木県佐野市ホームページ

<http://www.city.sano.lg.jp/kakuka/shinchousya.html>

¹³ 出所：山梨県南アルプス市ホームページ

<http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/shisei/soshiki-syokai/soumu-bu/choshaseibijunbishitsu>

これらの結果から、ふるさと財団ソフトの前提（400,000 円/㎡）の方が実勢に近いものと考えられる。

上記検討の結果、設定した単価は次のとおりである（図表 4-28 参照）。対象となる施設の延べ床面積に次の単価（ふるさと財団ソフトの前提）を乗じて算定することとする。

図表 4-28 道路の試算に使用する単価

施設の分類	大規模改修	建て替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

② 道路

【1年当たりの更新量】

道路の耐用年数については、平成 17 年度国土交通白書によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっているが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年とする。

したがって、全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。

なお、この前提はふるさと財団ソフトの前提と同様である。

【1年当たりの更新費用】

1年当たりの更新量に更新単価を乗じたものを1年当たりの更新費用とする。更新単価は、ふるさと財団ソフトの初期設定に従い、4,700 円/㎡（一般道路）とする。

③ 橋りょう

【1年当たりの更新量】

試算に当たっては、総面積による算定方法と、構造別年度別面積による算定方法とが考えられるが、より精度が高くなる後者の方法により算定を行う。また、橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。なお、この前提はふるさと財団ソフトの前提と同様である。

【1年当たりの更新費用】

1年当たりの更新量に更新単価を乗じたものを1年当たりの更新費用とする。なお、現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新するが、それ以外の構造の場合はPC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことが一般的なため、これを前提とする。更新単価は、ふるさと財団ソフトの初期設定に従い、構造ごとに次のように整理する（図表4-29参照）。

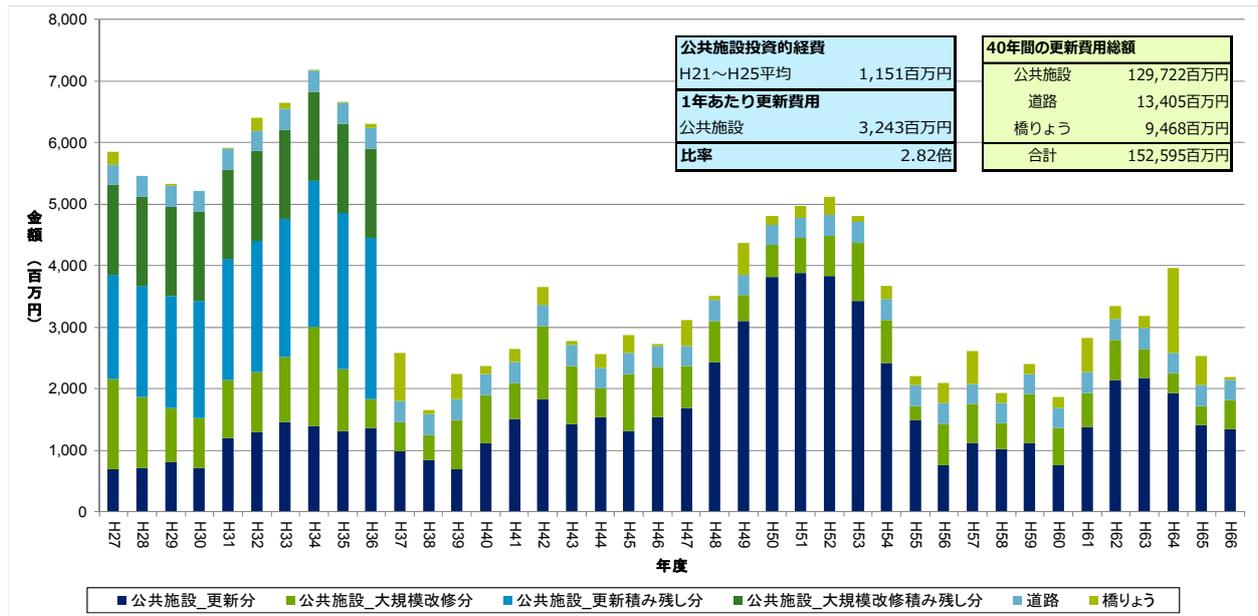
図表 4-29 橋りょうの試算に使用する単価

構造	更新単価
PC 橋	425 千円/m ²
RC 橋	425 千円/m ²
鋼橋	500 千円/m ²
石橋	425 千円/m ²
その他	425 千円/m ²

(2) 更新費用試算結果

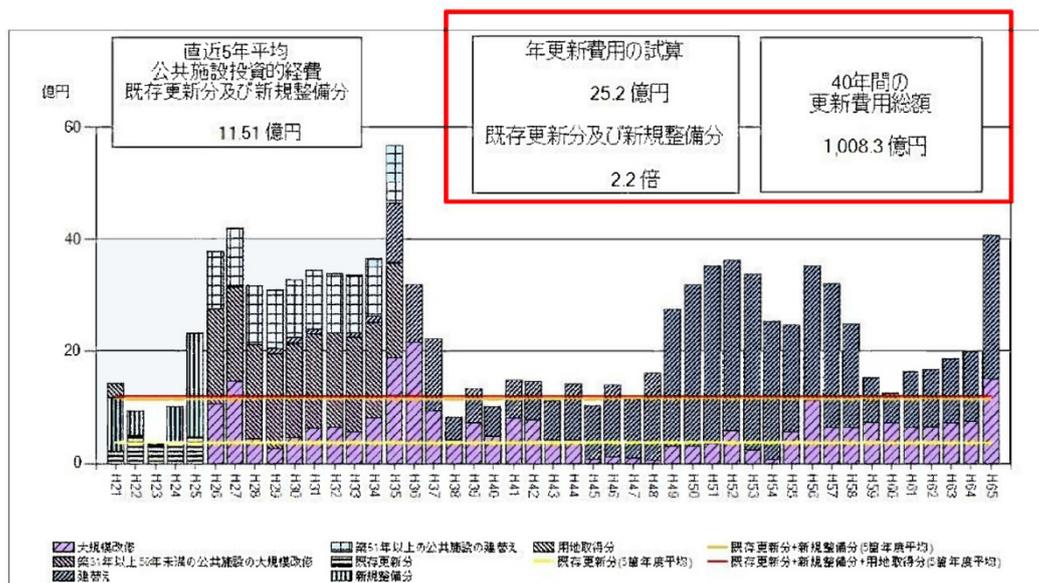
更新費用試算の結果は次のとおり、公共施設に係る更新費用は今後40年総額で約1,297億円、1年あたりでは約32億円の費用が見込まれた(図表4-30参照)。平成21年度から平成25年度における公共施設投資的経費は1年あたり約12億円であることから、仮に新規投資をゼロにした場合においても1年あたり約20億円の財源不足が生じることとなる。

図表 4-30 更新費用試算結果



(3) 本調査研究における更新費用試算と公共施設白書における更新費用試算との比較

図表 4-31 公共施設白書における更新費用試算結果



図表 4-32 更新費用試算結果の比較表

	公共施設白書	本調査研究
40年間の更新費用総額(建物分)	1,008 億円	1,297 億円
1年当たりの更新費用	25 億円	32 億円

この差異は、更新頻度を公会計上の耐用年数を活用した方法に変更したことによるものである。具体的には、公共施設白書においては更新頻度を一律 60 年と設定していたところ、本調査研究においては固定資産台帳を活用して、構造及び用途ごとに異なる設定したことによるものである。

今後、より精緻な更新費用を試算するためには、単価について取得価額を用いるなどが考えられるが、その場合には建物附属設備の情報整備が必要となるなどの課題がある。

第5章 民間等におけるシステム開発動向分析

第5章 民間等におけるシステム開発動向分析

1. 一体的整備に関わるシステム開発動向

一体的整備に関わるシステム開発動向について、先進的な団体及び富岡市が使用しているシステム（ソフトウェア）の状況を把握し、富岡市におけるシステム導入に当たっての参考とする。

(1) 基準モデル

富岡市

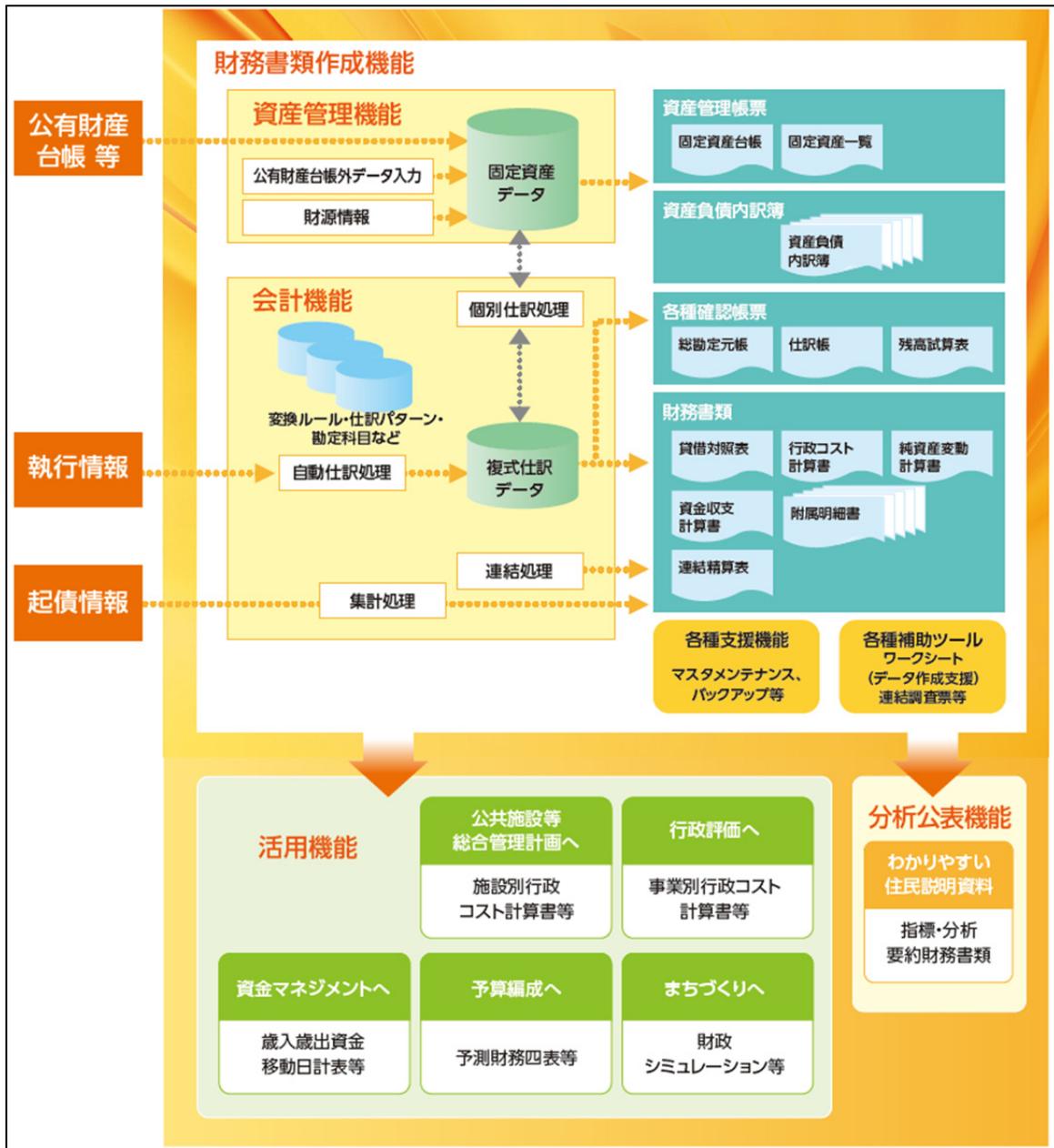
富岡市は、平成20年度から基準モデル対応のソフトウェアを導入し、期末一括仕訳方式による基準モデルの財務書類を作成する体制を整備している。

基準モデルにおいて、財務書類を正確に作成したり、固定資産台帳を適切に更新したりするためには、単式の執行データ（歳入・歳出）を複式簿記の仕訳に変換する作業が重要である。

富岡市は、会計データと固定資産台帳の整合性の検証として、委託業者が作成した変換ルールに従って変換された複式仕訳と固定資産台帳の更新状況とのマッチング処理を行っているものの、変換ルールが十分に設定できていないため、マッチング処理をしても固定資産台帳の更新の正確性を担保することはできていない。すなわち、システムの的に固定資産の異動を網羅的に反映することが簡単にはできない仕組みとなっている。

なお、富岡市をはじめとして基準モデル採用団体で導入実績の多いシステムディ株式会社によると、基準モデル公会計システムは統一的な基準に対応することが予定されている。システムディ株式会社による統一的な基準のシステムは次のようになるとされている（図表5-1参照）。

図表 5-1 システムディ社の統一な基準による地方公会計システム概要

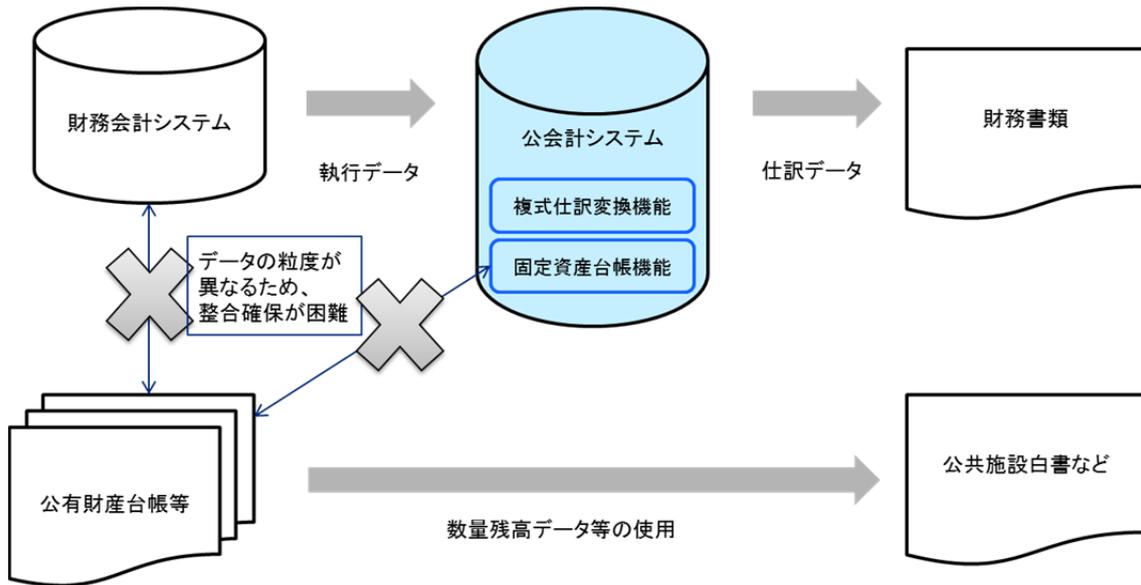


(出所:システムディ株式会社ホームページ <https://www.systemd.co.jp/solution/solution-5/ppp/pppv5/>)

基準モデルソフトと同様に、固定資産台帳を含む公会計システムと公有財産台帳などの財産管理台帳は別システムとなることが想定されている。したがって、本システムを富岡市に導入した場合には、引き続き、公有財産台帳などの財産管理台帳と固定資産台帳の二重の管理業務が負担になるほか、両台帳のデータの整合性の確認に職員負担がかかると考えられる。

富岡市の財務書類の作成フローとシステムは次のように整理される（図表 5-2 参照）。この方法の場合には、財務会計システムと公有財産台帳等はデータの登録単位が異なるため、手作業により整合確保が必要となるが、非常に煩雑な作業であるため実質的には困難となる。その結果、支出ベースで作成された固定資産台帳機能のデータと公有財産台帳の整合確保も困難となる可能性がある。

図表 5-2 富岡市の財務書類・公共施設マネジメント情報作成フローとシステムのイメージ

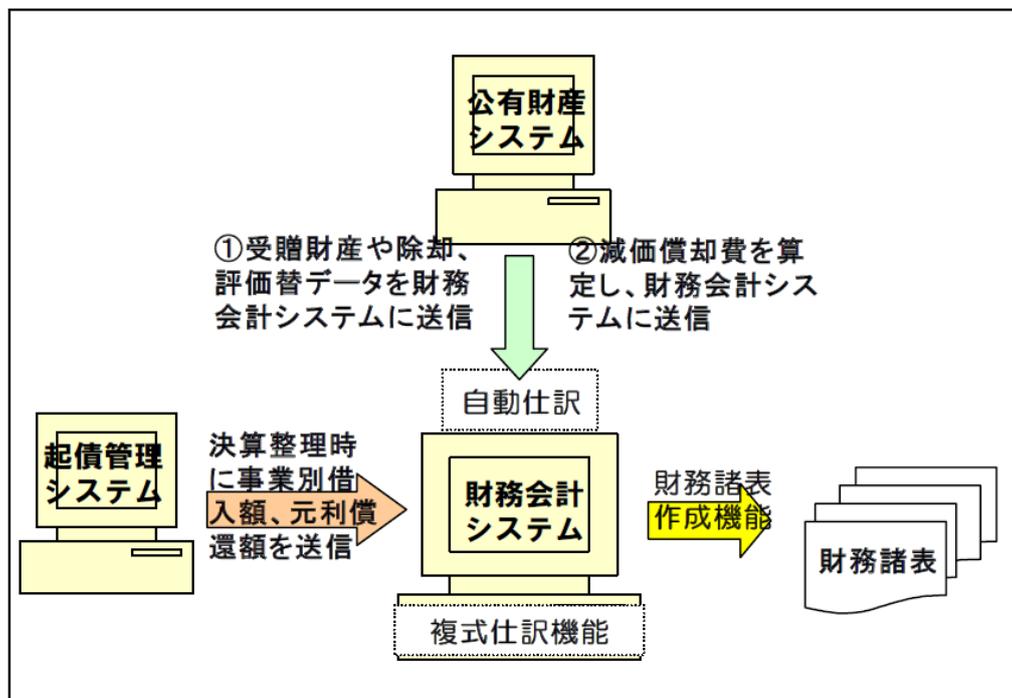


(2) 日々仕訳

① 東京都町田市

町田市は、東京都モデルを基礎として、日々仕訳による財務書類作成を平成 24 年度分から作成するため、次のようなシステムを整備している（図表 5-3 参照）。

図表 5-3 日々仕訳のシステムイメージ(町田市)



(出所: 町田市の新公会計制度 平成 23 年 12 月)

従来の官庁会計を扱う財務会計システムを改修して、複式仕訳を従来の単式の執行データ（歳入・歳出）生成とともに日々生成する機能を追加している。公有財産システムには、減価償却費計算や受贈財産の管理、除却処理など固定資産台帳として利用できる機能を持たせた上で財務会計システムと連携し、固定資産に関する仕訳を自動生成している。個別の取引ごとに仕訳を行うことによって、事業別・施設別の財務書類作成が可能になり、各種分析に活用ができる。

日々仕訳では、期末の公会計担当課等に集中的な負担は軽減され、決算早期化が可能になる。しかしながら、日々の仕訳入力に伴う各課職員の負担が一定程度想定される。この点、町田市では、収入の調定や支出命令の内容に応じて起こりうる仕訳の選択肢を予算科目ごとに設定し、職員は取引発生時に単式の執行データ（歳入・歳出）の起票に加え、仕訳区分を選択すれば自動的に複式仕訳が生成される仕組みとしている（図表 5-4 参照）。

図表 5-4 委託料を例にした仕訳生成イメージ(町田市)

節・細節	歳出仕訳区分	支出命令時の仕訳		支出執行時の仕訳		キャッシュ・フロー科目
		借方	貸方	借方	貸方	
委託料	物件費	PL物件費	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	行政サービス活動支出・物件費
委託料	維持補修費	PL維持補修費	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	行政サービス活動支出・維持補修費
委託料	扶助費	PL扶助費	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	行政サービス活動支出・扶助費
委託料	資産形成支出(建設仮勘定となる)	BS建設仮勘定	BSその他未払金	BSその他未払金	BS現金預金	社会資本整備支出・投資的経費単独

委託料の支出命令を行う際、当該支出がどの取引に該当するか、仕訳区分の中から選択する。

(出所:町田市の新公会計制度 平成 23 年 12 月)

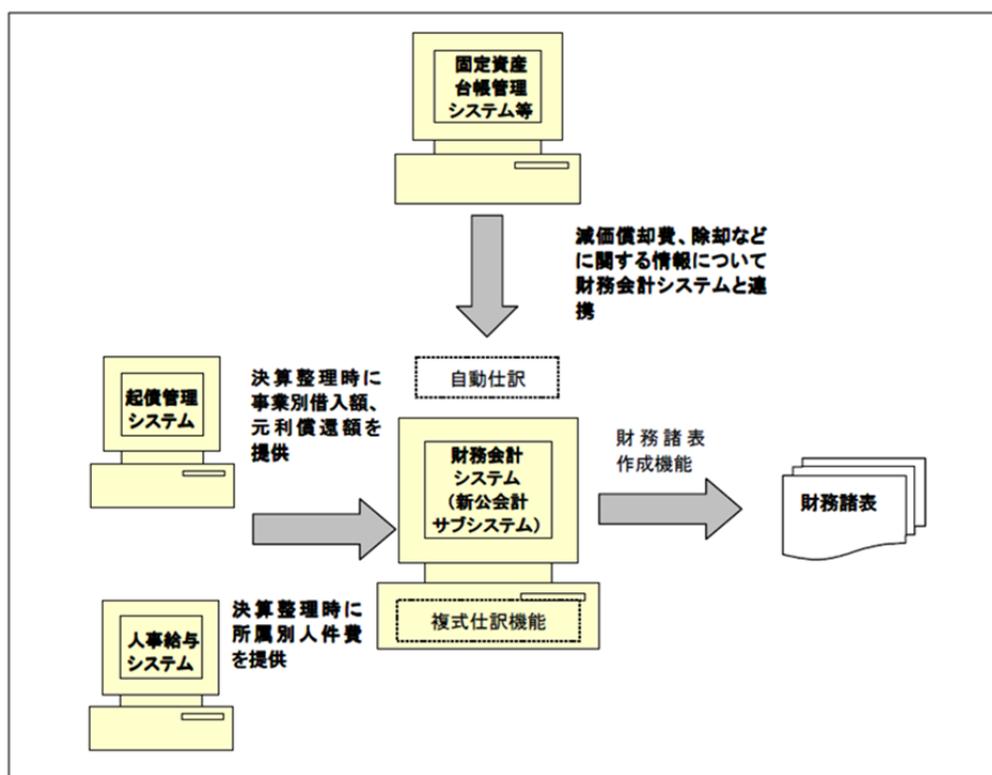
歳出仕訳区分の選択により複式仕訳が生成される仕組みとすることによって、複式仕訳作成時の職員負担が軽減されるほか、取引実態に応じたより正確な仕訳を行うことができる。

また、数億円といわれるシステムの改修費用を抑えるため、システム改修は既存の財務会計システムに複式仕訳の生成機能を追加することとし、公有財産システムなど他のシステムは最小限の改修によって財務会計システムとのデータ連携を行うこととしている。

② 大阪府吹田市

吹田市は、平成 26 年度財務諸表からの日々仕訳に基づく新公会計制度導入のため、次のようなシステムを整備している（図表 5-5 参照）。

図表 5-5 日々仕訳のシステムイメージ(吹田市)



(出所:吹田市の新公会計制度(案) 平成 25 年9月)

従来の官庁会計を扱う財務会計システムの再構築に併せて、複式仕訳を単式の執行データ（歳入・歳出）生成とともに日々生成する機能を追加し、固定資産などを管理する他のシステムと連携する機能を整備した。固定資産台帳管理システムには、減価償却費計算や受贈財産の管理、除却処理など固定資産台帳として利用できる機能を持たせた上で財務会計システムと連携し、固定資産に関する仕訳を自動生成している。個別の取引ごとに仕訳を行うことによって、事業別及び施設別の財務諸表作成が可能になり、各種分析に活用ができる。

現場の職員が取引の実態に沿って処理を行うため、実態を反映した会計処理となり、情報の正確性が確保できるが、システム投資のコスト負担が大きいことや、現場の職員が複式簿記を熟知することの難しさなど課題があるとも考えられる。この点、職員負担感を緩和するために、町田市と同様に吹田市では、収入の調定や支出命令の内容に応じて起こりうる仕訳の選択肢を予算科目ごとに設定し、職員は取引発生時に単式の執行データ（歳入・歳出）の起票に加え、仕訳区分を選択すれば自動的に複式仕訳が生成される仕組みとしている（図表 5-6 参照）。

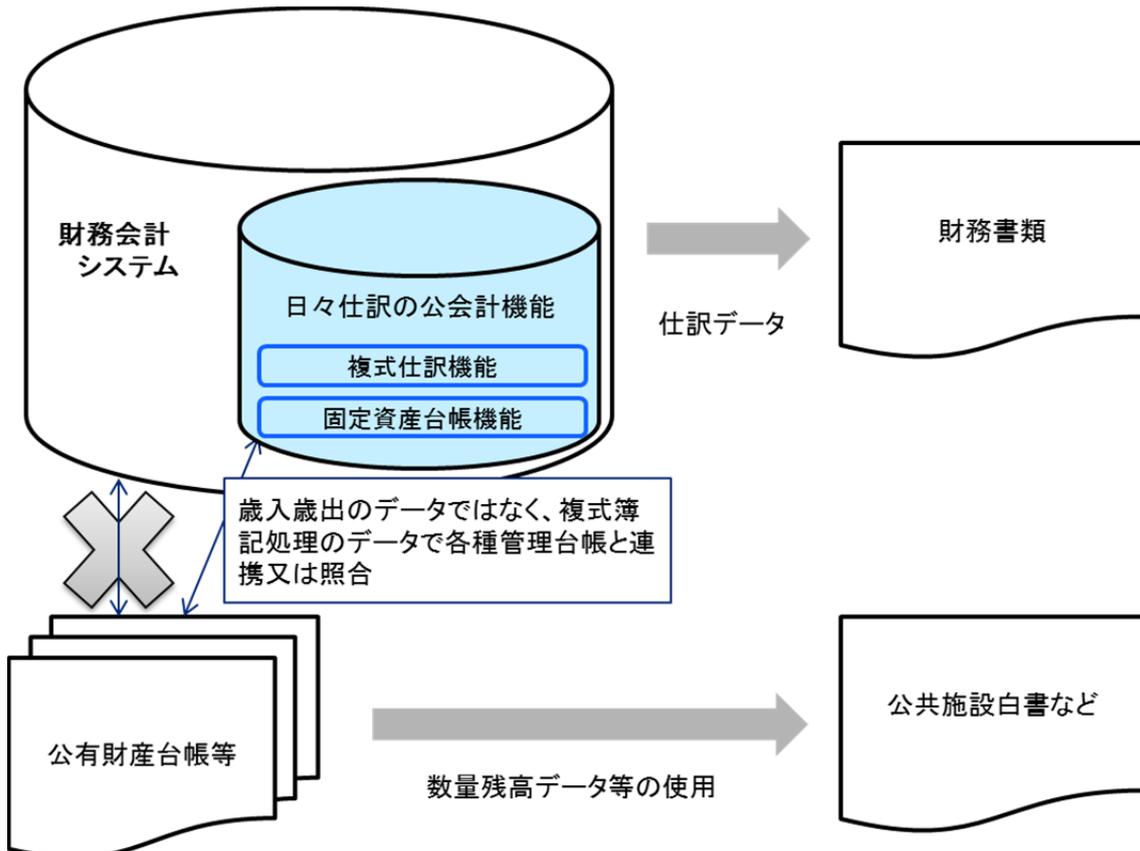
図表 5-6 委託料を例にした仕訳生成イメージ(吹田市)

仕訳区分	支出命令時の仕訳		キャッシュ・フロー科目 (支払時に記録)
	借方	貸方	
① 業務委託など他に属さない委託料	PL物件費	BSその他未払金	行政サービス活動支出・物件費
② BS資産に計上する実施設計委託料など	BS建設仮勘定	BSその他未払金	投資活動支出・公共施設等整備支出
③ BSソフトウェア計上するシステム開発費	BSソフトウェア	BSその他未払金	投資活動支出・公共施設等整備支出

(出所:吹田市の新公会計制度(案) 平成 25 年9月)

日々仕訳の取組における作成フローとシステムの概要は次のように整理される(図表 5-7 参照)。この方法による場合、執行と資産について一定程度の整合確保が可能となる一方、財務会計システムの中に日々仕訳の機能を入れることが一般的であり、システム投資のコスト負担が大きいことや、現場の職員が複式簿記を熟知することの難しさなど課題があるとも考えられる。

図表 5-7 日々仕訳の財務書類・公共施設マネジメント情報作成フローとシステムのイメージ



(3) 公有財産台帳一体型公共施設マネジメントシステム連携

① 岩手県久慈市

総務省の今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会でもその取組が紹介された岩手県久慈市では、公有財産台帳と一体化した固定資産台帳を整備しており、公共施設白書及び公共施設等総合管理計画策定の基礎情報として固定資産台帳情報を活用することができた。

公有財産台帳と固定資産台帳との一体整備では、具体的には、固定資産台帳（棟単位の情報）を施設単位に番号で紐付けし、これを活用して施設情報を管理している（図表 5-8 参照）。

図表 5-8 「公有財産台帳の固定資産台帳化」の活用イメージ

小室委員作成資料
資産の適切な管理
資料5-4

【事例】公共施設等総合管理計画の基礎情報としての活用（岩手県久慈市）

背景・目的

- 岩手県久慈市では、公有財産台帳と一元管理された固定資産台帳を整備しており、公共施設白書及び公共施設等総合管理計画策定の基礎情報として固定資産台帳情報を活用できる環境にあった。
- 平成26年4月22日の「公共施設等総合管理計画の策定要請」を受けて、固定資産台帳情報を活用した取り組みを進めることにより、効率的に公共施設等総合管理計画の策定を進めることとした。

事例概要

- 固定資産台帳を施設マネジメントに活用
- 棟単位の情報を施設単位に紐付け

「施設類型分類口座一覧表（固定資産台帳から抽出）」

大分類	中分類	小分類	口座番号	口座名称	内訳影響
2 社会教育施設	1 図書館等	1 図書館	0001	久慈市立図書館	図書部
	2 博物館等	1 博物館	0100	山形県歴史館	歴史資料部
	3 社会教育センター等	1 その他	0101	三好+歴史資料館	三好+歴史資料部

「施設類型分類毎施設調査シート一覧表（施設マネジメントのための調査）」

大分類	中分類	小分類	施設名称	施設調査シート										計	備考		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10				
2	1 図書館等	1 図書館	図書部 図書部														
	2 博物館等	1 博物館	三好+歴史資料館 歴史資料部														
	3 社会教育センター等	1 その他	三好+歴史資料館 歴史資料部														

効果等

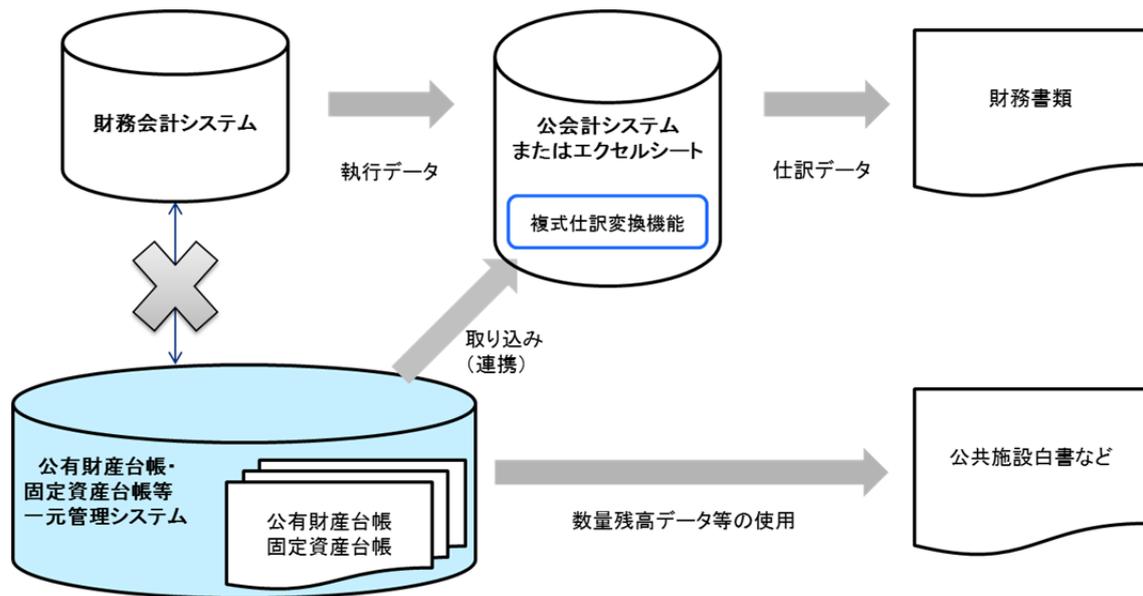
- 既存情報に基づき公共施設マネジメントの取り組みが進められるため、所管課の負担が軽減した。
- 公共施設マネジメント特有の情報（利用状況など）についても、今後システムによる情報蓄積を進める。

（出所：総務省 今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会（第5回） 配布資料）

公有財産台帳の固定資産台帳化の取組における作成フローとシステムの概要は次のように整理される（図表 5-9 参照）。この方法による場合、公有財産台帳と固定資産台帳は一元管理システムとなるため、両台帳が同一データにより作成される。また、複式仕訳変換についてはシステム又はエクセルシートにより財務会計システムのデータと公有財産台帳・固定資産台帳等一元管理システムのデータにより作成することとなる。

また、この場合には固定資産台帳を基に、データの整合を図った形で公共施設マネジメント情報を作成することが可能となる。

図表 5-9 「公有財産台帳の固定資産台帳化」の財務書類・公共施設マネジメント情報作成フローとシステムのイメージ

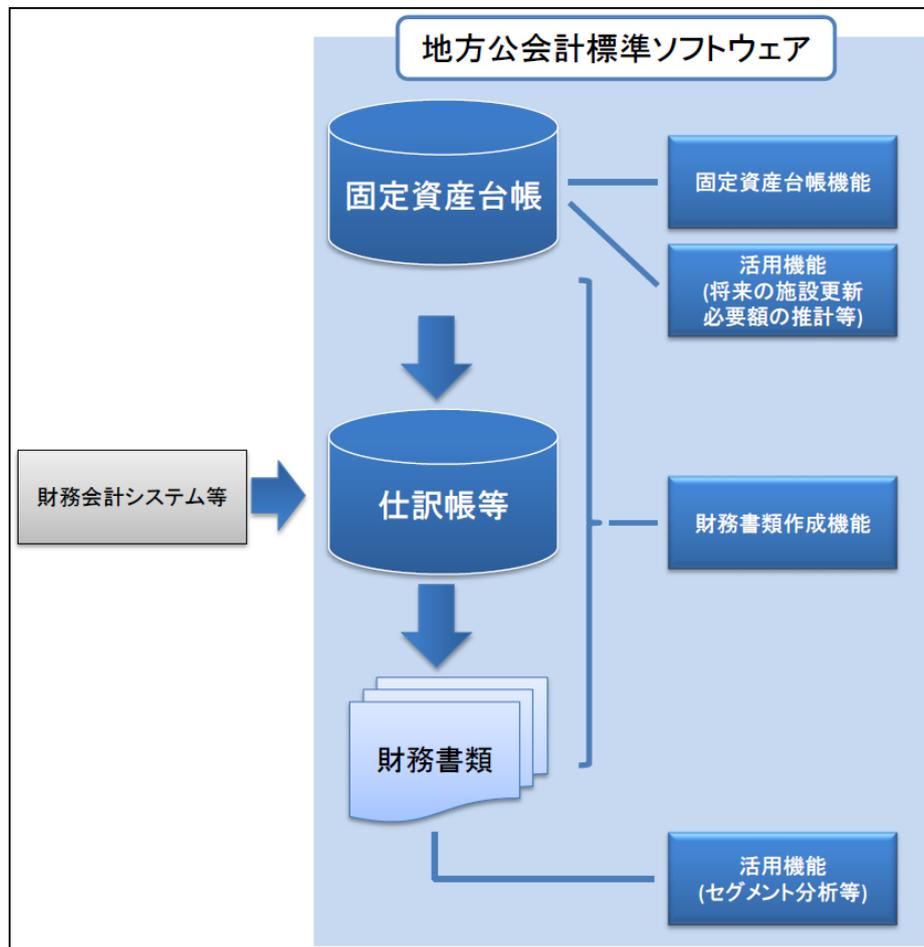


(4) 統一的な基準（地方公会計標準ソフト）

統一的な基準導入に関する総務大臣通知（平成 26 年 5 月）において、各地方公共団体の複式簿記のシステム導入に係る負担を軽減するため、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が地方公会計標準ソフトを開発し、各地方公共団体に無償提供することが示された。

地方公会計標準ソフトは全ての地方公共団体が使用できる標準的な仕様とし、平成 27 年 4 月から開発が開始された。固定資産台帳機能及び財務書類作成機能、活用機能の大きく 3 つの機能で構成され、ソフトウェアの構成概要は次のようになっている（図表 5-10 参照）。

図表 5-10 地方公会計標準ソフトの概要



（出所：地方公共団体情報システム機構 地方公会計標準ソフトウェア ソフトウェア機能概要説明書（暫定版）

平成 27 年 12 月）

固定資産台帳機能は平成 27 年 10 月に提供開始され、複式仕訳生成を含む財務書類作成機能は平成 27 年 12 月に提供開始された。活用機能は平成 28 年 3 月末までに提供開始予定とされている。

各種機能は連携しており、財務書類作成機能によって生成された建設費の仕訳を建設仮勘定の増加として固定資産台帳に反映させたり、減価償却費や受贈財産等の非資金取引を固定資産台帳

機能から抽出したりすることで、自動仕訳を行うなど固定資産の増減と仕訳の整合性を一定程度確保することができる。

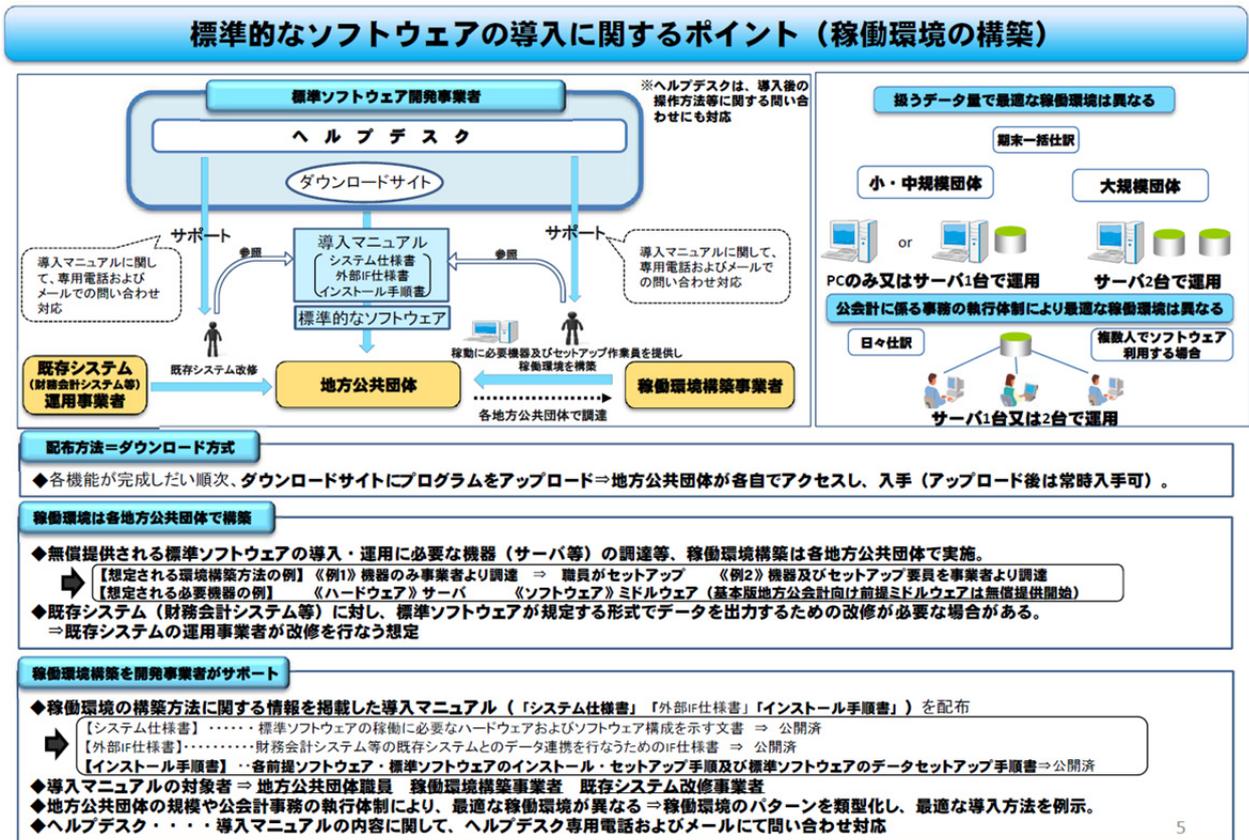
ただし、固定資産台帳機能では既存の公有財産管理台帳など、既存の財産管理台帳と同等の財産管理機能が備わっていない。既存の公有財産管理台帳システム等から出力した異動データ等を取り込むことが可能となっているものの、公有財産台帳などの既存の財産管理台帳の管理と固定資産台帳の二重負担が想定される。また、財産管理台帳と固定資産台帳をそれぞれ別途管理する場合には、それぞれのデータの整合性確保への対応が必要になる。なお、従来の公有財産の管理方法を見直すことによって事務負担の一部軽減を図れる可能性もある。

活用機能はセグメント分析機能、指標算出機能及び施設更新必要額推計機能が備えられる予定であり、施設別、事業別及び地域別などセグメント別の行政コスト計算書を作成できるほか、資産老朽化比率など財務書類等活用の手引き（総務省）に掲載の分析指標を算出できる。さらに、固定資産台帳の情報を基に将来の施設更新必要額の推計が可能となる予定である。

ただし、活用機能については詳細の仕様が未公表であるため、活用度方法についての団体ごとの要望に応じた対応がどこまで可能であるかが不明確である。

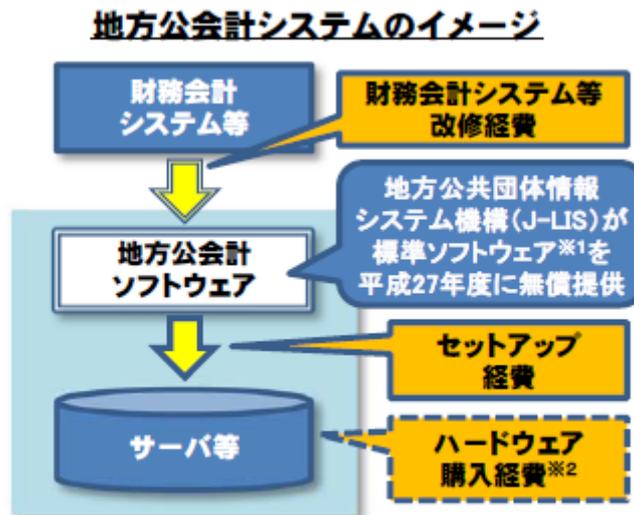
地方公会計標準ソフト導入には、地方公会計標準ソフトの稼動に必要なハードウェア及びミドルウェアの導入が必要となる（図表 5-11 参照）。この点、小規模団体（人口 10 万人未満、年間伝票数 10 万件未満を想定）が 1 台の PC での期末一括変換方式による場合は、スタンドアロン PC と無償提供されている前提ミドルウェア（基本版）での運用が可能である。また、複数台の PC で同時に地方公会計標準ソフトを利用して仕訳を行うなどの公会計業務を行う場合、又は、伝票数が 10 万件を超える場合、日々仕訳方式を採用する場合は、拡張版ミドルウェアやミドルウェア追加ライセンスの購入が別途必要とされているが、セットアップ経費に係る普通交付税措置により対応されている（図表 5-12 参照）。

図表 5-11 地方公会計標準ソフト導入の準備



（出所：地方公共団体情報システム機構 統一的な基準による財務書類等を作成するための標準的なソフトウェアについて 平成 28 年 1 月）

図表 5-12 システム導入に関する経費の措置について



※1 ソフトウェアの稼働に必要な前提ミドルウェア（基本版）も含む。
 ※2 一部事務組合等のみが対象であり、都道府県及び市町村のハードウェア購入経費は平成20～24年度の普通交付税において措置済み。

（出所：総務省提供資料）

(5) 執行データ精緻化（システム開発外での対応）

① 熊本県宇城市

熊本県宇城市では、予算編成時点で細節を細分化する方法によって、財務書類を作成している（図表 5-13 参照）。

図表 5-13 施設別財務書類の作成事例

事例6

セグメント分析（施設の統廃合）

【事例】セグメント分析による公民館の統廃合（熊本県宇城市）

背景・目的

- 熊本県宇城市では、行政コスト計算書の他団体比較で物件費等が多いことが判明し、物件費を市全体で平成21年度までに毎年2,500万円削減する目標を設定
- 平成17年9月に、これを含む「宇城市行政改革大綱」を策定し、市内にある約220施設の管理運営等の合理化案を定め、全ての施設の現状や役割・管理運営等を検証し、施設の適正配置や効率的・効果的な管理運営のあり方を検討

事例概要

- 平成20年3月に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書(右表参照)を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を実施



施設群名・公民館種別	施設別バランスシート				(単位:千円)
	1997	1998	1999	2000	
管理費	14,414	16,779	11,927	59,719	55,035
資産合計	4,850,895	3,933,724	2,461,486	48,141	84,283
【純資産】	26,077				
総資産	4,876,972	3,933,724	2,461,486	68,141	84,283
負債・貸付金合計	4,850,895	3,933,724	2,461,486	68,141	84,283

施設群名・公民館種別	施設別行政コスト計算書				(単位:千円)
	1997	1998	1999	2000	
大分費	28,318	12,377	19,129	1,675	10,816
運賃等コスト	2,807	2,720	2,869	1,060	2,000
委託料	2,777	1,391	1,384	2,80	1,908
賃借料	2,768	488	1,269	1,877	2,207
減価償却費	5,148	6,050	7,387	407	1,818
その他	788	600	480	102	187
行政コスト合計	36,772	23,955	33,596	3,895	18,134
【収入】	200	203	131	263	154
収入合計	24	24	177	147	228
収入合計	244	248	308	310	382
施設管理費割合	0.7%	1.2%	0.8%	0.6%	2.1%
利用者一人当たりコスト	1,684円	1,989円	2,289円	1,729円	1,419円

効果等

- 以上のようなセグメント分析や検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を実施
- 今後、中央公民館と各地域の分館方式で公民館事業を行い、施設管理のみを民間委託する方向でも検討

(出所:総務省 統一的な基準による地方公会計マニュアル 財務書類等活用の手引き 平成27年1月)

執行データ精緻化の取組における財務書類の作成フローを、公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備という観点から図式化すると、次のように整理することができる（図表 5-14 参照）。

この方法による場合、公会計の財務書類を作成する際、より多くの科目を自動変換できることになるため、手作業を大幅に削減することができる。

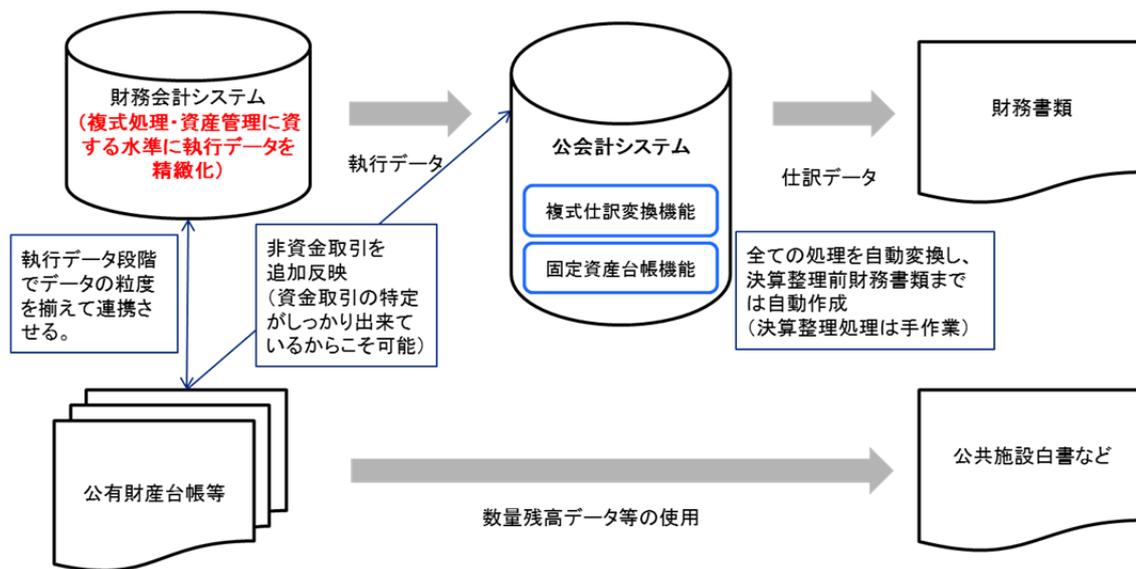
また、システム改修という観点からも、財務会計システムの科目マスタ変更のみでほとんどの対応が完了するため、導入コスト及び運用コストともに他に比べて安価な方法といえる。加えて、全ての職員が用いる予算及び執行管理の業務フローに簿記の概念が入るため、現場に資産管理などの複式簿記の概念が根付きやすいと考えられる。

さらに、公有財産台帳との連携を確保することができれば、公会計情報と公共施設マネジメント情報を一体的に整備することにつながり、公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備という観点から優れた手法であると考えられる。

施設ごとのデータを財務会計システムから抽出可能であるなど、組織別・事業別・施設別等セグメント別の資産の金額が抽出可能である。セグメント別に財務書類を作成することによって、事業評価や予算編成などに活用し、セグメント別のマネジメントが可能になる。

ただし、予算要求時点から各科目を精緻化することが必要なため、平成28年度財務書類作成を考えると、平成28年度予算について精度の高い精緻化を行うことは難しいとも考えられる。したがって、平成28年度は精緻化に関する論点整理などを行い、平成29年度財務諸類以降から、予算編成段階からの執行データ精緻化の方式を採用するものと考えられる。

図表 5-14 「執行データ精緻化」の財務書類・公共施設マネジメント情報作成フローとシステムのイメージ



2. 富岡市への導入に関する検討

(1) メリット及びデメリットの整理

公会計の導入に当たって、先進団体が整備している各取組タイプに関しメリット及びデメリットは次のように整理される。なお、取組タイプそのものに起因するメリット・デメリットと、システムに起因するメリット・デメリットを区分して整理している（図表 5-15 参照）。

図表 5-15 取組タイプ別メリット・デメリット整理

取組タイプ	メリット	デメリット
基準モデル	【取組】 ・個々の取引単位で複式仕訳を行うことにより事業別・施設別などのセグメント別財務書類が作成可能	【取組】 ・単式の執行データ(歳入・歳出)を複式仕訳に変換する作業負担が期末に集中(日々仕訳方式の場合には所管課の職員負担が増加) ・公有財産台帳などの既存の財産管理台帳の管理の二重負担 ・公有財産台帳などの既存の資産管理台帳・仕訳データとの整合性確認が必要(整合を図ることが困難な可能性が高い) ・単式の執行データ(歳入・歳出)の複式仕訳への変換ルールでは対応しれない取引がある場合には、仕訳が一部、不正確となる可能性
	【システム】 ・システム改修費用は比較的抑えられる	【システム】 ・作成に当たって手作業が多く発生することが多い
日々仕訳	【取組】 ・期末の集中的な負担が軽減され、決算早期化が可能 ・一定の変換ルールでは対応しきれない取引実態に応じたより正確な仕訳を行うことが可能 ・歳出仕訳区分の選択により複式仕訳が生成される仕組みとすることによって、複式仕訳作成時の職員負担が軽減する仕組みを採用	【取組】 ・日々仕訳入力に伴う職員負担
	【システム】 ・財務会計システムと一体となった改修が前提となるため、一体的な運用が可能	【システム】 ・システム改修費用は高額となる
公有財産台帳の固定資産台帳化	【取組】 ・公共施設マネジメントへの固定資産台帳の活用水準が高くなる ・公有財産台帳などの既存の財産管理台帳の管理の二重負担が解消 ・財産管理担当課等が作成した公有財産台帳(固定資産台帳)の情報を基に資産情報が生成されるため、財	【取組】 ・財産管理部門の情報と決算情報との突合を行う必要がある ・管理部門でほとんどの作業が完結するため、現場レベルで公会計的思考は根付かない可能性

取組タイプ	メリット	デメリット
	<ul style="list-style-type: none"> 務書類に反映される資産情報の精度が高くなる 他の取組と排他的でなく、他の取組との併用が可能 	
	【システム】 <ul style="list-style-type: none"> 公有財産台帳と固定資産台帳のシステムが1つで済むため保守管理等の負担が軽くなる 	【システム】 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産情報のシステム対応はできるが、その他の対応別システム又は手作業が必要となる
統一的な基準・地方 公会計標準ソフト (J-LIS)	【取組】 <ul style="list-style-type: none"> 個々の取引単位で複式仕訳を行うことにより、事業別・施設別などのセグメント別財務書類が作成可能 施設別・事業別・地域別などセグメント別の行政コスト計算書を作成可能 資産老朽化比率など財務書類等活用の手引き(総務省)に掲載の分析指標を算出可能 	【取組】 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産台帳機能では既存の公有財産管理台帳など財産管理台帳と同等の財産管理機能が備わっていない場合には、公有財産台帳などの既存の財産管理台帳の管理の二重負担が想定 財産管理台帳と固定資産台帳をそれぞれ別途管理する場合には、それぞれのデータの整合性確保への対応が必要
	【システム】 <ul style="list-style-type: none"> 無償提供であるため、基本構成による場合、システム改修費用は比較的抑えられる(ただし、追加的なミドルウェアが必要な場合もある) 	【システム】 <ul style="list-style-type: none"> 地方公会計標準ソフトのシステム改修には J-LIS との協議が必要となるため、財務会計システム側での改修費用が増加する可能性
執行データ精緻化	【取組】 <ul style="list-style-type: none"> 自動変換可能な科目が増加する 全ての職員が用いる予算・執行管理の業務フローに簿記の概念が入るため、現場に資産管理などの複式簿記の概念が根付きやすい 科目体系を組織別・事業別・施設別等セグメント別にすることにより、それぞれのセグメント別財務書類を作成でき、事業評価や予算編成などに活用し、セグメント別のマネジメントが可能 他の取組と排他的ではなく、他の取組との併用が可能 	【取組】 <ul style="list-style-type: none"> 予算編成段階又は予算査定時、において対応が必要 執行時の事務量が増加し、職員への負荷が高くなる可能性
	【システム】 <ul style="list-style-type: none"> 財務会計システムで細節等の設定が可能な場合には、科目マスタ変更のみでほとんどの対応が完了するため、導入コスト・運用コストともに他に比べて安価 	【システム】 特に無し

(2) 富岡市への導入に関する検討

① 富岡市の財務書類作成方法の現状と課題

富岡市は現在、基準モデル（期末一括変換方式）によって財務書類を作成しており、財務書類作成の流れは図表 5-2 のように整理される。

単式の執行データ（歳入・歳出）を複式仕訳に変換する際の一括設定ルールで自動変換できない場合には、自動変換できない部分を財政課（財務書類作成部門）又は委託業者が手作業で整理を行っていくことになる。しかしながら、短時間で個々の取引の実態を把握することは困難であるため、仕訳の精度を高めることが困難という状況にあるといえる。

また、富岡市では、この基準モデルの固定資産台帳とは別に公有財産台帳などの法定台帳も有しており、それらとの連携は図れていない。それぞれのデータについて、情報の対象範囲やデータの登録単位が異なるため、このような運用となっている現状であるが、結果として公有財産台帳・固定資産台帳の情報が整合しない状況となり、内部管理や住民説明に当たり利用可能性に疑義が生じる結果となり、公共施設マネジメントへ活用できていない。

② 課題に対応したシステムの検討

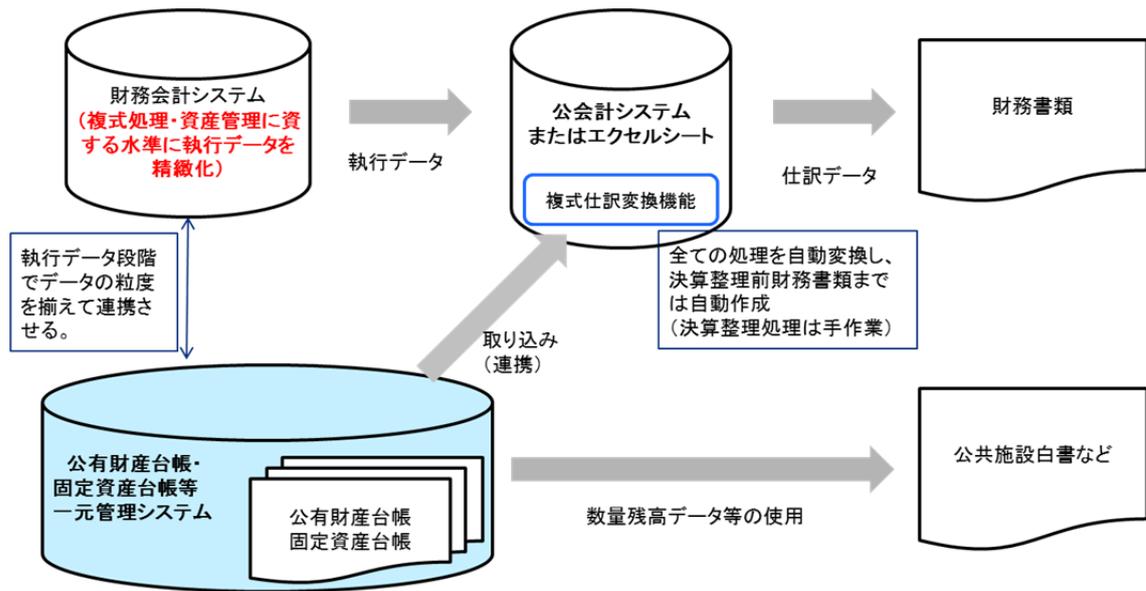
富岡市の現状の課題として、公有財産台帳などの財産台帳と財務会計システム、固定資産台帳との整合性の問題及び単式の執行データ（歳入・歳出）の複式仕訳への変換に係る精度の問題がある。また、財政状況に余裕がある状況でもないため、高額なシステム改修は困難である。

加えて、今後富岡市は公共施設マネジメントへの取組を本格的に始動させ、多機能複合化や集約化などの取組を強化していく必要がある、固定資産管理に重点を置く必要がある。

そのため、これらの状況への対応としては、これまでの検討から、固定資産台帳と仕訳データとの整合性を確保する仕組みとした上での公有財産台帳の固定資産台帳化に加えて、執行データ精緻化が有効と考えられる（図表 5-16 参照）。

図表 5-16 公有財産台帳の固定資産台帳化及び執行データ精緻化の取組を加えた

富岡市の財務書類作成フローのイメージ



なお、「公有財産台帳の固定資産台帳化」におけるデメリットとして、財産管理部門の情報と決算情報との突合を行う必要がある点と、管理部門でほとんどの作業が完結するため、現場レベルで公会計的思考は根付かない可能性がある点を挙げている。前者については、固定資産台帳において執行伝票番号を管理する方法又は財務会計情報で資産番号を管理する方法を用いるなどにより、突合を簡便に実施する方法や、各係にて所管課へ照会するデータを揃え、各台帳へインプットする基データを統一させる方法について検討する必要がある。また、後者については、執行データ精緻化と併用を行うことで、全ての職員が用いる予算・執行管理の業務フローに簿記の概念が入るため、現場に資産管理などの複式簿記の概念が根付きやすくなると考えられる。

ここで執行データ精緻化を採用するに当たっては、導入可能なタイミングの問題が生じると考えられる。執行データ精緻化の場合、予算編成段階から対応する必要があるとあり、体制の整備を前年度予算要求（又は予算査定時）までに行う必要がある。具体的には、平成28年度財務書類作成を考えると、平成28年度予算の精緻化は現段階からは困難であると考えられるため、平成28年度は精緻化に関する論点整理などを行い、平成29年度から本格的に精緻化の取組を開始することとなる。

なお、総務大臣通知により原則として平成28年度財務書類を平成29年度に公表することを求められているため、執行データ精緻化に向けた対応については、その実施時期等について、今後システム対応と合わせて検討していく必要がある。

第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の在り方

第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の在り方

1. これまでの調査研究を踏まえた課題

これまで以下のとおり、解決すべき課題が挙げられている(括弧書きは本報告書における該当箇所)。

(1) 富岡市の公共施設等を取り巻く課題

- 人口、財政の状況・見通しを踏まえた公共施設等全体の計画的な施設更新や維持管理、統廃合等の検討が必要である(第1章 2. (3))。
- 計画的な投資により、財政負担の平準化を図る必要がある(第1章 2. (3))。
- 新地方公会計モデル(統一的な基準)へ対応する必要がある(第1章 3. (5))。
- 富岡市の現状を踏まえた公共施設等総合管理計画を作成し、公共施設マネジメントを推進する必要がある(第3章 1. (4))。

(2) 公会計情報と公共施設マネジメント情報に関する課題

- 所管課等で管理している法定台帳等(公共施設マネジメントのための根拠情報)と固定資産台帳(公会計情報のための根拠情報)の間でデータの整合と異動情報の更新について連携を確保する必要がある(第3章 2. (1)、第4章 3. (3))。
- 固定資産台帳の情報が、現物資産と紐付けができるように整備する必要がある(第3章 2. (3))。
- 固定資産台帳の情報が、実在性と網羅性を満たし、正しい情報として整備・維持更新する必要がある(第3章 2. (3))。
- 固定資産台帳整備以降に支出した附帯設備や大規模改修などの資産情報について、適切に情報を蓄積する仕組みを構築する必要がある(第4章 2. (3))。
- 財務会計上の執行データから複式簿記仕訳への変換ルールを整理し、固定資産台帳を適切に維持更新できる仕組みを構築する必要がある(第1章 3. (5))。
- 一体的整備に関して全庁的に内部統制を構築し、より多くの職員が参加する仕組みを構築して本取組を進める必要がある(第2章 1. (3) ③、第5章 2. (2))。

(3) 施設情報等活用に関する課題

- 施設別の情報を内部管理用に収集できるような基礎データの作成が必要である(第3章 4. (1))。
- 市民合意を図りながら施策を進めていくため、情報の積極的な公開を推進する必要がある(第2章 2. (3) ②、第2章 2. (4) ②)。
- 民間活力の活用を推進するため、民間事業者が施設・事業の状況を理解しやすいような情報の積極的な公開を推進する必要がある(第2章 2. (2) ①)。

2. 公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備の方向性

(1) 過去に取得した資産情報の整備促進

①統一的な台帳の整備

■課題

- ・ 所管課等で管理している公有財産台帳などの法定台帳等（公共施設マネジメントのための根拠情報）と固定資産台帳（公会計情報のための根拠情報）の間でデータの整合と異動情報の更新について連携を確保する必要がある。

現在、法定台帳等と固定資産台帳の間でデータの整合が取れていないという課題が存在する。そのため、これらの台帳を可能な限り統合し、具体的には多くの部分を占めることとなる公有財産台帳と固定資産台帳を一体的に整備し、その整合を図っていくことが重要である。

また、整備後においても異動情報を法定台帳等及び固定資産台帳を適切に更新することで、常に台帳間の整合を図って情報管理を行う内部統制を構築することが重要である。

具体的には、坂井市の事例を参考に、公有財産台帳と固定資産台帳の統一的な台帳の整備を行うことで、情報管理を推進していくとともに、公有財産台帳の対象外となるインフラ資産においても固定資産台帳との連携を適切に図るため内部統制の再検討をしていく必要がある。

②現状情報の適切な把握

■課題

- ・ 固定資産台帳の情報が、現物資産と紐付けができるように整備する必要がある。

固定資産台帳は、原則としてすべての保有固定資産について評価・整備する必要がある。しかしながら、先進自治体である宇城市や坂井市が実施した公有財産台帳と課税台帳、登記簿（地籍）の突合は、資産の網羅性確保のために有効な方策であることが明らかとなっているため、同様の方策を富岡市でも実施することが重要である。

(2) 今後取得する資産情報整備のための内部統制の構築

①財務会計データの資産情報更新への活用

■課題

- ・ 固定資産台帳の情報が、実在性と網羅性を満たし、正しい情報として整備・維持更新する必要がある。
- ・ 財務会計上の執行データから複式簿記仕訳への変換ルールを整理し、固定資産台帳を適切に維持更新できる仕組みを構築する必要がある。

これまでの基準モデルにおける財務書類作成の過程では、固定資産台帳を適切に更新することができなかった。

この点、富岡市の公共施設等の情報の適切な更新の観点から、砥部町の予算科目精緻化の取組は非常に有効であり、予算段階において公会計情報作成に対応した科目体系とすることで、「日々仕訳」でも「期末一括仕訳」でもない、予算編成時に仕訳を事前に行っておく「予算仕訳」の方式を導入することが今後の持続的な公会計情報・固定資産台帳情報の管理に有用であると考えられる。

そのため、今後富岡市においては、資産を購入した支出と、費用となる支出を分割できる科目体系を構築することで、固定資産台帳情報を適切に更新できる仕組みを構築することが重要である。

②固定資産台帳等の精緻化

■課題

- ・固定資産台帳整備以降に支出した附帯設備や大規模改修などの資産情報について、適切に情報を蓄積する仕組みを構築する必要がある。

建物附属設備等の情報蓄積を図るなどの固定資産台帳の精緻化の取組については、先進自治体でも実施できているところはまだまだ多くなく、重要性はあるものの、優先度は他に劣ると考えられる。そのため、固定資産台帳整備以降に資産を取得する際に、固定資産台帳へ適切に反映させる方法を検討することが重要であると考えられる。

例えば建築物であれば、「建物」として一括して固定資産台帳計上するのではなく、「建物」と「エレベーター」と「給排水設備」などに分割するなど、精緻化を図る取組は愛知県などで行われていたところであり、各資産を区分管理しやすくなると考えられる。これらの取組により、資産の予防保全型維持管理のための情報整備を行うための土壌が出来上がると考えられ、限られた財源の中で適正に施設性能を維持させる現実的な手法として考えられる。

(3) 一体的整備のための全庁的な内部統制の構築

■課題

- ・一体的整備に関して全庁的に内部統制を構築し、より多くの職員が参加する仕組みを構築して本取組を進める必要がある。

公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備を行っていくに当たって、業務とシステムの両面から、全庁的に内部統制を構築することが重要である。

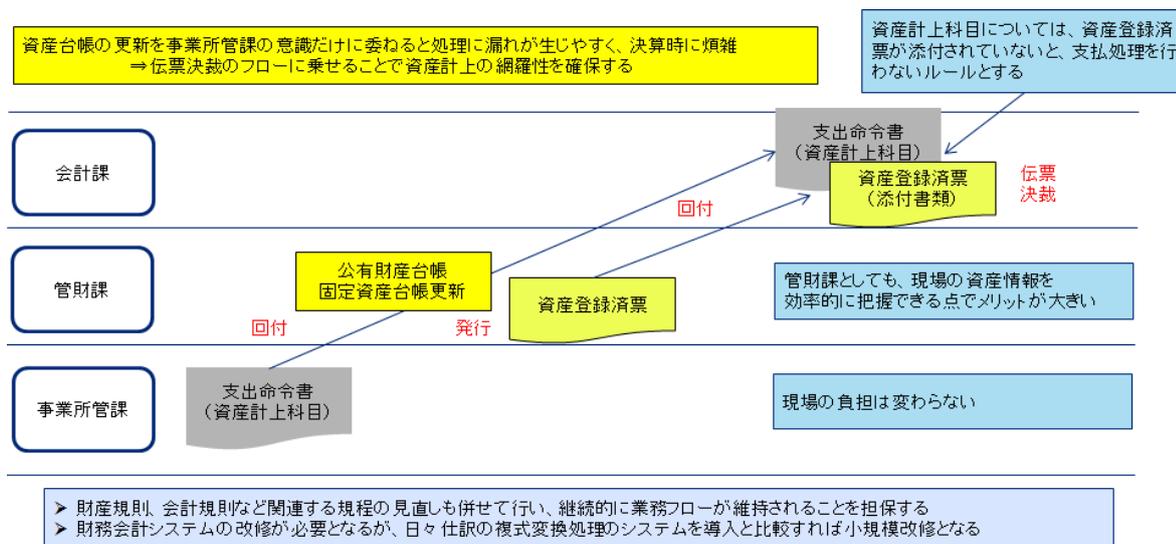
システムに関する課題として、公有財産台帳などの財産台帳と財務会計システム、固定資産台帳との整合性の問題及び単式の執行データ（歳入・歳出）の複式仕訳への変換に係る精度の問題

を挙げている。また、財政状況に余裕がある状況でもないため、高額なシステム改修は困難であるという事情もある。加えて、今後富岡市は公共施設マネジメントへの取組を本格的に始動させ、多機能複合化や集約化などの取組を強化していく必要があり、固定資産管理に重点を置く必要がある。これらのことから、固定資産台帳と仕訳データとの整合性を確保する仕組みを構築した上で、「公有財産台帳の固定資産台帳化」、及び「執行データ精緻化」の併用を行うことで、全庁的にシステム化を図っていくことが重要である。

また、公共施設マネジメントは、一部の職員のみで職務を完結できるものではなく、職員全体が取組に参加できるような仕組みを作ることが推進のために重要である。そのため、財務・会計・財産に関する全庁的な内部統制を構築することが必要であり、例えば下図のように資産情報・財務情報の収集フローと会計支払処理などを業務フロー毎に俯瞰して、検討を行っていく必要がある（図表 6-1 参照）。

さらに、これらの取組を推進する観点から、習志野市で実施していたり、宇城市で目指していたりするような、資産マネジメントに関する担当課を設置する取組などを参考にし、一体的整備を実施する上での専門的な組織を設置することで、より効率的な整備が促進されると考えられる。

図表 6-1 整備体制の見直し例



3. 整備した施設情報等活用の方向性

(1) 施設別財務書類の作成

■課題

- ・施設別の情報を内部管理用に収集できるような基礎データの作成が必要である。

公会計情報と公共施設マネジメント情報を一体的整備した上で、それを活用していくことになる。先進的な取組を行う愛媛県砥部町や熊本県宇城市、福井県坂井市では、施設別財務書類を活用して、今後の施設の統廃合、複合化又は民営化などの実行フェーズに移りつつある。また、宇城市では、実際に図書館の廃止や保育園の民営化などが進んでいる。

富岡市では、公共施設等の維持更新費用の負担が増加するという課題が明らかになっていることから、今後は平成26年度に策定した公共施設白書の情報を更新するとともに、公共施設等の維持更新費用の負担が増加するという課題が明らかになっていることから、深度ある分析を行い、公共施設等老朽化について、市民が関心を高めるような情報発信をしていくことが望まれている。

そのため、台帳情報と連携した施設別のフルコスト情報や利用情報などの情報を継続的に収集及び蓄積し、適切なPDCAサイクルの構築とデータの正確性担保を両立した上で、公共施設の統廃合・複合化・民営化などの議論を活発化させることが重要である。

(2) 住民との合意形成のための情報公開

■課題

- ・市民合意を図りながら施策を進めていくため、情報の積極的な公開を推進する必要がある。

公共施設の統廃合・複合化などは、公共サービスを可能な限り維持することを前提とした見直しであったとしても、「総論賛成・各論反対」の意見が生じることも想定される。そのため、総論賛成の部分少しずつ広げていくアプローチが重要であり、必要十分な情報をホームページに掲載するなど客観的な情報を積極的に公開していくことが最初に必要なことである。その後、砥部町における広報誌の特集や、バランスシート探検隊などの取組を参考にしながら、公共施設が抱える課題を多くの住民に知ってもらうための機会を設け、今後の公共施設の在り方を住民とともに考えることが重要である。

(3) 民間活力の活用をするための情報公開

■課題

- ・民間活力の活用を推進するため、民間事業者が施設・事業の状況を理解しやすいような情報の積極的な公開を推進する必要がある。

公共施設等の課題を解決するためのプランが、全て行政のみで立案・運用が行えるとは限らないことから、民間活力の活用を推進することが求められる。

例えば、習志野市においては民間事業者との対話や情報公開を積極的に行っており、これにより民間事業者にもメリットがある形で事業スキームの検討が行われている。このような取組を参考にして、富岡市においても積極的に、施設情報・事業情報の情報公開を行って民間活力の活用を推進し、公共施設等の課題を解決する必要がある。

4. 公共施設等総合管理計画の策定に向けた基本的な方向性

富岡市の現状や課題に関する基本的な認識を受け、公共施設等の管理に関する基本的な方向性を示す。

総務省の『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』に示された以下の7つの「実施方針」（図表 6-2 参照）を参考にすると、一般的に以下の事項が考えられる。

図表 6-2 『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』で示されている7つの実施方針

- | |
|------------------------------|
| ① 点検・診断等の実施方針 |
| ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針 |
| ③ 安全確保の実施方針 |
| ④ 耐震化の実施方針 |
| ⑤ 長寿命化の実施方針 |
| ⑥ 統合や廃止の推進方針 |
| ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 |

① 点検・診断等の実施方針

点検・診断等の実施方針について、以下の事項の検討を行う。

- ・ 公共施設等の定期点検の適切な実施
- ・ 予防保全的な観点を踏まえた、保全の優先度の設定
- ・ 技術系職員以外でも取り組めるような簡易劣化診断の仕組みづくり
- ・ 市民との協働による点検・診断等の実施

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針について、富岡市保有の建物総延床面積の16% (36,400 m²)を市民文化系施設が占めており、特に文化財関連の施設は維持管理等の費用が多額になりやすいことから、優先度をつけた合理的な維持管理等を進める。

また、以下の事項の検討を行う。

- ・ 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけた計画的な改修又は更新
- ・ 維持管理を行う財源を捻出するための、受益者負担に関する見直しの検討
- ・ 指定管理者制度の推進及び、コスト削減のみならず稼げる公共施設を志向した、収入増に向けた取組の推進
- ・ 市民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするための、用途変更しやすい簡素な施設設計を行うなどの取組の推進
- ・ 新しい技術や考え方を積極的に取り入れた、維持管理、修繕又は更新等の合理的な推進

③ 安全確保の実施方針

安全確保の実施方針について、以下の事項の検討を行う。

- 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等に関する、ソフト・ハードの両面からの安全確保
- 市民利用度などの観点を踏まえた、安全確保に関する優先度の決定
- 市民の安全確保の観点を踏まえた、維持困難な施設に対する、適切な供用廃止等の措置の実施

④ 耐震化の実施方針

耐震化の実施方針について、以下の事項の検討を行う。

- 市民利用度や、災害拠点などの観点を踏まえた、耐震化に関する優先順位の決定
- 道路、橋りょう、上下水道をはじめとするインフラに関する耐震化の検討

⑤ 長寿命化の実施方針

長寿命化の実施方針について、公共施設及びインフラに関し、ライフサイクルコストの最小化を意識して、必要な長寿命化を行う。

また、以下の事項の検討を行う。

- 個別施設毎の長寿命化計画の策定の推進
- 公共施設の耐用年数到来年度（公共施設の更新の対応時期）の把握及び、他施設との複合化が可能な施設に関する必要な長寿命化の実施

⑥ 統合や廃止の推進方針

統合や廃止の推進方針について、富岡市は全体としてすべての施設を更新することが難しいことが明らかとなっているため、地域の多様性等も考慮しつつ、必要な統廃合の検討を進める。

また、以下の事項の検討を行う。

- 行政サービスとして必要な水準や機能などを意識した、既存の公共施設の状態にとらわれない施設の見直しの検討
- 当該サービスが公共施設等でなければ提供不可能か、民間に代替できないかなどの、公共施設等とサービスの関係性を踏まえた検討
- 人口減少や少子高齢化などの人口動態の変化や人口重心、地域のニーズに対応した公共施設の再編
- 公共施設の類型ごとの、必要な公共施設総量を見直しに伴う、機能重複の解消
- 広域的な観点による必要な公共施設等の保有量の明確化
- 市民の理解が得られるような、統廃合や複合化に関する客観的な情報の公開

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針について、公共施設等総合管理計画の進捗管理を行うための専門組織を設置し、公共施設等に関する取組を確実に進行させる。また、資産管理並びに公会計のデータ整備及び活用を図るため、庁内の財務に関する各担当部署の任務の明確化と内部統制を再構築する。

さらに、以下の事項について検討を行う。

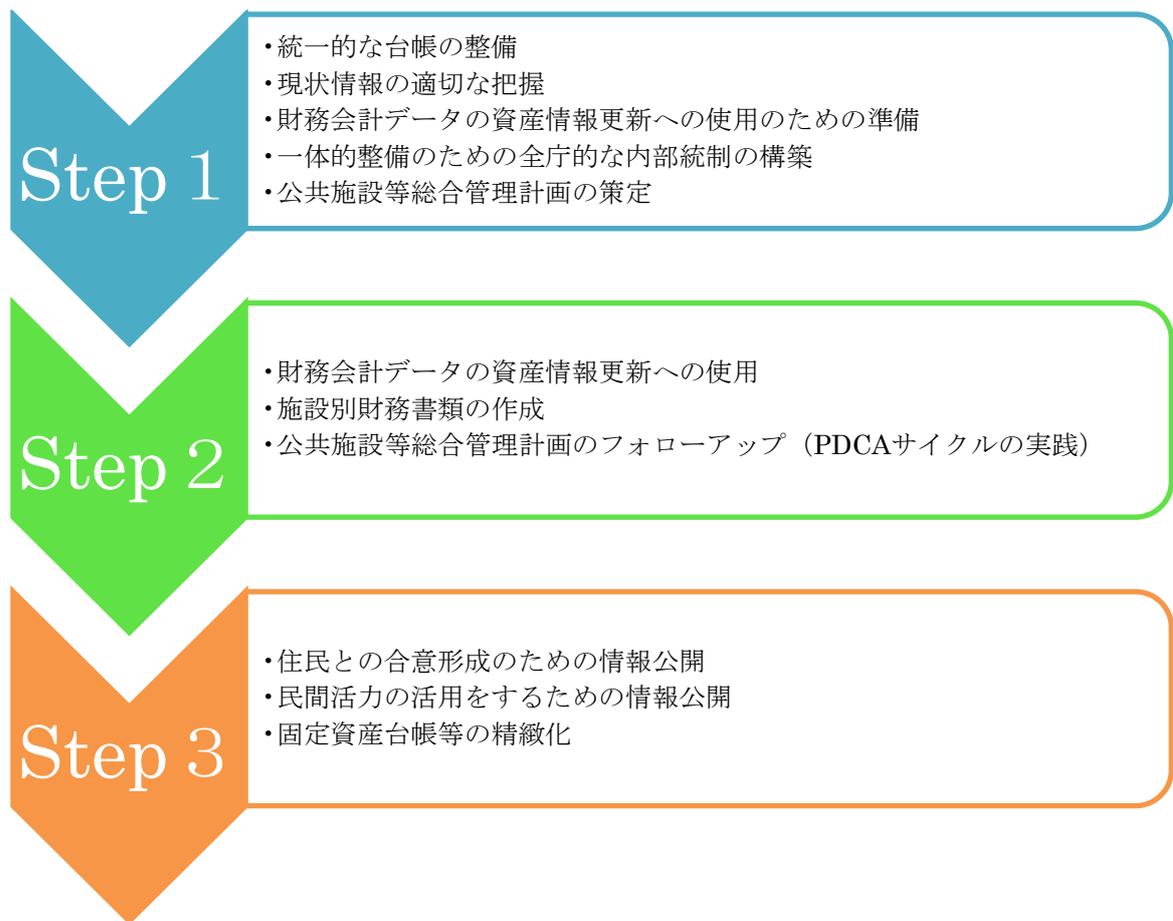
- 職員一人一人が、経営的感覚及び全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つための研修会の実施
- 公共施設等の管理運営に際する、PPP/PFIの積極的な活用
- 空間の有効活用を推進していくことをミッションとしたベンチャー企業、施設運営の合理性を高める技術を開発している企業などとの連携を含めた、民間における新しい取組の積極的な活用
- 市と市民、NPO又は企業など、様々な主体が連携し、公共施設を含む地域資源を最大限活用することによる、地域の持続的発展の志向
- 一部の積極的に寄せられる意見だけでなく、サイレントマジョリティの意見も十分に反映するための市民との合意形成方法

5. 公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備に係る推進プロセス

富岡市が今後どのように推進していくべきかについてのプロセスを示すと次のとおりとなる(図表 6-3 参照)。これらの取組項目は、本章 2～3 にて示した方向性の各項目とリンクしている。

なお、これらの取組は一度実施して終了するという性質のものではなく、継続して実施することが重要である。

図表 6-3 公共施設マネジメント推進プロセス



調査研究委員会名簿

調査研究委員会名簿

委員長	鈴木 豊	青山学院大学 名誉教授、学校法人青山学院常任監事 公認会計士・税理士
委員	関口 智	立教大学 経済学部 教授
	李 祥 準	関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 専任講師
	植田 和男	特定非営利活動法人 日本 PFI・PPP 協会 理事長
	小澤 悦雄	富岡市 市長公室 室長
	齋藤 順一	富岡市 総務部 部長
	金井 幹夫	富岡市 市民生活部 部長
	城田 雅一	富岡市 経済建設部 部長
	高橋 修	富岡市 教育部 部長
	鈴木 善彰	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部長
事務局	岩瀬 寛	富岡市 市長公室財政課 課長
	茂木 進一	富岡市 市長公室財政課 係長
	安部 広貴	富岡市 市長公室財政課 係長代理
	北村 謙二	富岡市 市長公室財政課 主事
	安藤 幸夫	富岡市 市長公室財政課 係長
	植村 貴生	富岡市 市長公室財政課 主事
	安藤 加奈子	富岡市 市長公室財政課 主事
	久保田 信治	一般財団法人地方自治研究機構 主任研究員
	平原 彩	一般財団法人地方自治研究機構 研究員
基礎調査 機関	宗和 暢之	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
	小室 将雄	有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
	井上 大輔	有限責任監査法人トーマツ シニアスタッフ 公認会計士
	久保 美季	有限責任監査法人トーマツ シニアスタッフ 公認会計士
	横田 慎一	有限責任監査法人トーマツ シニアスタッフ 公認会計士
	沼田 真澄	有限責任監査法人トーマツ シニアスタッフ 公認会計士試験合格者
	中川 亮	有限責任監査法人トーマツ スタッフ 公認会計士
	阿久根 正太	有限責任監査法人トーマツ スタッフ 公認会計士試験合格者
	山本 享兵 (平成 27 年 9 月末日まで)	有限責任監査法人トーマツ マネジャー 公認会計士・認定ファシリティマネジャー

(順不同 敬称略)

資料編

図表 資料-1 調査票(土地)

調査票番号 20150331		科目 土地	
1	フルダウン	自動入力	
2	1	2	自動入力
3	半角数字	半角数字	半角数字
4	全半角	全半角	全半角文字
5	100	3	100
6	自動入力	自動入力	自動入力
7	100	100	100
8	半角数字	半角数字	半角数字
9	自動入力	自動入力	自動入力
10	選択	選択	選択
11	自動入力	自動入力	自動入力
12	自動入力	自動入力	自動入力
13	自動入力	自動入力	自動入力
14	自動入力	自動入力	自動入力
15	全半角文字	全半角文字	全半角文字
16	100	100	100
17	自動入力	自動入力	自動入力
所在地			
180	1	1	1
181	1	1	1
182	1	1	1
183	1	1	1
184	1	1	1
185	1	1	1
186	1	1	1
187	1	1	1
188	1	1	1
189	1	1	1
190	1	1	1
191	1	1	1
192	1	1	1
193	1	1	1
194	1	1	1
195	1	1	1
196	1	1	1
197	1	1	1
198	1	1	1
199	1	1	1
200	1	1	1
201	1	1	1
202	1	1	1
203	1	1	1
204	1	1	1
205	1	1	1
206	1	1	1
207	1	1	1
208	1	1	1
209	1	1	1
210	1	1	1
211	1	1	1
212	1	1	1
213	1	1	1
214	1	1	1
215	1	1	1
216	1	1	1
217	1	1	1
218	1	1	1
219	1	1	1
220	1	1	1
221	1	1	1
222	1	1	1
223	1	1	1
224	1	1	1
225	1	1	1
226	1	1	1
227	1	1	1
228	1	1	1
229	1	1	1
230	1	1	1
231	1	1	1
232	1	1	1
233	1	1	1
234	1	1	1
235	1	1	1
236	1	1	1
237	1	1	1
238	1	1	1
239	1	1	1
240	1	1	1
241	1	1	1
242	1	1	1
243	1	1	1
244	1	1	1
245	1	1	1
246	1	1	1
247	1	1	1
248	1	1	1
249	1	1	1
250	1	1	1
251	1	1	1
252	1	1	1
253	1	1	1
254	1	1	1
255	1	1	1
256	1	1	1
257	1	1	1
258	1	1	1
259	1	1	1
260	1	1	1
261	1	1	1
262	1	1	1
263	1	1	1
264	1	1	1
265	1	1	1
266	1	1	1
267	1	1	1
268	1	1	1
269	1	1	1
270	1	1	1
271	1	1	1
272	1	1	1
273	1	1	1
274	1	1	1
275	1	1	1
276	1	1	1
277	1	1	1
278	1	1	1
279	1	1	1
280	1	1	1
281	1	1	1
282	1	1	1
283	1	1	1
284	1	1	1
285	1	1	1
286	1	1	1
287	1	1	1
288	1	1	1
289	1	1	1
290	1	1	1
291	1	1	1
292	1	1	1
293	1	1	1
294	1	1	1
295	1	1	1
296	1	1	1
297	1	1	1
298	1	1	1
299	1	1	1
300	1	1	1
301	1	1	1
302	1	1	1
303	1	1	1
304	1	1	1
305	1	1	1
306	1	1	1
307	1	1	1
308	1	1	1
309	1	1	1
310	1	1	1
311	1	1	1
312	1	1	1
313	1	1	1
314	1	1	1
315	1	1	1
316	1	1	1
317	1	1	1
318	1	1	1
319	1	1	1
320	1	1	1
321	1	1	1
322	1	1	1
323	1	1	1
324	1	1	1
325	1	1	1
326	1	1	1
327	1	1	1
328	1	1	1
329	1	1	1
330	1	1	1
331	1	1	1
332	1	1	1
333	1	1	1
334	1	1	1
335	1	1	1
336	1	1	1
337	1	1	1
338	1	1	1
339	1	1	1
340	1	1	1
341	1	1	1
342	1	1	1
343	1	1	1
344	1	1	1
345	1	1	1
346	1	1	1
347	1	1	1
348	1	1	1
349	1	1	1
350	1	1	1
351	1	1	1
352	1	1	1
353	1	1	1
354	1	1	1
355	1	1	1
356	1	1	1
357	1	1	1
358	1	1	1
359	1	1	1
360	1	1	1
361	1	1	1
362	1	1	1
363	1	1	1
364	1	1	1
365	1	1	1
366	1	1	1
367	1	1	1
368	1	1	1
369	1	1	1
370	1	1	1
371	1	1	1
372	1	1	1
373	1	1	1
374	1	1	1
375	1	1	1
376	1	1	1
377	1	1	1
378	1	1	1
379	1	1	1
380	1	1	1
381	1	1	1
382	1	1	1
383	1	1	1
384	1	1	1
385	1	1	1
386	1	1	1
387	1	1	1
388	1	1	1
389	1	1	1
390	1	1	1
391	1	1	1
392	1	1	1
393	1	1	1
394	1	1	1
395	1	1	1
396	1	1	1
397	1	1	1
398	1	1	1
399	1	1	1
400	1	1	1
401	1	1	1
402	1	1	1
403	1	1	1
404	1	1	1
405	1	1	1
406	1	1	1
407	1	1	1
408	1	1	1
409	1	1	1
410	1	1	1
411	1	1	1
412	1	1	1
413	1	1	1
414	1	1	1
415	1	1	1
416	1	1	1
417	1	1	1
418	1	1	1
419	1	1	1
420	1	1	1
421	1	1	1
422	1	1	1
423	1	1	1
424	1	1	1
425	1	1	1
426	1	1	1
427	1	1	1
428	1	1	1
429	1	1	1
430	1	1	1
431	1	1	1
432	1	1	1
433	1	1	1
434	1	1	1
435	1	1	1
436	1	1	1
437	1	1	1
438	1	1	1
439	1	1	1
440	1	1	1
441	1	1	1
442	1	1	1
443	1	1	1
444	1	1	1
445	1	1	1
446	1	1	1
447	1	1	1
448	1	1	1
449	1	1	1
450	1	1	1
451	1	1	1
452	1	1	1
453	1	1	1
454	1	1	1
455	1	1	1
456	1	1	1
457	1	1	1
458	1	1	1
459	1	1	1
460	1	1	1
461	1	1	1
462	1	1	1
463	1	1	1
464	1	1	1
465	1	1	1
466	1	1	1
467	1	1	1
468	1	1	1
469	1	1	1
470	1	1	1
471	1	1	1
472	1	1	1
473	1	1	1
474	1	1	1
475	1	1	1
476	1	1	1
477	1	1	1
478	1	1	1
479	1	1	1
480	1	1	1
481	1	1	1
482	1	1	1
483	1	1	1
484	1	1	1
485	1	1	1
486	1	1	1
487	1	1	1
488	1	1	1
489	1	1	1
490			

図表 資料-4 調査票(その他)

調査票		その他	
項目	調査票	その他	
調査票番号	20150331		
1	ブルダウソ	自動入力	
2	1	自動入力	
3	1	自動入力	
4	1	自動入力	
5	1	自動入力	
6	1	自動入力	
7	1	自動入力	
8	1	自動入力	
9	1	自動入力	
10	1	自動入力	
11	1	自動入力	
12	1	自動入力	
13	1	自動入力	
14	1	自動入力	
15	1	自動入力	
16	1	自動入力	
17	1	自動入力	
18	1	自動入力	
19	1	自動入力	
20	1	自動入力	
21	1	自動入力	
22	1	自動入力	
23	1	自動入力	
24	1	自動入力	
25	1	自動入力	
26	1	自動入力	
27	1	自動入力	
28	1	自動入力	
29	1	自動入力	
30	1	自動入力	
31	1	自動入力	
32	1	自動入力	
33	1	自動入力	
34	1	自動入力	
35	1	自動入力	
36	1	自動入力	
37	1	自動入力	
38	1	自動入力	
39	1	自動入力	
40	1	自動入力	
41	1	自動入力	
42	1	自動入力	
43	1	自動入力	
44	1	自動入力	
45	1	自動入力	
46	1	自動入力	
47	1	自動入力	
48	1	自動入力	
49	1	自動入力	
50	1	自動入力	
51	1	自動入力	
52	1	自動入力	
53	1	自動入力	
54	1	自動入力	
55	1	自動入力	
56	1	自動入力	
57	1	自動入力	
58	1	自動入力	
59	1	自動入力	
60	1	自動入力	
61	1	自動入力	
62	1	自動入力	
63	1	自動入力	
64	1	自動入力	
65	1	自動入力	
66	1	自動入力	
67	1	自動入力	
68	1	自動入力	
69	1	自動入力	
70	1	自動入力	
71	1	自動入力	
72	1	自動入力	
73	1	自動入力	
74	1	自動入力	
75	1	自動入力	
76	1	自動入力	
77	1	自動入力	
78	1	自動入力	
79	1	自動入力	
80	1	自動入力	
81	1	自動入力	
82	1	自動入力	
83	1	自動入力	
84	1	自動入力	
85	1	自動入力	
86	1	自動入力	
87	1	自動入力	
88	1	自動入力	
89	1	自動入力	
90	1	自動入力	
91	1	自動入力	
92	1	自動入力	
93	1	自動入力	
94	1	自動入力	
95	1	自動入力	
96	1	自動入力	
97	1	自動入力	
98	1	自動入力	
99	1	自動入力	
100	1	自動入力	

公会計情報と公共施設マネジメント情報の一体的整備
に関する調査研究

—平成28年3月発行—

富岡市 市長公室 財政課
〒370-2392
群馬県富岡市富岡1460-1
電話0274-62-1511（代表）

一般財団法人 地方自治研究機構
〒104-0061
東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階
電話03-5148-0661（代表）